

# 目次

|            |   |
|------------|---|
| 令和4年度予算の概要 | 3 |
|------------|---|

## 令和4年度新規・主要事業

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| ■ 小さな拠点づくりの推進           | 13  |
| ■ PCR等検査費助成             | 28  |
| ■ 地域公共交通計画の策定           | 37  |
| ■ 住まいづくり応援              | 38  |
| ■ 定住促進住宅整備事業            | 39  |
| ■ 住生活基本計画の策定            | 40  |
| ■ 夢と可能性に挑戦する人財定住助成金     | 40  |
| ■ 関係人口の創出・拡大            | 41  |
| ■ 担い手経営発展支援             | 52  |
| ■ ICTを活用した有害鳥獣対策可能性調査事業 | 57  |
| ■ 経営持続化補助金              | 61  |
| ■ 町内消費拡大支援事業            | 61  |
| ■ 電子決済普及事業              | 61  |
| ■ スクール・サポート・スタッフの配置     | 74  |
| ■ 英語検定費用助成（自らの学び応援事業）   | 76  |
| ■ 多世代対話活動事業 かわもと版「カタリ場」 | 83  |
| ■ 悠呂ふるさと会館空調設備改修        | 91  |
| ■ 水防活動                  | 101 |
| ■ 治水対策                  | 102 |
| ■ 消防団の活動経費              | 102 |

## 第1章 住み慣れた地域の暮らしが持続するまち（暮らし）

|                 |    |
|-----------------|----|
| ■ 住民主体の地域づくりの推進 | 12 |
| ■ 地域福祉の充実       | 15 |
| ■ 健康づくりの推進      | 23 |
| ■ 地域医療の充実       | 30 |
| ■ 公共交通の充実       | 35 |
| ■ 移住・交流の推進      | 38 |

## 第2章 暮らしを支える生業、地域資源を活かした産業が根付くまち（産業）

|                |    |
|----------------|----|
| ■ 農林水産業の振興     | 49 |
| ■ 商工業・サービス業の振興 | 60 |
| ■ 起業支援・企業誘致の推進 | 62 |

## 第3章 子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまち（子育て・教育）

|                 |    |
|-----------------|----|
| ■ 結婚・子育て支援の充実   | 65 |
| ■ 川本らしい学びの環境の充実 | 73 |
| ■ 学び続けられる環境の充実  | 83 |
| ■ 多様性のある地域社会の実現 | 95 |

## 第4章 すべての住民が、安心して暮らせるまち（安全）

|                  |     |
|------------------|-----|
| ■ 防災・減災対策の充実     | 99  |
| ■ インフラ整備・環境対策の推進 | 104 |
| ■ 日常の安全対策の充実     | 114 |

## 第5章 効率的な行財政運営の推進

|                |     |
|----------------|-----|
| ■ 効率的な行財政運営の推進 | 119 |
|----------------|-----|

# 令和4年度 予算の概要

## ●予算って何ですか？

予算とは、町の1年間の収入と支出の計画です。

新しい年度が始まる前に1年間に皆さんに納めていただく税金などどれくらいの収入があるか、その収入をもとにどのような事業を行うかを計画し、その費用を見積もり、予算を定めています。

## ●どのような予算がありますか？

川本町の予算は、使い道や収入源の違いから、2つの会計（一般会計・特別会計）に分かれています。

①一般会計…福祉、教育などの行政の基本的な事業を行う会計で、川本町の予算の大部分がこの一般会計に含まれます。

②特別会計…一般会計と切り離して、特定の事業ごとに経理するための予算です。

川本町の特別会計には、国民健康保険、後期高齢者医療、簡易水道、農業集落排水処理の4つの事業があります。

## ●令和4年度の予算はどのくらいですか？（ ）は対前年度比

◎一般会計 44億1,817万4千円（+5.6%）

◎特別会計 8億9,584万7千円（+1.1%）  
（内訳）

- ・国民健康保険事業 4億9,947万2千円（+5.6%）
- ・後期高齢者医療事業 1億5,276万円（+6.2%）
- ・簡易水道事業 1億8,911万5千円（△5.8%）
- ・農業集落排水処理事業 5,450万円（△20.4%）

## ●収入(歳入)の内訳は？

一般会計の収入（歳入）

### 自主財源

町が自主的に収入できるお金

### 依存財源

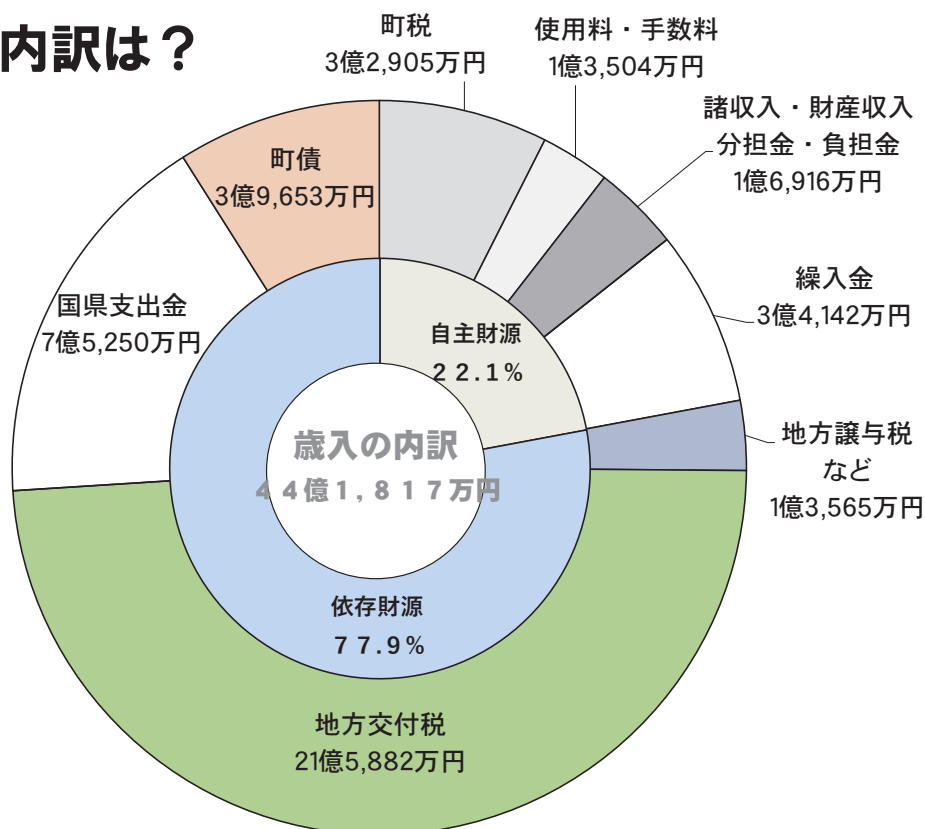
国・県から交付されたり、借り入れたりするお金

### 町債

町の借金のことで、道路や建物建設事業に対する長期借入金  
毎年度一定額を返済することで、町の財政負担を平準化する

### 地方交付税

どの地域でも一定の行政サービスを提供できるよう、町の財政状況に応じて国税の一部が交付される



## ●支出(歳出)の内訳は？

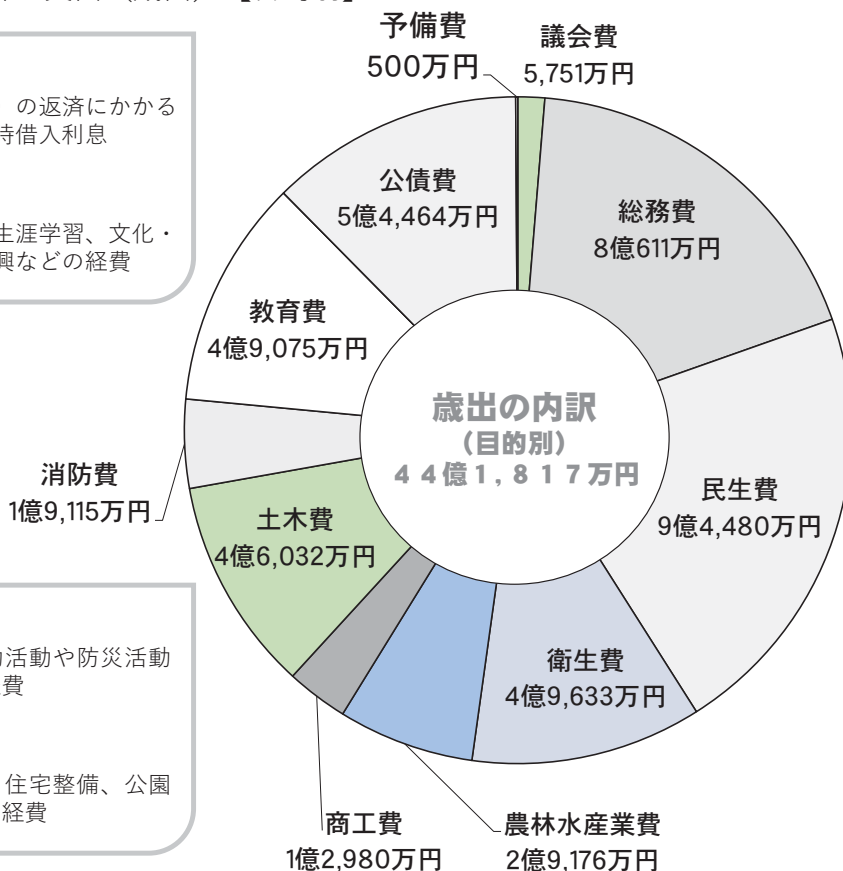
一般会計の支出(歳出)【目的別】

### 公債費

町債(借金)の返済にかかる元金と一時借入利息

### 教育費

学校教育、生涯学習、文化・スポーツ振興などの経費



### 議会費

議会報酬や活動費など議会運営に必要な経費

### 総務費

町の内部管理経費や地域振興のための経費

### 民生費

子どもや高齢者、障がい者などの福祉に対する経費

### 衛生費

保健・医療の充実やごみ処理など生活環境整備の経費

### 農林水産業費

農林業の振興を図るための支援、基盤整備などの経費

### 商工費

商工業の振興、企業誘致、観光振興のための経費

### 消防費

消防・救助活動や防災活動に必要な経費

### 土木費

道路整備、住宅整備、公園管理などの経費

一般会計の支出(歳出)【性質別】

### ■その他の経費

義務的経費、投資的経費を除く全ての経費

### 物件費

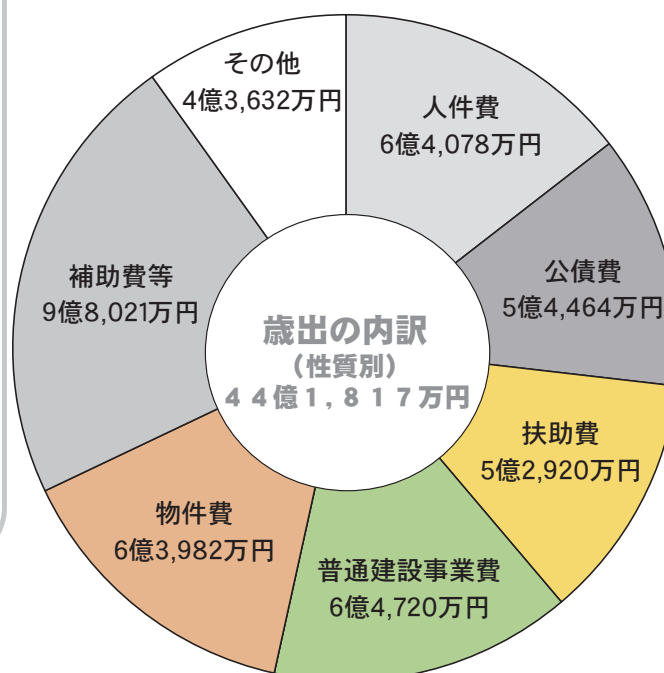
町有施設の維持管理経費や機器整備の委託料などの内部事務にかかる経費

### 補助費等

各種団体へ交付される補助金や事務組合、消防組合等への運営負担金など

### その他

維持補修費、利息積立金、貸付金、特別会計への繰入金、予備費など



### ■義務的経費

町が必ず払わなければならない経費

### 人件費

職員給与、議会議員、委員の報酬、共済費など

### 公債費

町債(借金)の返済にかかる元金と一時借入利息

### 扶助費

法律に基づくものなど、福祉施策に必要な経費

### ■投資的経費

道路、学校、施設などの社会資本形成のための経費

### 普通建設事業費

道路改良、住宅整備などの公共事業にかかる経費



## ●町民一人あたりの予算額は？

一般会計の予算を町民一人あたりに換算すると139万7千円となり、前年度と比較し一人あたり9万1千円の増となります。

| 予算の内容                   | 一人あたり<br>令和4年度予算 | 一人あたり<br>対前年度 |
|-------------------------|------------------|---------------|
| 子どもや高齢者、障がい者の福祉など（民生費）  | 29万9千円           | △7千円          |
| 道路整備、住宅整備、公園管理など（土木費）   | 14万6千円           | 2万9千円         |
| 町の借金（元金・利息）の支払いなど（公債費）  | 17万2千円           | 1万9千円         |
| 学校教育、生涯学習、文化振興など（教育費）   | 15万5千円           | 4万1千円         |
| 町の内部管理経費や地域振興など（総務費）    | 25万5千円           | 4万4千円         |
| 保健衛生やごみ・し尿処理などに（衛生費）    | 15万7千円           | △5万7千円        |
| 農林業の振興や基盤整備など（農林水産業費）   | 9万2千円            | 3千円           |
| 商工業の振興、企業誘致、観光振興など（商工費） | 4万1千円            | 6千円           |
| 消防・救助活動や防災活動など（消防費）     | 6万0千円            | 1万2千円         |
| 議員報酬や議員活動費など（議会費）       | 1万8千円            | 0円            |
| その他（予備費）                | 2千円              | 1千円           |

### ■主な増額の要因

主な増額の要因は、土木費の定住促進住宅整備事業（6,719万4千円）や町営住宅除却事業（3,499万円）の増額、教育費の悠邑ふるさと会館空調設備改修事業（4,000万円）や小中学校長寿命化事業（3,714万円）、小中学校避難設備整備事業（3,972万4千円）による増額等の影響があげられます。

### ■主な減額の要因

主な減額の要因は、新可燃ごみ共同処理施設が完成したことで施設整備にかかる負担金の負担がなくなったこと等の影響があげられます。

※一人あたり予算は、令和3年12月末人口の3,162人で除して算出しています

※四捨五入等の影響で合計が一致しない場合があります

## ●川本町の予算を「家計簿」に例えてみると？

町の歳入・歳出は家計における収入・支出とは異なりますが、イメージしやすくするために一般会計の予算を年収360万円（月収30万円）の家計に置き換えてみました。

### かわもと家の家計簿

#### 1ヶ月の収入（30万円）

- 給与・・・・・・・・・・19万9千円
  - 基本給・・・・・・・・・・4万2千円（町税、使用料手数料等の自主財源）
  - 諸手当・・・・・・・・・・15万7千円（地方交付税、地方譲与税など）
- 親世帯からの援助・・・・5万1千円（国・県補助金）
- 銀行からの借入（町債）・2万7千円
- 貯金の取崩し（繰入金）・2万3千円
- 合計・・・・・・・・・・30万0千円

#### 資産等の状況

- 預貯金（基金）・・・・151万7千円
- ローン残高・・・・44万6千7百円（町債残高）

※令和4年度末現在の残高見込額を年収360万円の家計に換算した金額

#### 1ヶ月の支出（30万円）

- 食費（人件費）・・・・4万4千円
- 医療費・教育費・・・・3万6千円（扶助費）
- 銀行ローン返済・・・・3万7千円（公債費）
- 光熱水費、電話代  
日用品など（物件費）・・4万3千円
- 家・車・家電の  
修理・購入等・・・・4万8千円（普通建設事業費、維持補修費）
- 家族への仕送り・町内会への  
負担金・・・・9万1千円（繰出金、補助費等）
- 兄弟等への貸付・・・・0千円（投資、出資金、貸付金）
- 銀行への預金・・・・1千円（積立金）
- 合計・・・・・・・・・・30万0千円

#### ■収入について

給与のうち、基本給の多くは町民の皆様に納めていただいた町税です。しかし、給与に占める基本給（町税や使用料手数料収入）の割合は2割程度であり、残りの8割は諸手当（地方交付税、地方譲与税等）に依存しているのが現状です。また、家・車の購入（普通建設事業）は銀行からの借入で賄っており、借入の年額は32万4千円（月額2万7千円）となります。

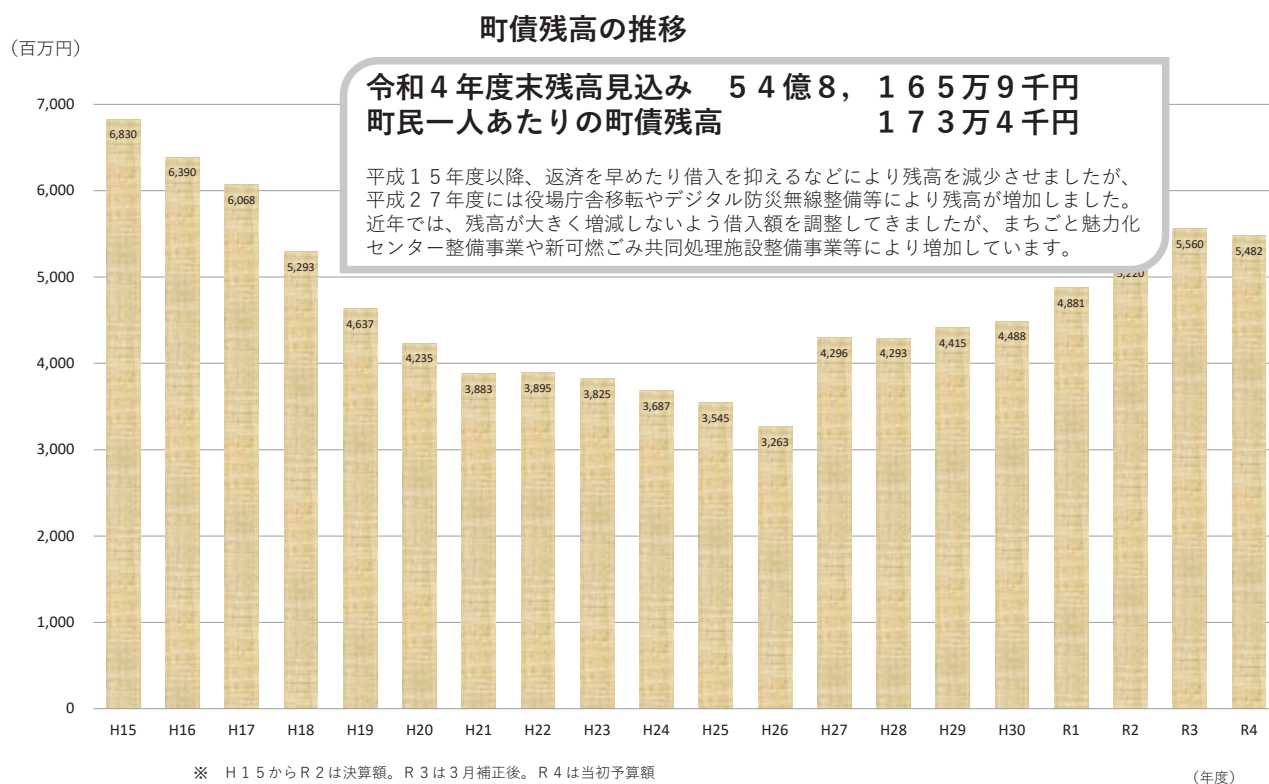
#### ■支出について

食費（人件費）、医療費・教育費（扶助費）、銀行ローン返済（公債費）の3つは「義務的経費」と呼ばれ、この割合が高いほど家計に余裕がないことを意味します。令和4年度の義務的経費の割合は39.0%であり、前年度よりも0.7%減少しています。家・車・家電の修理・購入等（普通建設事業費、維持補修費）の割合が増加しているのは、悠邑ふるさと会館や小中学校、町営住宅といった公共施設の老朽化対策や定住促進住宅整備などが影響しています。

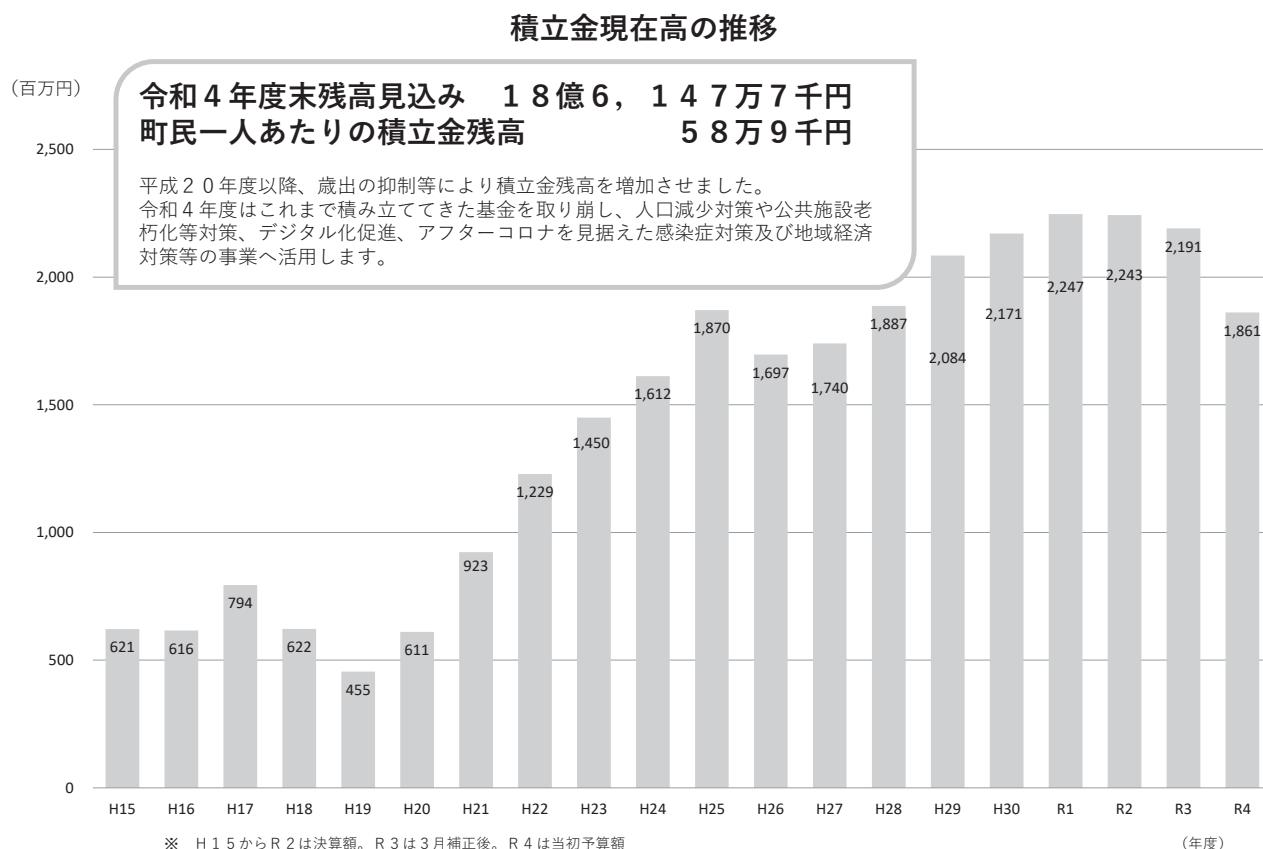
#### ■資産等について

ローンを年額32万4千円の借入を行う一方で、44万4千円返済するため、前年度に比べてローン残高が12万円減少する見込みです。

## ●町の借金残高(町債)の推移は？



## ●町の貯金残高(積立金)の推移は？





# 第 1 章

## 暮らし

～住み慣れた地域の暮らしが持続するまち～

## 住民主体の地域づくりの推進

|                       |    |
|-----------------------|----|
| ■ 「小さな拠点づくり」の推進（三原地区） | 12 |
| ■ 小さな拠点づくりの推進         | 13 |
| ■ コミュニティ助成            | 14 |

## 地域福祉の充実

|                 |    |
|-----------------|----|
| ■ 社会福祉活動に対する助成  | 15 |
| ■ 民生・児童委員の活動    | 15 |
| ■ 生活保護          | 15 |
| ■ 生活困窮者自立支援     | 15 |
| ■ ひとり親家庭への支援の充実 | 16 |
| ■ 高齢者福祉の充実      | 16 |
| ■ 老人クラブに対する助成   | 16 |
| ■ 敬老            | 17 |
| ■ 介護保険          | 17 |
| ■ 介護予防          | 17 |
| ■ 包括的介護支援       | 19 |
| ■ 障がい福祉サービス等    | 20 |
| ■ 障がい者に対する支援    | 22 |

## 健康づくりの推進

|                        |    |
|------------------------|----|
| ■ がん検診等（結核検診含む）の実施     | 23 |
| ■ 禁煙治療費の助成             | 24 |
| ■ 自死対策                 | 24 |
| ■ 健康教室・健康相談・健康教育・食育の開催 | 25 |
| ■ 食生活改善推進              | 26 |
| ■ 感染症予防（予防接種）          | 27 |
| ■ 新型コロナウイルスのワクチン接種     | 28 |
| ■ 狂犬病予防                | 29 |

## 地域医療の充実

|                 |    |
|-----------------|----|
| ■ 公的病院等の支援      | 30 |
| ■ 在宅当番医制運営      | 30 |
| ■ 公立邑智病院の運営     | 30 |
| ■ 医療費等助成        | 30 |
| ■ 国民健康保険（特別会計）  | 32 |
| ■ 後期高齢者医療（特別会計） | 34 |

## 公共交通の充実

|                         |    |
|-------------------------|----|
| ■ 生活バス路線の確保対策           | 35 |
| ■ 石見交通「バスカード」購入費助成      | 35 |
| ■ デマンド型交通「まげなタクシー」運行等経費 | 36 |
| ■ タクシー利用助成              | 36 |
| ■ 高齢者等フリーパス             | 36 |
| ■ スクールバスの運行             | 37 |
| ■ 地域公共交通計画の策定           | 37 |

## 移住・交流の推進

|                     |    |
|---------------------|----|
| ■ 住まいづくり応援          | 38 |
| ■ 定住促進住宅整備事業        | 39 |
| ■ 住生活基本計画の策定        | 40 |
| ■ 夢と可能性に挑戦する人財定住助成金 | 40 |
| ■ かわもと暮らしの運営        | 41 |
| ■ 関係人口の創出・拡大        | 41 |
| ■ 川本町地域おこし協力隊       | 41 |
| ■ 広島県坂町との交流         | 43 |
| ■ 広島県坂町でのイベント出店     | 43 |
| ■ 農林業振興施設の管理運営      | 44 |
| ■ 観光振興の強化           | 45 |
| ■ 広島地区等への観光情報の発信    | 45 |
| ■ イベント実行委員会への補助     | 45 |



# 住民主体の地域づくりの推進

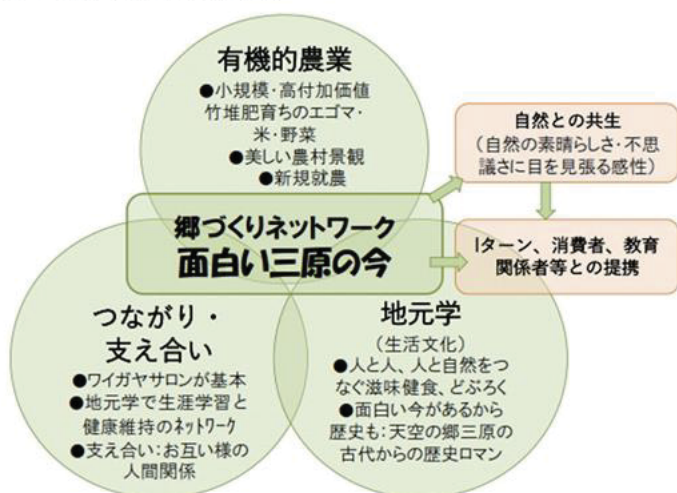
## ■ 「小さな拠点づくり」の推進（三原地区）

756万円

（まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634）

### 三原の郷づくり活動の全体イメージ （三原版「小さな拠点づくり」）

人が魅力を感じる農業と自然があり、住みたいと思える地域の支え合いがあり、人と人・人と自然を繋げる食があり、こうした面白い三原の今には思いをはせたい歴史がある



川本町では、住民自らが地域の将来ビジョンや活動計画を策定し、主体的に動いていく地域づくりを目指しており、三原地区は、平成25年に島根県の重点支援指定を受け、三原連合自治会をベースに話し合いや実践活動を続けてきました。現在は住民組織「三原の郷づくりネットワーク」を中心とした住民の主体的な地域づくりが行われています。

令和3年度は新型コロナウイルスの影響で集いの機会が制約される面もありましたが、感染予防対策を行いながら様々な活動を通じて少しずつ地域のつながりや支え合いが進んでいます。

令和2年度から三原まちづくりセンターの管理運営の役場窓口がまちづくり推進課に変更となっています。

また、まちづくりセンターの管理は、三原の郷未来塾に委託しています。



【スープの日】  
毎月第3水曜日  
三原の「食」が人と人、人と自然を繋げています。  
毎回多くの人で賑わう人気の活動です。



【つながり・支え合い】  
コーヒー1杯のサロン活動から地域のつながりが生まれました。住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、お互い様の支え合いが行われています。



【有機的農業】  
放置竹林を伐採、チップ化して発酵させた竹堆肥と発酵肥料による土づくりで極上エゴマづくり。この農法に惹かれた新規就農者も増えています。



【映画づくり（キネマ公民館）】  
令和2年度に作成した三原地区を舞台にした映画の上映会を行いました。三原地域の良さや地域の「今」を多くの方に伝えることができました。



【三原まちセンマルシェ】  
これまで年2回開催していた「あおぞら公民館」が「三原まちセンマルシェ」としてリニューアルしました。中高生のボランティアも多く活躍しました。

(まちづくり推進課 定住促進係 Tel 72-0634)

町では、令和2年度に策定した第6次総合計画の基本方針として、住み慣れた地域の暮らしを維持するために、持続可能な地域運営・たすけあいの仕組みづくりの推進を掲げています。

この基本方針に基づき、公民館区よりも更に小さいエリアで、サロン活動等で住民同士の話し合いを通じ地域運営（生活機能の維持、支え合い、生活交通、地域産業）の仕組みづくりを考える、「小さな拠点づくり」の推進や、自分らしく暮らし続けられるために医療・介護・予防・生活支援が相互に連携し、一体的に提供される地域ケア包括システムの構築、こうした取組を推進するための買い物や通院等に不便なく利用できる公共交通体系整備に向け取り組みます。

また、第6次総合計画重点プロジェクトに位置づけている「弓市の魅力向上」についても、県道川本波多線新ルート決定等の将来的な動きもふまえ、プロジェクトを計画的に実施するための推進計画の策定に取り組みます。

地域づくりの主役は、これまで地域で暮らし、今日まで豊かな自然や伝統文化を守り、そして、次の世代に引き継いでいかれようとしている地域の皆様一人ひとりです。皆さんが暮らす地域の魅力や課題、将来の夢などを話し合い、将来に繋げていくための活動の支援を続けていきます。



＜各地区の自主サロン主催者が集う運営者会の様子＞



＜イベント時の託児サポートの様子＞

令和2年に住民団体「たすけあい川本」が立ち上がりました。

「たすけあい川本」は、子どもから高齢者まで安心して暮らすためにご近所や地域で支え合うしくみづくりを考え、実践することや、住民の自主活動を通じ必要に応じて迅速に介護・医療等の専門機関への橋渡しを行うことを目的に設立されています。また、心身・暮らしのことなど誰でも気軽に相談できる場として「暮らしの保健室」の運営など、1人ひとりに寄り添った健康相談や講演会が定期的に行われています。

令和3年度は新たに全町を対象とした生活支援事業や子どもの見守りなどに取り組まれており、一人ひとりが川本町で自分らしい暮らしを実現できるよう幅広く活動を展開されています。

## ■ コミュニティ助成

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

(一財)自治総合センターが行う宝くじの普及広報事業の一環で、地域の発展のために自治会など住民が主体となる活動に対し、助成を行っています。活動の目的、事業内容によって助成金額に違いがありますので、詳しくはお問い合わせください。

〈一般コミュニティ助成事業〉 助成上限250万円

住民の皆様が自主的に行うコミュニティ活動を推進し、地域のつながりを深めることを目指すもので、活動に直接必要な備品等の整備を補助する事業です。

※令和4年度の申込期間は終了しています。

来年度以降に事業を予定しておられる自治会は、お早めにご相談ください。

※採択団体の審査は(一財)自治総合センターが行います。



宝くじ普及広報キャラクター  
クーちゃん



## 地域福祉の充実

### ■ 社会福祉活動に対する助成 2, 175万円

(健康福祉課 福祉係 Tel 72-0633)

川本町社会福祉協議会が行う活動に対して助成を行い、地域福祉の充実を図ります。

社会福祉協議会では、総合相談、介護予防事業、子育てサポートセンター等の運営及び民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、人材センター、ボランティア会等の事務局などを担っています。

### ■ 民生・児童委員の活動 131万円

(健康福祉課 福祉係 Tel 72-0633)

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。生活に困っている方や障がいのある方、また、一人暮らしでいざというときに不安がある方々に関する相談や、児童の健全育成のための活動を行っています。また、今年度は3年に一度の委員改選の年となります。

### ■ 生活保護 4, 965万円

(川本町福祉事務所 Tel 72-0633)

私たちが日々暮らしていく間には、思わぬ病気や事故などにより働けなくなる等、様々な事情で生活に困窮する場合があります。そのような時、家庭の状況に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障しながら、一日でも早く、自身の力で生活ができるよう援助するしくみが生活保護制度です。

生活保護は、世帯を単位として行われ、国の定める保護基準に基づいて、世帯構成・年齢、地域などにより最低生活費が決められています。世帯全員の資産や働く能力など、あらゆるものを活用しても最低生活費に満たない場合、不足分が支給されます。

※この事業は、国の負担金(3, 724万円)と交付税により実施しています。

### ■ 生活困窮者自立支援 525万円

(健康福祉課 福祉係 Tel 72-0633)

仕事や生活に関する困りごとや不安を抱えている方の相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、自立に向けた支援を行います。

※川本町社会福祉協議会が相談窓口となります。

『生活のこと』『仕事のこと』などで悩んでいませんか。

どうしたらいいかを一緒に考え、解決に向けてお手伝いします。

ひとりで抱え込まずに、お気軽にご相談下さい。

相談窓口 川本町社会福祉協議会 ☎0855-72-0104

## ■ ひとり親家庭への支援の充実

1, 068万円

(健康福祉課 川本町福祉事務所 TEL 72-0633)

### ●児童扶養手当の支給 928万円

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない児童を監護・養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

※この事業は、国の負担金(309万円)を受けて実施します。

### ●ひとり親家庭の総合的な支援 140万円

母子家庭の母、父子家庭の父の就業・自立にむけて、母子・父子自立支援員が、さまざまな相談に応じ、総合的な支援を行います。

母子家庭の母、父子家庭の父の就業を促進し、経済的な自立を支援するため、ホームヘルパーなどの教育訓練講座を受講した場合に、受講料の一部を支給する制度や、看護師など資格取得のため養成機関で修業する場合に、給付金を支給する制度などがあります。

※この事業は、国の補助金(105万円)を受けて実施します。

### ●母子父子寡婦福祉資金の貸付事務

島根県が行う母子父子寡婦福祉資金の貸付事務のうち、貸付の申請、届出の受理などは、福祉事務所で行っています。

## ■ 高齢者福祉の充実 8, 646万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

### ●養護老人ホームの入所費 8, 646万円

養護老人ホームに入所している方の費用を負担します(対象者38名)。なお、入所者本人と扶養義務者は、所得に応じた負担が必要です。

※この事業は、入所者などの負担金(2, 607万円)で実施します。



## ■ 老人クラブに対する助成 60万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)



老人クラブ連合会運動会

町内には、老人クラブ連合会があります。老人クラブでは、クラブ活動の一層の活性化を図るとともに、各種関係団体と連携して健康づくりのための活動や、ボランティア活動をはじめとする地域を豊かにする活動などを行い、明るい長寿社会の実現と健康福祉の向上に努めています。

この活動を支援するために、老人クラブ連合会に対して助成を行います。

※この事業は、国と県の補助(27万円)を受けて実施します。

## ■ 敬老

27万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

長寿のお祝いと益々のご健勝を願い、100歳以上の方と95歳、90歳を迎えられた方に、敬老の記念品を贈呈します。

## ■ 介護保険

9,665万円

(健康福祉課 地域包括支援センター TEL 72-0633)

介護保険制度は、要介護者（寝たきりや認知症などで、介護保険のサービスによって生活機能の維持・改善を図る必要がある人）や要支援者（要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い人）が、その状況に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられる制度です。

邑智郡では、郡全体で介護保険事業を行っていますが、申請の受付や介護認定調査などの事務はそれぞれの町で行っています。



## ■ 介護予防

675万円

(健康福祉課 地域包括支援センター TEL 72-0633)

高齢者が生き生きと安心して暮らすことができるよう、介護予防事業に力を入れています。

### ●悠湯プラザ通所 66万円

悠湯プラザ（湯谷）で、運動、栄養、口腔機能の向上に向けて、温泉を使った通所型のデイサービスを行います。食事代と温泉入浴料として、1回あたり1,100円の負担が必要です。



悠湯プラザ

### ●ミニデイサービスの運営 16万円

地域の福祉協力員さんと社会福祉協議会職員等が協力して、各集会所で体力測定、体操、ゲーム、認知症予防、会食などのミニデイサービスを行っています。



地区ミニデイサービス

### ●転倒骨折予防教室の開催 21万円

各地区の集会所において、社会福祉協議会職員のほか、外部から講師を招いて、足の筋力を落とさない運動の教室や体力測定などを行います。また、おとぎ館のプールを使用した水中運動にも取り組んでいます。

### ●生活支援ボランティアの派遣 8万円

介護保険の対象とならない高齢者に対して、生活支援ボランティアが調理、掃除などの生活支援を行いながら、生活習慣の習得を図り、要介護状態への進行を予防します。1時間あたり400円の負担が必要です。

### ●食生活改善 17万円

高齢者を対象に、日頃偏りがちな食生活の改善を図るため、料理教室を行います。また、男性高齢者を対象とした料理教室も開催します。材料代として、1回あたり500円の負担が必要です。

### ●体力づくり 16万円

講師を招き、筋力の維持向上を目的とした運動指導やレクリエーションを月3回実施します。

◆申込先：川本町社会福祉協議会



体力づくり事業

### ●社会福祉協議会への委託 476万円

介護予防事業を中心となって進めている川本町社会福祉協議会に対して、事業に携わる職員の経費等を支出します。

### ●サロン 55万円

月1～4回住民主体のサロンを一部地域で開催しています。地域資源を生かした高齢者の居場所と出番づくりを目的としています。茶話や体操の他、たすけあい川本による「暮らしの保健室」を開催し、健康講座や健康相談を実施しています。



多田地区（多田サロン）



尾原地区（クラブ笑顔）



(健康福祉課 地域包括支援センター TEL 72-0633)

●地域包括支援センターの運営 1, 496万円

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、健康福祉課内に「川本町地域包括支援センター」を設置しています。高齢者の生活に関わる総合的な支援を行います。

地域包括支援センターは、高齢者の総合的な支援（包括的支援事業）を行います。

○ 介護予防ケアマネジメント

介護予防の相談や介護予防ケアプランの策定を行います。

○ 総合相談・支援

介護保険だけではなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

○ 権利擁護、虐待早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、制度の活用や虐待の発見・防止を進めます。

○ 包括的・継続的ケアマネジメント

ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行います。

●高齢者緊急通報装置の運営 63万円

ひとり暮らしの高齢者や障がい者などで、援護が必要な方を対象に、発作・急病などの緊急時にも速やかに連絡が取れるよう、簡単な操作で通報ができる装置を貸し出ししています。24時間体制で対応し必要に応じて救急車の手配を行うなど、在宅での生活を支援します。

●成年後見制度利用促進 88万円

判断能力が十分でない高齢者や障がい者が、自立して生活を送れるように、成年後見制度にかかる開始審判の申し立てなどを支援します。また、権利擁護にかかる支援体制を構築することを目的として、中核機関を設置します。

●生活支援・介護予防基盤整備 155万円

高齢者の生活支援・介護予防の基盤を整備するために、生活支援コーディネーターを配置し、地域での支え合いを推進します。また、情報共有および連携・協働によるサービスや資源開発等を推進することを目的として協議体を設置します。

●認知症総合支援 149万円

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるため認知症の人やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」「認知症地域支援推進員」を配置し、早期診断、早期対応にむけた支援体制を構築していきます。



### ●家族介護の支援 10万円

重度の要介護高齢者（要介護4、5）の方を介護保険のサービスを利用せずに1年間在宅で介護された世帯（町民税非課税の世帯に限ります。）に対しては、10万円の給付金を交付します。

### ●配食サービス 140万円

自分で調理が困難なひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯などに、栄養バランスのとれた食事をとってもらうこと、また、定期的に自宅を訪問することによって安否確認を行うことを目的として、週3回弁当の配達を行います。調理は、民間事業所のご協力により行います。弁当1食につき400円の負担が必要です。

### ●養護老人ホームなどへの短期入所 26万円

在宅で要介護および要支援認定を受けていない家族を介護している方が、都合により家を留守にする場合などに、養護老人ホームの空きベッドを利用して短期の介護を行います。

### ●日常生活用具の給付 7万円

在宅の寝たきり老人の方などが使用される紙おむつの購入代金の2分の1（上限3千円／月）を助成し、経済的負担を軽減します。

## ■ 障がい福祉サービス等 1億5,600万円

（健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633）

身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がいの種類や年齢に関わりなく、個々の状況に応じた必要なサービスが利用できるように支援を行っています。各事業やサービスの相談先を掲載していますので、お気軽にご相談ください。

### ■障がい福祉サービス・障がい児を対象としたサービス

#### 【障がい福祉サービス】

#### □ホームヘルプ（居宅介護）

居宅で入浴、排泄、食事等の介護等生活全般にわたる支援を行います。

#### □就労継続支援（A型・B型）

一般企業への就労が困難な人が対象で、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

#### □グループホーム（共同生活援助）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排泄、食事の介護等のほか、相談その他日常生活援助を行います。

#### □その他のサービス：重度訪問介護、生活介護、短期入所、療養介護、施設入所、地域移行支援 等

#### 【障がい児を対象としたサービス】

#### □児童発達支援

身近な地域の障がい児支援の専門施設として、通所利用の障がい児への支援にとどまらず、地域

の障がい児・その家族を対象とした相談や、障がい児を預かる施設への援助、助言等を併せて行います。

□放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中について、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

□その他のサービス：保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援 等

サービスの利用を希望される場合は、健康福祉課又は相談支援事業所にご相談ください。

障がい福祉サービスについてや、生活していく上での悩み事など、何でも相談に応じます。

【委託相談支援事業所】サポートセンターおおち

(美郷町粕淵 1 1 7 - 1 0 8 5 5 - 7 5 - 8 0 8 1)

## ■地域活動支援センター

地域で生活していく上での悩み事などの相談や、センターでの創作活動、地域行事への参加や交流を行い、地域の中で安心して自分らしく、生き生きとした生活が送ることができるように一緒に考え、サポートをします。

【委託事業所】地域活動支援センターひまわり

(川本町大字川本 2 5 7 - 3 7 2 - 0 8 0 4)

## ■その他のサービス

□補装具費支給について

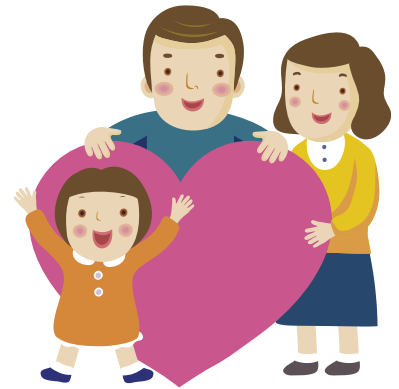
補聴器、車椅子などの給付・貸与・修理に係る費用を支給します。

□日常生活用具給付について

ストマ用具、紙おむつ等日常生活に必要な用具に係る費用を支給します。

□移動支援

屋外での活動が困難な障がい者の方に対し、外出の移動の支援を行います。



【相談先】健康福祉課 (7 2 - 0 6 3 3)

## ■ 障がい者に対する支援

423万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

### ●障がい者就労促進 231万円

障がいのある方々への就労の場の提供や社会参加の促進を目的に、町が行う業務の一部を障がい者就労施設へ委託します。

広報誌等自治会配布物の仕分けや各自治会への配送、役場庁舎のトイレ清掃業務、公共施設の除草業務に加えて、町が発行するチラシの印刷業務を町内の障がい者就労支援施設（川本ワークス）へ委託します。

### ●特別障害者手当等の支給 192万円

- ・特別障害者手当…20歳以上で著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする方に支給されます。〔月額27,300円〕
- ・障害児福祉手当…20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする方に支給されます。〔月額14,850円〕

※この事業は、国の負担金144万円を受けて実施します。

# 健康づくりの推進

## ■ がん検診等（結核検診含む）の実施

567万円

（健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633）

病気の早期発見、早期治療のため各種検診を行います。

### 成人の検診

| 健 診 名                           | 開 催 日                                                                                 | 場 所 |                    | 自 己 負 担 額                                                                         |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 胃がん検診<br>【40 歳以上】               | 6 月 1 1 日（土）                                                                          | 1 日 | 川本公園管理棟            | 【40 歳～74 歳】 1, 000 円<br>【75 歳 以 上】 無料                                             |
|                                 | 6 月 1 2 日（日）                                                                          | 1 日 | すこやかセンター           |                                                                                   |
|                                 | 6 月 1 3 日（月）                                                                          | 午前  | 三原まちづくりセンター        |                                                                                   |
|                                 | 6 月 1 7 日（金）                                                                          | 午前  | 川本西公民館<br>すこやかセンター |                                                                                   |
| 子宮頸がん検診<br>【20 歳以上】             | 9 月 1 5 日（木）                                                                          | 午前  | 三原まちづくりセンター        | 子宮頸がん細胞診<br>【20 歳～74 歳】 1, 000 円<br>【75 歳 以 上】 無料<br>H P V 検 査<br>全員 1, 000 円（一律） |
|                                 |                                                                                       | 午後  | 川本西公民館             |                                                                                   |
|                                 | 1 0 月 1 6 日（日）                                                                        | 1 日 | 川本町役場              |                                                                                   |
| 乳がん検診<br>（マンモグラフィー）<br>【40 歳以上】 | 9 月 1 5 日（木）                                                                          | 午前  | 三原まちづくりセンター        | 【40 歳～49 歳】 1, 500 円<br>【50 歳 以 上】 1, 000 円                                       |
|                                 |                                                                                       | 午後  | 川本西公民館             |                                                                                   |
|                                 | 9 月 2 9 日（木）                                                                          | 1 日 | 悠邑ふるさと会館           |                                                                                   |
|                                 | 1 0 月 1 6 日（日）                                                                        | 1 日 | 川本町役場              |                                                                                   |
|                                 | 1 0 月 2 4 日（月）                                                                        | 午前  | 川本西公民館             |                                                                                   |
|                                 |                                                                                       | 午後  | 悠邑ふるさと会館           |                                                                                   |
| 肺がん検診<br>結核検診                   | 1 0 月 2 5 日（火）、2 6 日（水）、2 7 日（木）<br>※町内巡回します<br>対象【肺がん検診： 4 0 歳以上】<br>【結核検診： 6 5 歳以上】 |     |                    | 肺がん・結核検診<br>全員無料（一律）<br>喀痰検査<br>全員 500 円（一律）                                      |
| 胸部 C T 検診<br>【40～74 歳】          | 6 月 1 1 日（土）                                                                          | 1 日 | 川本公園管理棟            | 全員 1, 500 円（一律）                                                                   |
|                                 | 6 月 1 2 日（日）                                                                          | 1 日 | すこやかセンター           |                                                                                   |
|                                 | 特に、（受動）喫煙歴のある方へおすすめします                                                                |     |                    |                                                                                   |
| 大腸がん検診<br>【40 歳以上】              | 秋期（1 0 月）に回収法で実施します                                                                   |     |                    | 無料                                                                                |

\* 子宮頸がん施設検診を実施しています（予約が必要です）

- ・ 公立邑智病院 0855-95-2111（月～金 9:00～11:30）
- ・ 大田市立病院 0854-84-7571（月～金 午前）

\* 乳がん施設検診を実施しています（予約が必要です）

- ・ 公立邑智病院 0855-95-2111（火・水・木 9:00～11:30）
- ・ 大田市立病院 0854-84-7571（各月 第 1 木曜日、第 3 木曜日）



＊歯周病予防検診

定期的に歯科検診を行い口腔状態に合わせた個別指導を行います。川本町内と大田市内の歯科医院で受診する場合は無料、その他の医院で受診された場合は役場に申請していただくと償還払いでお支払いします。対象者は、40歳・50歳・60歳・70歳の方で、役場より個人通知をします。

＊肝炎ウイルス検査

40～74歳の方でB型・C型の肝炎ウイルス検査を過去に受けておられない方は、特定健診に合わせて受けることができます。

＊ピロリ菌検査

特定健診に合わせ、自己負担600円で受診できます。これまでにピロリ菌検査を1回も受けたことの無い方が対象になります

## ■ 禁煙治療費の助成 4万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

がん・生活習慣病予防対策を推進するとともに、禁煙治療者の健康増進及び禁煙意識の向上を図る観点から、医療機関の禁煙外来において禁煙治療を受けられた方に対する治療費の助成を行う事業です。

## ■ 自死対策 14万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

ライフステージを通して総合的な自死予防対策に取り組み、自死率を低下させ町民の心の健康づくりを推進していきます。具体的な取り組みとしては、自死総合対策窓口を設置し、関係機関と連携を図りながら取り組みをすすめていきます。

青年期から高齢者の心の健康づくりについて、健康相談や講演会をもち、心の病気についての周知や病気の早期発見・重症化予防に取り組みます。

| 健康相談窓口   |                                                 |                         |                                                     |
|----------|-------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------|
| 相談内容     | 受付時間                                            | 受 付                     | 電話番号                                                |
| 心と体の健康相談 | 平日／8:30～17:15                                   | 川本町役場健康福祉課              | ☎ 0855-72-0633                                      |
|          | 平日／8:30～17:00                                   | 県央保健所健康増進課              | ☎ 0854-84-9823                                      |
| 心の健康相談   | 平日／8:30～17:30                                   | サポートセンターおおち             | ☎ 0855-75-8081                                      |
|          | 平日／9:00～22:00<br>土曜／9:00～翌日 22:00               | 島根いのちの電話                | ☎ 0852-26-7575                                      |
|          | 毎日／16:00～21:00<br>毎月10日／8:00～翌朝 8:00            | フリーダイヤル<br>「自殺予防いのちの電話」 | ☎ 0120-783-556                                      |
|          | 平日／9:00～17:00                                   | 心の体の相談センター<br>「心のダイヤル」  | ☎ 0852-21-2885                                      |
| 子どもの健康相談 | 平日／19:00～翌朝 9:00<br>土日祝日及び年末年始<br>／9:00～翌朝 9:00 | 島根県<br>子ども医療電話相談        | ☎ #8000<br>〈携帯からも利用可〉<br>通話できない場合<br>☎ 03-3478-1060 |

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

健康で生き生きとした生活を送ることができるよう健康教室・健康相談・健康教育・食育に力を入れています。

※新型コロナウイルス感染症の状況によって中止・延期する場合があります。

## ●健康教室

### 【成人の教室】

#### ◇特定健診結果報告会

特定健診の結果をお渡しする報告会を町内4カ所で行います。健診結果から生活習慣を見直すきっかけになるよう、食生活・運動・メンタルヘルス・がん予防等の健康づくりの教室を行います。

#### ◇生活習慣病予防教室（すこやか教室）

生活習慣病の発症、重症化を予防していくための教室を9月～12月に計4回開催します。血圧、血糖、脂質の高い方を対象に、生活習慣病を正しく理解し、日常生活の中で食事と運動の目標を一緒に立て、改善にむけて支援していきます。

#### ◇糖尿病教室

加藤病院と連携し、糖尿病教室を開催しています。糖尿病の適正管理をすすめていくため糖尿病対策を推進していきます。

#### ◇健康づくり事業

運動習慣の定着を目的とした教室を開催します。筋力／シェイプアップ教室、ストレッチ＆ヨガ教室、ラジオ体操の推進、健康ウォーキングに取り組み、健康づくりを推進していきます。

### 【親と子どもの教室】

乳幼児期から学童期にかけて一貫した食育事業に取り組んでいます。また、就学前の乳幼児がもらえるご家庭を対象としたイベントを開催します。

#### ◇乳幼児期

育児支援の充実をはかり、安心して子育てを行える環境作りのため、親子のふれあう時間を育むメニューを取り入れます。町内3保育所では、「食」を通して子どもの生活リズムを整え、子どもの好奇心や創造性を育てていくため、食育教室と虫歯予防のための教室を行います。

#### ◇学童期

町内の小中学校において、小児生活習慣病予防健診の結果をもとに、子ども自身が生活習慣について振り返り、子どもの自己決定力、自己選択力を育てていくための小児生活習慣病予防教室を行います。

#### ◇青年期

高校生を対象に、自分自身の生活習慣を振り返り、改善していくことを目的に生活習慣病講座、食育講演会を行います。



## ●健康相談

### 【成人の健康相談】

血圧測定・尿検査・健康づくりについての相談です。

### 【親と子どもの健康相談】

身体計測、離乳食・ブラッシング指導などを取り入れ、育児不安を解消することを支援します。また、親子の交流の場を持ち、子育てのよさを発見できる場としています。

※毎月1回すこやかセンターか悠邑ふるさと会館、奇数月1回西公民館と三原まちづくりセンターで行います。

※詳しい日程、場所等は健康づくりカレンダーをご覧ください。

※新型コロナウイルス対策として中止する場合があります。

## ●健康教育

| 子どもの健康相談窓口  | 電話番号                                                                      | 受付時間                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 川本町役場健康福祉課  | 0855-72-0633                                                              | 平日8:30～17:15                                           |
| 島根県小児救急電話相談 | ＃8000<br>(携帯電話からもご利用いただけます)<br>※通話できない場合は<br>03-3478-1060<br>0854-84-9823 | 平日19:00～翌朝9:00<br>土日・祝日9:00～翌朝9:00<br>(12月29日～1月3日を含む) |

### 【健康情報の配信】

まげなねっと11チャンネルを利用して、健康番組を放送します。

### 【放送番組】

- ・運動系…ストレッチ&ヨガ、まげな健康体操、お休み前のリラクゼーション
- ・学習系…まげな健康講座（加藤病院の医師や専門職の方にお話いただく情報番組）
- ・料理系…3分クッキング

## ■ 食生活改善推進

30万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

『私たちの健康は、私たちの手で』をスローガンに、生活習慣病を予防し、健康で明るい生活を送ることができるよう、川本町食生活改善推進協議会が食を通した健康づくり活動を展開しています。現在、会員数53名で活動しています。今後とも、川本町らしい「地域力」を生かしながら、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層において、食に興味を持ち、食を楽しみ、食を大切に作る心を育てる活動を展開していきます。



## ■ 感染症予防

2, 880万円

(健康福祉課 健康推進係 Tel 72-0633)

予防接種は、疾病の重症化予防、感染症のまん延を予防するために、予防接種法で義務付けられており、乳幼児、小・中学生、高校生や高齢者が、予防接種を受けることにより病気に対する免疫をつけ、感染症にかかることを防ぐために実施します。また、子どもや妊婦、高齢者などに対して予防接種法に基づかない任意の予防接種の一部助成も行っています。

定期接種の予診票は対象者へ町から送付し、接種可能な医療機関も送付時にお知らせします。任意接種の予診票は各医療機関にてご確認ください。

また、新型コロナウイルス感染症に関する各種助成等を行っています。詳細は健康福祉課にお問い合わせください。

### ●子どもの予防接種

予防接種について保護者の理解のもとに接種をすすめるため、冊子「予防接種と子どもの健康」を保存版として配布しています。お持ちでない方は、健康福祉課までお申し出ください。

予防接種実施医療機関については、健康福祉課にお問い合わせください。

#### ●定期接種の対象の方には、接種時期が近づきましたら個別にご案内いたします。

| 子ども 定期予防接種〈無料〉                          |         |                                                        |    |                    |               |    |
|-----------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------|----|--------------------|---------------|----|
| 種 類                                     |         | 対象者                                                    |    |                    |               | 回数 |
| B型肝炎                                    |         | 生後1歳未満〈標準2～9ヶ月の間〉                                      |    |                    |               | 3  |
| BCG〈結核〉                                 |         | 生後1歳未満〈標準5～8ヶ月の間〉                                      |    |                    |               | 1  |
| 四種混合<br>沈降百日咳・ジフテリア<br>破傷風・不活化ポリオ       | 1期初回    | 生後3～90ヶ月未満〈標準3～12ヶ月の間〉                                 |    |                    |               | 3  |
|                                         | 1期追加    | 1期初回3回目終了後、12～18ヶ月の間                                   |    |                    |               | 1  |
| Hib〈ヒブ〉                                 | 初回      | 生後2ヶ月～生後5歳未満                                           |    |                    |               | 3  |
|                                         | 追加      | 初回3回目終了後7ヶ月以上において接種〈標準7～13ヶ月の間〉                        |    |                    |               | 1  |
| 小児肺炎球菌                                  | 初回      | 生後2ヶ月～生後5歳未満                                           |    |                    |               | 3  |
|                                         | 追加      | 初回3回目終了後、60日以上において1歳以降に接種                              |    |                    |               | 1  |
| 水痘                                      |         | 生後12ヶ月～3歳未満                                            |    |                    |               | 2  |
| ロタウイルス                                  | ロタリックス  | 生後6～24週まで                                              |    |                    |               | 2  |
|                                         | ロタテック   | 生後6～32週まで                                              |    |                    |               | 3  |
| 麻疹風疹混合                                  | 1期      | 生後12ヶ月～2歳未満                                            | 2期 | 5～7歳未満 ※小学校就学前の1年間 |               | 1  |
| 二種混合〈ジフテリア・破傷風〉                         |         | 11～13歳未満〈小学6年〉                                         |    |                    |               | 1  |
| 日本脳炎                                    | 1期初回    | 3歳〈6日以上の間隔〉                                            |    |                    |               | 2  |
|                                         | 1期追加    | 4歳〈初回終了後12ヶ月以上において〉                                    |    | 2期                 | 9～13歳未満〈小学4年〉 | 1  |
| 日本脳炎                                    | 2期経過措置分 | 平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた20歳未満の方で、これまでに日本脳炎の予防接種機会を逃された方 |    |                    |               |    |
| 子宮頸がん                                   |         | 中学1～高校1年                                               |    |                    |               |    |
| ※ヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチンは、接種開始年齢により接種回数が異なります |         |                                                        |    |                    |               |    |
| 子ども 任意接種〈無料〉                            |         |                                                        |    |                    |               |    |
| 種 類                                     | 対象者     |                                                        | 回数 | 対象者                |               | 回数 |
| インフルエンザ                                 | 13歳未満   |                                                        | 2  | 13～18歳             |               | 1  |

## ●成人の予防接種

季節性インフルエンザは10月以降に医療機関での予約が可能となります

| 成人 抗体検査〈無料〉 |                            |      |
|-------------|----------------------------|------|
| 種 類         | 対象者                        | 助成金額 |
| 麻疹抗体検査      | 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性 | 全額   |

●インフルエンザは、10月以降に医療機関への予約が可能です。

| 成人 定期予防接種〈一部助成〉 |                                                                                    |        |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 種 類             | 対象者                                                                                | 助成金額   |
| 麻疹風疹混合          | 上記「麻疹抗体検査」を受け、抗体を保有していないことが判った方のみ                                                  | 全額     |
| インフルエンザ         | ①65歳以上の方 ②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能の障害、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(障害者手帳を有する方) |        |
| 高齢者肺炎球菌         | これまでに接種されたことのない65・70・75・80・85・90・95・100歳の方                                         | 5,000円 |
| 成人 任意接種〈一部助成〉   |                                                                                    |        |
| 種 類             | 対象者                                                                                | 助成金額   |
| インフルエンザ         | 妊婦の方                                                                               | 全額     |
| 麻疹風疹混合          | 妊婦と同居の家族の方・妊娠を希望する方とその同居の家族の方                                                      | 5,000円 |
| 風疹単独            |                                                                                    | 3,000円 |
| 高齢者肺炎球菌         | 定期予防接種の対象外の方でこれまでに接種したことがない66歳以上の方                                                 | 5,000円 |

※接種代金の差額を窓口でお支払いください

## ●予防接種による健康被害救済制度について

副反応が定期の予防接種によって引き起こされたと認められた場合は、健康被害程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。予防接種法に基づかない接種（任意接種）で健康被害を受けた場合は、”独立行政法人医薬品医療機器総合機構法”に基づく救済制度があります。

## ●新型コロナウイルス感染症に関する助成について

- ・新型コロナウイルス PCR 検査費用
- ・新型コロナウイルスワクチン接種会場までの送迎タクシー費用

※国の交付金により実施します。

## ●新型コロナウイルスワクチン接種について

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、感染症のまん延防止を図るため行います。ワクチン接種にかかる費用は全額助成を行います。

※新型コロナウイルスワクチン接種は、国の補助金と負担金により実施します。

## 飼い犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに！

### ■犬を飼っている方

狂犬病の予防注射を年1回受け、注射済票の交付を受けてください。

### ■犬を飼い始めた方、あるいは、飼い犬の登録が済んでいない方

必ず、登録申請をお願いします。

※登録・注射をしていない場合は、法律で20万円以下の罰則や過料が科せられます。

### ＜令和4年度 狂犬病予防集合注射＞ 5月24日（火）～5月26日（木）

飼い主の方へは、案内ハガキを送付します

**登録と予防注射料金**  
**6,000円**

#### 料金内訳

- |               |        |
|---------------|--------|
| ① 登録料         | 3,000円 |
| ② 予防注射代       | 2,450円 |
| ③ 予防注射済票交付手数料 | 550円   |

※登録済み(予防注射のみ)の場合は 3,000円となります。

○転入の際は、前の自治体で発行された『鑑札』をお持ちの上、登録手続きを行ってください。川本町の『鑑札』と交換します（無料）。

○転出の際は、町民生活課で、転出することをお知らせください。

この事業を行うため、注射の委託料などの経費として1.8万円を計上しています。

#### 猫の飼い方やマナーについて



- ・飼い猫やノラ猫による、生活環境への苦情や相談が多く寄せられています。
- ・ノラ猫にむやみにエサを与えることは、飼い主のいない子猫を増やしてしまうことにつながります。
- ・猫を飼うときは、生態や習性などを理解して、近隣住民の方の迷惑にならないよう、責任をもって飼いましょう。



## 地域医療の充実

### ■ 公的病院等の支援 1億3,000万円

(健康福祉課 地域医療係 TEL 72-0633)

採算性が困難な地域である川本町での医療を担う社会医療法人仁寿会加藤病院に対し、財政的な支援を行います。非常勤医師確保のための事業費のほか、介護予防教室・糖尿病教室の実施など、地域医療の充実を図るための取り組みに対し支援を行います。

※この事業は、特別交付税を受けて実施します。

### ■ 在宅当番医制運営 310万円

(健康福祉課 地域医療係 TEL 72-0633)

祝日、日曜日などの休日診療を確保するために、邑智郡医師会を通して郡内の医療機関に休日当番の割り当てを依頼しています。

※この事業は、川本町が幹事となり、郡内2町の負担(254万円)を受けて実施します。

### ■ 公立邑智病院の運営 11,152万円

(健康福祉課 地域医療係 TEL 72-0633)

邑智郡の中核的な病院として、邑智郡3町が共同で運営しています。

現在、本館棟建て替え整備事業が進められており、令和6年にオープンする予定です。

#### 【診療科目】

総合診療科、外科、麻酔科、整形外科、小児科、産婦人科、泌尿器科、透析科、  
歯科、精神科、専門外来(内分泌代謝、循環器、心療内科)

※診療日・時間等は直接お問い合わせください。(公立邑智病院 0855-95-2111)

### ■ 医療費等助成

(健康福祉課 地域医療係 TEL 72-0633)

多くの医療費などが必要な方に対して、その一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、早期受診・早期治療を勧めることを目的としています。

| 助成制度の内容     |                                                             | 事業費     | 財源                               |
|-------------|-------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------|
| 障がいをお持ちの方など |                                                             |         |                                  |
| 福祉医療費の助成    | 重度の障がい・知的障がい・精神障がい等をお持ちの方などの経済的な負担を軽減するため、医療費の本人負担を1割に抑えます。 | 1,420万円 | 県(648万円)<br>町(637万円)<br>他(135万円) |



|                      |                                                                           |         |                                  |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------|
| 自立支援医療費の給付（更生医療）     | 心臓のバイパス手術、人工透析を受けている方など、身体の機能障がいや軽減、改善する治療費を給付します。                        | 190万円   | 国（95万円）<br>県（47万円）<br>町（48万円）    |
| 自立支援医療費の給付（育成医療）     | 身体障がいをお持ちの18歳未満の方に対し、その障害を取り除くための手術等に必要な治療費等を給付します。                       | 5万円     | 国（2.5万円）<br>県（1.2千円）<br>町（1.3千円） |
| 腎臓機能障がい者通院費の助成       | 人工透析を受けている方の通院に要する交通費の4分の1を助成します。                                         | 67万円    | 町（67万円）                          |
| 精神障がい者通院費の助成         | 精神障がいをお持ちの方の通院に要する交通費の2分の1（月2回、1万円限度）を助成します。                              | 29万円    | 町（29万円）                          |
| 精神障がい者通院医療費の助成       | 精神障がいをお持ちの方の通院に要する医療費の負担が1医療機関につき千円を超えた場合差額を助成します。                        | 47万円    | 町（47万円）                          |
| ひとり親家庭の方             |                                                                           |         |                                  |
| 福祉医療費の助成（再掲）         | ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するため、医療費の本人負担を1割に抑えます。                                    | 1,420万円 | 県（648万円）<br>町（637万円）<br>他（135万円） |
| お子さんをお持ちの方           |                                                                           |         |                                  |
| 乳幼児医療費の助成            | 子育て支援のため、医療費の助成（医療費負担の軽減）を行います。                                           | 417万円   | 県（167万円）<br>町（247万円）<br>他（3万円）   |
| 子ども医療費の助成            | 0才から小学校就学前<br>無料<br>小学校就学から18歳到達後最初の3月31日<br>無料                           | 444万円   | 県（61万円）<br>町（380万円）<br>他（3万円）    |
| 令和2年7月豪雨により被害を受けられた方 |                                                                           |         |                                  |
| 医療費等の一部負担金等助成        | 令和2年7月に発生した豪雨により被害を受けられた方に対し、医療費の一部負担金を助成します。<br>※各制度における減免措置等が適用される部分を除く | 38万円    | 町（38万円）                          |

※制度ごとに自己負担額の上限や所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。



（健康福祉課 地域医療係 TEL 72-0633）

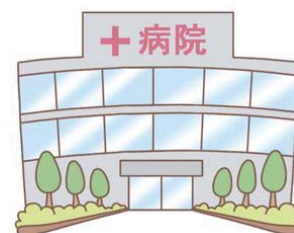
国民健康保険（国保）制度は、相互扶助の精神にのっとり、市町村の住民を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保障制度です。

平成30年度より、都道府県が保険者として中心的な役割を担い、各市町村は被保険者証等の発行、資格の手続き、保険税の賦課徴収等を実施しています。

令和4年度中に、標準的な事務処理を行うためのシステム導入を予定しています。

※この事業は、国や県等の負担・補助金（3億8,452万円）、町の一般会計からの支出（6,460万円）、国保に加入の皆さんの保険税（4,858万円）などで運営します。

## 医療費などの給付 3億2,125万円



### ◇ 療養の給付 2億7,500万円

病院・調剤薬局などでかかった医療費（保険外診療は除きます。）から一部負担金を除いた額を負担します。

### ◇ 高額療養費等の給付 4,320万円

1カ月に支払った医療費の自己負担額が高額になったとき、一定額を超えた部分を支給します。入院に係る高額療養費について、窓口での負担が限度額までとなる制度があります。入院される等、負担が高額となりそうな場合は、あらかじめ『限度額適用認定証』を申請し医療機関に提示してください。

### ◇ 療養費等の給付 100万円

コルセットなどの補装具代や、医師が診療上必要と認めたはり・きゅう等の費用について、病院などに支払った額から一部負担金を差し引いた額を支給します。領収書などを添えて申請が必要です。

### ◇ 出産育児一時金の支給 126万円

国保に加入している方にお子さんが生まれたとき、一時金として42万円（産科医療補償制度の対象とならない場合は40万4千円）を支給します。

### ◇ 葬祭費 24万円

国保に加入している方が亡くなられたとき、葬儀を行った方に葬祭費として3万円を支給します。

### ◇ 傷病手当金 55万円

新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大防止のために、仕事を休みやすい環境整備を目的に作られた手当金です。

対象となる方 ・ 給与の支払いを受けている方

・ 新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、労務に服することができない方

※無症状の濃厚接触の方、外出自粛のため労務に服さなかった方は該当しませんのでご注意ください。

## 島根県への事業費納付金 8,904万円

平成30年度より国保の財政運営が都道府県化され、各市町村から島根県へ事業費納付金として決められた額を納付し、医療費などの給付費等必要額が交付されています。

納付金額は、県内の推計医療給付費額などをもとに、各市町村の被保険者数、所得水準で按分し、医療費水準を反映して決定されます。

## 疾病の予防 172万円

生活習慣や精神疾患から起因する疾病の発生件数の割合及び医療費が非常に高い状況です。健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、疾病の早期発見・早期治療に繋がる取組を実施します。

健康で生活できるよう積極的に受診しましょう

### **口脳ドック 55歳・60歳・65歳の方を対象に定員10名**

(浜田医療センター、ヘルスサイエンスセンター島根 各5名)

### **口人間ドック 40歳から54歳、56歳から59歳、61歳から64歳の方を対象に定員20名**

(公立邑智病院10名、浜田医療センター・ヘルスサイエンスセンター島根 各5名)

※令和4年度から、受診できる回数が2回から5回までに拡充します。

※令和4年度から、66歳から74歳までの方も助成の対象とします。

●ご希望の方は役場健康福祉課までご相談ください●

## 特定健康診査 397万円

特定健康診査は、生活習慣病のリスクを高めるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診です。年に1回は特定健康診査を受診し、生活習慣を見直すきっかけにしましょう。

| 健診名                    | 開催日      | 自己負担額 | 場所                                         | 結果報告会   | 場所          |
|------------------------|----------|-------|--------------------------------------------|---------|-------------|
| 特定健康診査<br>40歳から<br>74歳 | 6月11日(土) | 500円  | 川本公園管理棟                                    | 7月19日午前 | 川本公園管理棟     |
|                        |          |       |                                            | 7月20日午後 | 川本西公民館      |
|                        | 6月12日(日) |       | すこやかセンター                                   | 7月15日午後 | 悠邑ふるさと会館    |
|                        | 6月13日(月) |       | 三原まちづくりセンター                                | 7月21日午前 | 三原まちづくりセンター |
|                        | 10月～3月   |       | 加藤病院、邑智病院、済生会江津総合病院、<br>やまうち内科、うめがえ内科クリニック |         |             |

※職場健診のない30歳・35歳の方も受診できます。

※かかりつけ医で受診を希望される方は、健康福祉課にご相談ください。

## その他事務費 8,350万円

事務費、担当職員の人件費、国保運営協議会費などを計上しています。

また、令和4年度中に、標準的な事務処理を行うためのシステム導入を予定しています。

国保事務処理標準システム導入経費等 4,800万円

※この事業は 国や県の補助を4,400万円受け実施します。

## ■ 後期高齢者医療（特別会計）

1 億 5, 2 7 6 万円

（健康福祉課 地域医療係 TEL 7 2 - 0 6 3 3）

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の方を対象とする医療保険制度です。75歳以上の方（一定の障がいのある65歳以上の方を含む）は国民健康保険や被用者保険から、「後期高齢者医療制度」に移行することとなります。川本町では保険証の発行、高額医療費等の支給申請取り次ぎ、保険料の徴収及び島根県後期高齢者医療広域連合への納付などを行います。

### 広域連合納付金 1 億 4, 8 1 6 万円

後期高齢者医療制度を運営する広域連合へ納める納付金です。

### その他事務費 4 6 0 万円

後期高齢者の健康診査は、下の表の様に医療機関に委託して行います。対象の方へは、改めて通知します。

| 後 期 高 齢 者 健 診 |                 |      |         |
|---------------|-----------------|------|---------|
| 対 象           | 開 催 日           | 場 所  | 自 己 負 担 |
| 7 5 歳 以 上     | 8 月 <75～79 歳>   | 加藤病院 | 無料      |
|               | 9 月 <80～84 歳>   |      |         |
|               | 1 0 月 <85 歳以上>  |      |         |
|               | 1 1 月～2 月 <全対象> |      |         |

※かかりつけ医で受診を希望される方は、役場健康福祉課にご相談ください

※この事業は、皆さんから負担していただく保険料（4, 4 4 4 万円）と町の一般会計からの支出（1 億 7 3 2 万円）などで運営します。

**1 年に 1 回健康診査を受診し、早期発見・早期治療と予防を心がけ、重症化を招かないようにすることが医療費の抑制につながります。**

**みなさんのちょっとした心がけで医療費を節約することができます。**

## 公共交通の充実

### ■ 生活バス路線の確保対策 1,533万円

(まちづくり推進課 定住促進係 Tel 72-0634)

マイカーの利用や過疎化により、公共交通機関の利用人数が減少し、運行確保が難しい状況となっています。通院、通学など、生活に必要なバス路線を確保するため、国・県・市町村で民間バス事業者に対して運行経費を負担して、各路線の安定した運行を確保します。

平成30年4月1日からは、三江線に代わる新たな公共交通として、江津川本線（石見交通株式会社）、川本美郷線（大和観光株式会社）のバス運行が始まり、通学や通院で多くの方が利用されています。一人でも多くの皆さんにご利用いただき、地域の身近な公共交通を守っていきましょう。

※ この事業は、県の生活交通確保対策交付金を受けて実施します。

また、江津川本線・川本美郷線については、運行会社が国庫補助金の交付を受けています。

#### □ 運行経費負担 対象路線

- |                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| ・ おおなんバス（邑南川本線） | 石見川本 ～ 邑南町三坂口        |
| ・ 石見交通（川本線）     | 大田バスセンター ～ 石見川本      |
| ・ 石見交通（江津川本線）   | 江津済生会病院（江津高校） ～ 石見川本 |
| ・ 大和観光（川本美郷線）   | 石見川本 ～ 浜原（上野）        |

#### □ 各バス路線のお問い合わせ先

- ・ 川本線 : 0854-82-0662 (石見交通大田営業所)
- ・ 江津川本線: 0855-27-2211 (石見交通浜田営業所)
- ・ 川本美郷線: 0855-82-2252 (大和観光株式会社)

### ■ 石見交通「バスカード」購入費助成 28万円

(まちづくり推進課 定住促進係 Tel 72-0634)

石見交通路線バスで利用できる「バスカード」購入費用を助成します。

現金で支払うよりもお得ですので、ぜひご利用ください。

【対象者】① 川本町在住の65歳以上の方（半額助成）

② 川本町在住の65歳以上で運転免許証を自主返納された方（8割助成）

※①・②の申請には、領収書が必要です。

※②の申請には、警察署から発行される「申請による運転免許証の取り消し通知書」の提示が必要です。

□バスカードは以下の町内店舗で買うことができます。

かないや ・ 道の駅インフォメーションセンターかわもと



## ■ デマンド型交通「まげなタクシー」運行等経費 482万円

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

スクールバスのバス停から離れた地域など、交通空白地域への公共交通サービスとしてデマンド型交通「まげなタクシー」の三原線・東部線を運行しています。

乗降場所の追加など利用される方の利便性の向上や効率的な運行に努め、町内の公共交通と連携を図りながら、全町的な交通空白地域への支援を推進します。

**三原線** 運行日：火・水・金（週3回）

対象自治会：谷戸・笹畑・西・八幡・三原・田窪・南佐木・親和・湯谷・三俣・中倉

**東部線** 運行日：木（週1回）

対象自治会：三大字・多田・久座仁・木路原

【利用料金】 1乗車につき300円

【予約電話】 72-0237（川本タクシー）

利用するためには、まちづくり推進課で申請が必要です。



## ■ タクシー利用助成 114万円

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

まげなタクシーの運行が難しい交通空白地域に居住する方の外出の利便性を図るため、平成27年7月からタクシー利用助成を行っています。

【対象者】

対象地区(畑野・田水・芋畑・笹畑・日向・川内・小谷・馬野原・多田・久座仁・木路原)に居住され、自家用車で移動が困難な世帯の方 ※まちづくり推進課で申請が必要です。

【助成額】 1回の乗車につき、次のとおり ※10円未満切り捨て

＜メーター金額2千円まで＞半額を助成

＜メーター金額5千円まで＞本人負担を1千円とし、残額を助成

＜メーター金額5千円 超＞4千円を助成

## ■ 高齢者等フリーパス

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

運転免許証を自主返納された全ての方にとって外出しやすい仕組み作りとして、川本町スクールバスが無料で乗車できるフリーパスの交付を行っています。

運転免許証を返納された方はまちづくり推進課にて申請を受け付けます。

【対象者】 川本町在住で運転免許証を自主返納された方

※警察署から発行される「申請による運転免許証の取り消し通知書」が必要です。





## ■ スクールバスの運行

2, 495万円

(教育課 学校教育係 Tel 72-0704)

児童・生徒の通学及び生活交通の手段を確保するため、スクールバスを運行しています。現在、三原線、三谷線、矢谷線、日向線の4路線の運行を行っており、年間の利用料(100万円)を経費にあてています。

◇乗車料金 区間に関係なく一律料金

大人200円、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は100円です。

町内に居住される15歳以下の方は無料です。

◇回数券 1,000円(100円券11枚綴り)

◇定期券 町民生活課と教育委員会で販売

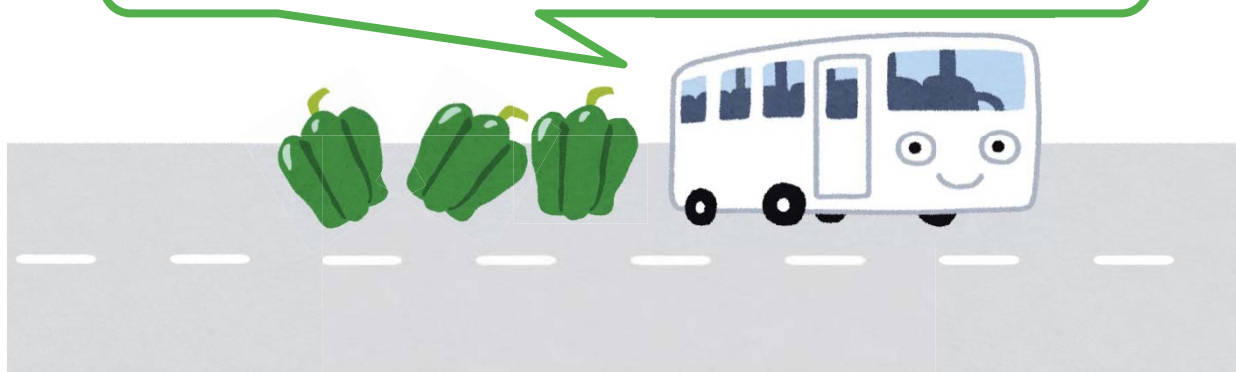
| 期 間   | 通 学 定 期 | 通 勤 定 期 |
|-------|---------|---------|
| 1 カ 月 | 7,200円  | 8,400円  |
| 3 カ 月 | 20,520円 | 23,940円 |
| 6 カ 月 | 38,880円 | 45,360円 |

◇料金助成 「子どもフリーパス」「高齢者等フリーパス」提示で無料

※「子どもフリーパス」の詳細は、第3章子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまちの『子どもフリーパス』(67ページ)をご覧ください。

### 【スクールバスをご利用の皆さまへ】

月・水・金の三原線9:00石見川本発便では、  
川本町の特産品ピーマンを運びます。



## ■ 地域公共交通計画の策定

424万円

(まちづくり推進課 定住促進係 Tel 72-0634)

地域の実情にあった公共交通のあり方を構築するため、地域公共交通計画を策定します。この計画を基にした交通の見直しにより、利用者の利便性向上を確保しつつ、持続可能な公共交通施策の実施につなげます。

※ この事業は、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金、県の地域生活交通再構築実証事業補助金を受けて実施します。



# 移住・交流の推進

## ■ 住まいづくり応援

3, 700万円

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

定住に欠かせない良質な住まいの充実を図るため、既存制度の拡充に加え様々なかたちで新たな住まいづくりを応援します。各制度についての詳細はまちづくり推進課までお問い合わせ下さい。

※ これらの事業は、県補助金1, 209万円等を活用して実施します。

### ① 住宅購入助成

定住される方が住宅を新築した場合、または中古住宅を購入した場合に、建築費や購入費用の一部を助成します。また、子どもの数等に応じて項目数ごとに加算があります。

(加算条件)

- A. 同居で扶養している中学生以下の子どもの人数
- B. 世帯主が45歳未満
- C. 建築を町内業者が施工

#### ■ 助成額

##### 【新築】

建築費用の1/10(上限50万円) + 加算額(A+B+C) × 25万円(上限50万円)

※ Cの加算額については、本社が町内にある場合は25万円、その他は15万円に減額  
＜土地を購入、購入後に既存建物を解体撤去して新築する場合＞

- ・土地購入費の1/2(上限50万円)
- ・解体撤去費の1/2(上限50万円)

##### 【中古住宅購入】

購入費用の1/20(上限50万円) + 加算額(A+B) × 25万円(上限50万円)

### ② リフォーム助成(中古住宅購入の場合)

中古住宅購入後の改修費用の1/2(上限250万円)を助成します。

※購入後、6ヶ月以内に改修工事に着工する場合に対象

### ③ 空き家改修助成

空き家を改修して賃貸を行う所有者を対象に助成制度があります。

【改修工事分】 改修費の1/2(上限350万円) ※耐震診断を受けることが要件です。

※申請期限は、令和4年6月30日までです。

※本事業は島根県の補助事業を活用して実施しますので、工事着工は交付決定後(令和4年7月以降)の着工となります。

#### ④ 空き家バンク活用促進助成

空き家バンク登録のため家財撤去等を行う場合の経費の一部を助成します。

【家財撤去費】 家財撤去、ハウスクリーニング費用の全額（それぞれ20万円が上限）

【登記費用】 登記費用の1/2（上限10万円）

#### ⑤ Uターン住宅改修助成

町外に居住する親族がUターンして同居をする際に必要となる家屋のリフォーム経費を助成します。

※ 川本町に転入する前後1年間以内に申請が必要です。

■助成額 改修費の1/2補助（補助上限額 100万円）

■助成要件 Uターンされる方の年齢が35歳以下

#### ⑥ 民間住宅整備助成

定住促進向け賃貸住宅を整備し運営する民間事業者に対し、工事費等の一部を助成します。

〈新築住宅〉

■助成額 建築費用の1/2

※ 補助上限 単身用：300万円/戸 世帯用：600万円/戸

**※申請期限は、令和4年6月30日までです。**

（当初予算には計上していませんので、整備を予定されている方はお問い合わせください。）

〈空き家改修住宅〉

■助成額 住宅購入費、改修費の1/2（上限600万円）

※耐震診断を受けることが要件です。

**※申請期限は、令和4年6月30日までです。**

### ■ 定住促進住宅整備事業 6,720万円

（まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634）

川本町では定住人口の増加を目指して定住住宅の整備を進めており、今年度は因原地区に2戸の住宅整備を計画しています。

入居申込などの詳細は町のホームページやチラシ等でお知らせします。

※ この事業は県補助金700万円、町債4,700万円を活用して実施します。



## ■ 住生活基本計画の策定

382万円

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

多様な住宅ニーズに対応した住環境の整備、円滑な住まいの提供につなげるため、今後の住宅政策を検討します。検討するにあたり、どんな住宅がどれくらい必要なのかを調査し、住環境に関する計画を定め、計画を基にした住宅施策に取り組みます。

※ この事業は、国の社会資本整備総合交付金を受けて実施します。

## ■ 夢と可能性に挑戦する人財定住助成金

382万円

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

地域の人財確保のため、地元に残って就職する方や、大学等を卒業後に地元に戻って就職する方に対する助成金制度を設けています。

### 【申請条件】

高校卒業後に将来の展望などを記載した「自分計画書」を町長に提出・発表して認定を受けた方で、卒業後10年以内に就農・起業又は正規雇用者として就職し、川本町に定住した方

大学等で奨学金の貸与を受けていない方

### 定住助成金

最大50万円（1回限り）

大学等で奨学金の貸与を受けた方

### 奨学金返還助成金

前年度返済金額（上限24万円）10年間  
※くらしまねっとへ登録する町内企業に就職し、その企業が求める国家資格を有する場合 助成額上限6万円上乗せ

## ■ かわもと暮らしの運営 1,459万円

(まちづくり推進課 定住促進係 Tel 72-0634)

川本町では、移住・定住についての総合相談窓口「かわもと暮らし」を開設しており、専任のスタッフが、仕事、住まい、子育てなど、移住・定住にまつわるあらゆる相談にワンストップで対応しています。メール、電話での個別相談はもちろん、都市部での相談会への出席やPRイベントの開催、「かわもと移住体験プログラム」の実施や川本町移住サイト「かわもと暮らし」の運営などを行っています。

かわもと暮らし

〒696-0001 島根県邑智郡川本町大字川本608-1

総合相談窓口 月～金 9時～17時

(土・日・祝日定休)

Tel 0855-74-2110

Mail [info@kawamotogurashi.jp](mailto:info@kawamotogurashi.jp)

HP <http://www.kawamotogurashi.jp/>



全力でサポートします

## ■ 関係人口の創出・拡大 572万円

(まちづくり推進課 定住促進係 Tel 72-0634)

人口減少が進み、地域づくりの担い手の育成・確保が難しいという課題がある中で、「関係人口」という考え方が全国的に注目されています。「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、生活の本拠地は都市部等に置きながら、地域に継続的に多様な形で関わり、地域を盛り上げてくれる人をいいます。現在、川本町では、町出身者など川本町にルーツのある方や島根中央高等学校の卒業生、自然・歴史・文化・芸能・産業などで川本町に興味・関心を持つ方々が関係人口として関わり始めています。令和4年度からは、島根中央高校などの高校を卒業し、町外へ進学した卒業生に対して就職活動期までの間、関係人口としてつながりを意識した取り組みを行います。

※ この事業は国の地方創生推進交付金143万円、県補助金286万円を活用して実施します。

## ■ 川本町地域おこし協力隊

(まちづくり推進課 定住促進係 Tel 72-0634)

「地域おこし協力隊」は、地方で地域外の人材を受け入れて地域協力活動などに従事しながら、その定住・定着を図るための制度です。現在、川本町には10人の地域おこし協力隊員が活躍しています。隊員は様々な分野でそのスキルを生かして地域を盛り上げてくれています。各隊員の紹介等は今後、まげなねっとケーブルテレビや広報誌等で行っていきます。

## 令和３年度 定住の取り組みの成果

定住人口の維持・拡大を図り、活力あるまちづくりを推進するため、定住対策に取り組んできました。令和４年度も引き続き定住人口の確保に向け取り組みます。

令和３年の取り組みによって、１５２名の転入者（前年度比△５名）を迎えることができ１１名の社会増となりました。また、自然的要因による人口減少は依然として大きく、令和３年１年間で５９名が減少し、全体では４１名（前年度７０名）の人口減少となりました。

### □相談件数、移住者数

相談件数１４４件（前年度６７件） 定住成果１１件、１９名（前年度１６件、３５名）

### ○定住者の転出地別内訳

◇県外 ６件・７名（前年度１１件・２６名）

関東地方 １件・１名、近畿地方 ３件・３名、中国地方 １件・２名

九州地方 １件・１名

◇県内 ５件・１２名（前年度５件・９名）

安来市 １件・２名、大田市 １件・２名 益田市 １件・１名、江津市 １件・３名

雲南市 １件・４名

### ○家族構成別内訳

単身者 ５件・５名、世帯 ６件・１４名

### ○住居別内訳

空き家 ４件・７名、町営住宅（定住促進住宅含む） ３件・７名

民間アパート ２件・３名、実家 ２件・２名

### □令和３年 人口の推移 ※（ ）は前年数値

令和３年１月～令和３年１２月の人口推移 △４１名（△７０名）

（要因別）社会的要因による人口減少（転入者数－転出者数） １１名（△１１名）

自然的要因による人口減少（出生者数－死亡者数）△５２名（△５９名）

引き続き定住対策に力を入れていきます。



## ■ 広島県坂町との交流

73万円

(教育課 社会教育係 Tel 72-0594)

昭和61年に姉妹都市縁組を結んで以来、両町では人、文化、スポーツ、産業など様々な交流を通じて親交を深めており、今年度で姉妹縁組36年を迎えます。

毎年小学生を対象に、夏は坂町で海洋スポーツ交流、秋は少年野球、冬はスキー交流を企画・実施しています。その他に、町議会議員、女性交流会、老人クラブ連合会（社会福祉協議会主催）などの交流が行われています。

令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策により事業の実施ができていませんが、感染対策を講じて、交流を深められるよう進めてまいります。



子どもスポーツ交流会  
(国立江田島青少年交流の家)



子どもスキー交流会  
(琴引フォレストパークスキー場)

## ■ 広島県坂町でのイベント出店

36万円

(産業振興課 商工観光係 Tel 72-0636)

姉妹都市を結んでいる坂町との交流・両町の特産品のPRのため、秋に坂町で開催される「坂町・川本町特産品フェア」に川本町ブースを設け、川本町の特産品を販売しています。また、春には「坂町ようようまつり」も開催されています。

それぞれのイベントへの出展やステージ出演に係る経費を支出します。

※新型コロナウイルス感染症の状況によってイベントが中止になる場合があります。



坂町・川本町特産品フェア出店風景

## ■ 農林業振興施設の管理運営 3, 269万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

### 【道の駅 インフォメーションセンター かわもと】

町内の野菜や加工品などの販売拠点や情報発信拠点として地域活性化を図っており、お客様にとってより利用しやすい施設となるよう運営を行います。

指定管理者：株式会社ドリームかもん

施設管理費：532万円



道の駅インフォメーションセンターかわもと

### 【湯谷温泉 弥山荘】

町内唯一の温泉施設です。町民はもちろん、町外からの利用者も多く、お客様の癒やしの場、交流の場となるように運営を行います。イベントの定期開催やオリジナル商品の開発なども行い、積極的に情報発信を行います。

指定管理者：株式会社キムラ農産

施設管理費：2, 213万円



### 【笹遊里公園】

グランドゴルフやバーベキューなど幅広い年代で楽しむことができる施設です。また、コテージなど宿泊施設を活用した田舎ツーリズムの拠点施設として交流人口の拡大を目指します。

指定管理者：株式会社キムラ農産

施設管理費：524万円



笹遊里のコテージ



## ■ 観光振興の強化 1,902万円

(産業振興課 商工観光係 Tel 72-0636)

町観光協会と連携し、自然や歴史、郷土芸能などの地域資源の活用、町内の観光施設や観光事業者の活性化を促進し、観光客の誘致を図ります。また、地域おこし協力隊制度も活用しながらさらなる地域資源の活用と交流人口拡大に取り組んでいきます。



石見川本駅でのレールバイク乗車イベント



谷戸地域のイズモコバイモ

## ■ 広島地区等への観光情報の発信 72万円

(産業振興課 商工観光係 Tel 72-0636)

広島地区は本町への誘客にとって重要な地域であり、島根県と県内市町村が連携し、広島地区でのイベントの開催、メディアでの広報などを通じて情報発信を行うための負担金を支出します。

毎年1月に行われている「島根ふるさとフェア」に川本町ブースを出展し、特産品の販売等を通じて町の魅力をPRするため、出展料等を支出します。

※新型コロナウイルス感染症の状況によって中止になる場合があります。



島根ふるさとフェアの様子



## ■ イベント実行委員会への補助 80万円

(産業振興課 商工観光係 Tel 72-0636)

|                  |           |              |
|------------------|-----------|--------------|
| 2022ええなあまつりかわもと  | 7月下旬開催予定  | (実行委員会により決定) |
| 第44回川本町産業祭       | 11月上旬開催予定 | (実行委員会により決定) |
| 輝け11しまね町村フェスティバル | 10月上旬開催予定 | (松江市で開催)     |

江の川に打ち上がる迫力満点の花火や、石見神楽、江川太鼓などの郷土芸能によるステージがある「ええなあまつりかわもと」。川本町の人・食・文化に出会え、郷土芸能にも触れ合える「川本町産業祭」。これらイベントの情報発信に必要なポスター、チラシ等の経費の補助を行います。



ええなあまつりかわもと



川本町産業祭



# 第2章

## 産業

～暮らしを支える生業、地域資源を活かした産業が根付くまち～

## 農林水産業の振興

|                  |    |
|------------------|----|
| ■ エゴマ・ピーマンの産地育成  | 49 |
| ■ 特別栽培米生産拡大      | 49 |
| ■ 経営所得安定対策の実施    | 49 |
| ■ 人・農地問題解決加速化支援  | 50 |
| ■ 土づくり育成         | 50 |
| ■ 農業の6次産業化の推進    | 50 |
| ■ 農業の担い手支援       | 51 |
| ■ 農地耕作条件改善（三原地区） | 52 |
| ■ 畜産の振興          | 53 |
| ■ 多面的機能支払        | 54 |
| ■ 環境保全型農業直接支払    | 55 |
| ■ 中山間地域等直接支払     | 56 |
| ■ 有害鳥獣対策         | 56 |
| ■ 林業の振興          | 58 |
| ■ 森林環境整備         | 59 |
| ■ 漁業の振興          | 59 |

## 商工業・サービス業の振興

|                    |    |
|--------------------|----|
| ■ 商工業の振興と中心市街地の活性化 | 60 |
| ■ 商店経営改善支援         | 60 |
| ■ 地域商業等支援          | 60 |
| ■ 新型コロナウイルス感染症対策   | 61 |
| ■ 魅力ある商店街づくり支援     | 61 |

## 起業支援・企業誘致の推進

|               |    |
|---------------|----|
| ■ 地方創生テレワーク推進 | 62 |
|---------------|----|



## 農林水産業の振興

### ■ エゴマ・ピーマンの産地育成 1,262万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

エゴマの生産は島根県全体に取り組みが広がり、島根県は全国でも有数のエゴマの産地となっています。本町においては、これまで産地育成を進めており、令和3年度の栽培面積は約21haです。今後も、川本町エゴマ振興協議会を中心に、エゴマの生産者確保、収穫量の増加、エゴマ油をはじめとする商品の販売促進に取り組み、エゴマの産地育成を推進します。また、島根おおち地区本部と連携して、ピーマンの産地育成にも取り組みます。

#### ●川本町奨励作物拡大支援事業費補助金

- ・対象作物 エゴマ、ピーマン
- ・対象者 町内で販売を目的にエゴマ、ピーマンを1a以上作付する個人、  
営農組織、農業団体、企業
- ・補助金額 ■個人、集落営農組織、農業団体、企業（栽培のみの企業）  
エゴマ 栽培面積 1,000円/a 出荷量 1,500円/kg  
※出荷量が10aあたり10kg（1aの場合は1kg）を下回る場合は、  
面積あたりの補助が受けれない場合があります  
ピーマン 栽培面積 3,000円/a  
■企業（栽培加工販売事業者）  
栽培面積 2,000円/a

大豆への補助金は、経営所得安定対策事業へ移行するため、令和3年度で終了しました。

### ■ 特別栽培米生産拡大 8万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

JASしほね島根おおち地区本部で推進している「石見高原ハーブ米きぬむすめ」は、関東・関西方面において需要が高まっています。島根県では、需要に応じた米の生産に取り組むために、事前契約取引を推進しています。本町では需要に応じた米の生産に取り組むを進めるために、「石見高原ハーブ米きぬむすめ」に対する買取価格支援に取り組むことで、生産者の確保、面積拡大を図ります。

- ・補助対象者：「石見高原ハーブ米きぬむすめ」をJA出荷する農業者
- ・補助率：出荷1袋あたり200円

### ■ 経営所得安定対策の実施 108万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

経営所得安定対策の普及推進のための活動や、対象作物の作付面積等の確認事務は「川本町地域農業再生協議会」で行い、そのための経費を助成します。

## ■ 人・農地問題解決加速化支援

3万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

高齢化の進行による後継者不足、耕作放棄地の増加などで、地域での農業の振興や農地の維持が難しくなっている中、力強い農業構造を実現していくために、各集落で農業を担う経営体の確保や生産基盤となる農地の集積について話し合いを行い、今後の地域農業のあり方や地域の中心となる経営体の将来展望などを明確化する事業です。

- ・ 農業における人と農地に関わるアンケート調査
- ・ アンケート結果等を基にした農地図の作成
- ・ 作成した農地図を用いた農地利用についての話し合い
- ・ 話し合いの取りまとめ、検討会の開催

## ■ 土づくり育成

20万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

新鮮で安心・安全な農産物へのニーズが高まる中で、「持続性の高い農業生産方式の推進」と「有機栽培・減農薬栽培による高付加価値化」による農産物づくりを目指すために、「エコファーマー」「環境を守る農業宣言」を取得している方、環境保全型農業に取り組んでいる方、独自で減農薬、減化学肥料に取り組んでいる方が、農産物の販売を目的に堆肥を購入された場合に支援します。

- ・ 対象作物：水稻・野菜
- ・ 対象面積：耕作面積3a以上
- ・ 補助額：購入堆肥1tあたり2,000円以内（上限10aあたり3t）
- ・ 堆肥種類：バーク堆肥・牛糞堆肥・豚糞堆肥・鶏糞、竹堆肥
- ・ 購入期間：令和4年1月1日～12月31日

## ■ 農業の6次産業化の推進

190万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

川本町の農業の維持・強化を図るため、生産（1次産業）のみならず、加工（2次産業）そして流通・販売（3次産業）を地域全体で総合的に取り組むことが必要です。

このため、生産基盤の強化を図りながら、民間経営体等を中心に高付加価値（有機等）の特産品を創出し、都市部への販路開拓・拡大による外貨獲得を図りながら所得向上、農業の持続的な発展と地域経済の活性化を目指します。

### ● 6次産業化推進補助金 190万円

町内の農林漁業者及び事業者が6次産業化に取り組まれる事業に対して補助します。

- ・ ソフト事業 補助率：2/3 限度額：300千円
- ・ ハード事業 補助率：1/2 限度額：1,000千円

●川本町地域農業再生協議会への補助 13万円

川本町地域農業再生協議会では、関係機関が連携し、就農相談、経営相談など、農業の担い手の支援を行っています。この協議会の事業に対して補助を行います。

●農地流動化（土地利用集積）助成 73万円

農地の有効活用、遊休農地化の防止、担い手の確保・育成のため、農地の流動化（貸借）の促進を図るため、農用地を借り受けた農業者（賃借権を設定した者）に対して助成金を交付します。

（ただし、流動化に関する他の支援事業を受けた場合は、対象外となります。）

（10aあたり）

| 区 分 |          | 認定農業者・農業生産法人 | そ の 他  |
|-----|----------|--------------|--------|
| 新規  | 3年以上6年未満 | 6,000円       | 6,000円 |
|     | 6年以上     | 15,000円      |        |
| 継続  | 3年以上6年未満 | 3,000円       | 3,000円 |
|     | 6年以上     | 7,500円       |        |

●農業経営安定支援事業補助金 550万円

認定農業者、集落営農組織の運営の安定を図り、認定農業者等の担い手が農地集積に取り組みやすい環境づくりを進めることによって耕作放棄地の増加の抑制を図ります。併せて、新たな集落営農編成の意向のある組織の体制づくりを支援します。

【補助要件】

認定農業者、認定新規就農者、農事組合法人、集落営農組織、広域連携組織が農業機械を導入、更新したとき、または国県の補助事業を実施したときに費用の一部を補助

○事業期間：令和3～4年度

○対 象 者：認定農業者、集落営農法人

○補 助 金：農業機械の導入及び更新費用 1/2 上限 200万円  
下限 30万円

国県の補助事業に対する費用 1/3 上限150万円

●生産基盤強化支援 100万円

米生産政策の見直しに伴い、水田における収益が見込める作物の導入が喫緊の課題となっています。また、農業経営においても、他の作物も栽培する多面的経営が注目されていることから、生産基盤の強化・拡大を図るためにハウスを整備することに対して支援を行い、農業者の所得向上と担い手確保・育成を図ります。

○事業の概要

・対 象 事 業：ビニールハウス新設（ビニールハウスの面積1a以上が対象）

補助上限額 50万円

・補助対象者：町内の農地で農業を営む個人（新規も含む）、企業、集落営農組織とし、野菜、花き等を生産する者（水稻育苗のみは除く）

・補 助 率：事業費の1/2以内、予算の範囲内

## ●担い手経営発展支援 666万円

水田園芸など担い手にとって魅力ある生産性の高い農業の推進を図るため、地域を支える中核的な担い手への支援を図ります。また、水田を活用した園芸の推進を図ります。

### ○事業の概要

#### 認定農業者機械等整備支援事業

経営規模の拡大や複合化、生産コストの低減等を目指すために必要な機械・施設への補助

- ・補助対象者：①人・農地プラン、産地ビジョン等に位置付けられた認定農業者
- ②販売金額1,000万円以上を目指す計画を策定した者
- ③美味しまねゴールドの認定を取得している者、または1年以内に認証を取得することが確実な者

- ・補助率：事業費の1／3以内、予算の範囲内

#### 自営就農者開始支援事業

小規模基盤整備、ハウス、ハウス付帯設備への補助

- ・補助対象者：①認定新規就農者又は農業経営改善計画を作成し、県内において農業経営を開始して専門的に農業に従事することが見込まれる者
- ②農業経営を開始した日から起算して5年以内の青年等又は新たに農業経営を営もうとする青年
- ③美味しまねゴールドの認定を取得している者、または1年以内に認証を取得することが確実な者

## ■ 農地耕作条件改善（三原地区） 2,540万円

（地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637）

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、区画拡大や用排水路等の耕作条件の改善を行います。

三原地区を3ヵ年計画にて整備し、昨年度より工事を随時行っ

て、今年度も、三原地区のほ場整備等の工事を行います。  
※この事業は国・県の補助1,771万円と地元負担金・町負担769万円にて行います。



## ■ 畜産の振興

83万円

(産業振興課 農林振興係 Tel 72-0636)

畜産農家の必要な経費を補助し、畜産運営の安定強化を図ります。

### ●畜産予防注射補助 5万円

牛の4種混合ワクチンの予防接種に対し、1頭あたり500円を助成します。

### ●人工授精業務補助 18万円

受胎率並びに、生産意欲の向上を図るため、費用の一部を補助します。

### ●畜産共進会補助 10万円

優良和牛の育成を図るため、参加費用の一部を補助します。

### ●繁殖雌牛更新助成金 40万円

繁殖牛の更新率を向上させるため、1頭当たり40,000円を助成します。

### ●全国和牛能力共進会活動費補助金 7万円

全国和牛能力共進会に係る取組に対して補助します。

### ●家畜診療対策協議会負担金 3万円





## ■ 多面的機能支払

1, 100万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

### 【農地維持支払交付金】

地域資源の基礎的保全活動等（農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等）の多面的機能を支える共同活動を支援します。

### 【資源向上支払】

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

日本型直接支払のうち

### 多面的機能支払交付金

#### <対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

#### <政策目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率を4割以上に向上〔令和2年度まで〕
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合を5割以上に向上〔令和2年度まで〕

#### <事業の内容>

#### 1. 多面的機能支払交付金

##### ① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

##### ② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

#### <事業イメージ>

##### 農地維持支払

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等  
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等



##### 資源向上支払

・水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等  
・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



#### 交付単価

(円/10a)

|    | 都府県               |                       | 北海道               |                       |
|----|-------------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|
|    | ①農地維持支払<br>(共同)※1 | ②資源向上支払<br>(長寿命化)※1,2 | ③農地維持支払<br>(共同)※1 | ④資源向上支払<br>(長寿命化)※1,2 |
| 田  | 3,000             | 2,400                 | 2,300             | 1,920                 |
| 畑  | 2,000             | 1,440                 | 1,000             | 480                   |
| 草地 | 250               | 240                   | 130               | 400                   |

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

- ※1：①、②の資源向上支払は、③の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

#### 2. 多面的機能支払推進交付金

- 都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

#### <事業の流れ>



実施主体：農業者等で構成される組織（①及び②は農業者のみで構成する組織でも取組可能）  
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

#### 〔加算措置〕

| 項目                                                                                                     | 都府県                       | 北海道              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|------------------|
| 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援<br>※「防災・減災力の強化」の中で「災害時における応急体制の整備」も対応可<br>※「加算対象活動に「やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」を追加）        | 田 400<br>畑 240<br>草地 40   | 320<br>80<br>20  |
| 農村協働力の深化に向けた活動への支援<br>上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合 | 田 400<br>畑 240<br>草地 40   | 320<br>80<br>20  |
| 小規模集落支援<br>既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援                                        | 田 1,000<br>畑 600<br>草地 80 | 700<br>300<br>40 |

| 項目            | 都府県                                    | 北海道                                          | 交付金（定額）                           |
|---------------|----------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------|
| 広域化した活動組織への支援 | 3集落以上または50ha以上<br>200ha以上<br>1,000ha以上 | 3集落以上または1,500ha以上<br>3,000ha以上<br>15,000ha以上 | 4万円/年・組織<br>8万円/年・組織<br>16万円/年・組織 |

※下線部は拡充内容 【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

環境保全型農業直接支払は「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基づいた安定的な制度として、令和2年度から6年度の5ヵ年で第2期対策を実施しており、地球温暖化防止や生物多様性保全などの環境保全に効果の高い営農活動を行う農業者を支援します。対象となる取り組みは、農薬の化学肥料、化学合成農薬5割低減の取り組みと組み合わせた「カバークロップ」、「炭素貯留効果の高い施肥の水質保全に資する施用」と化学肥料、化学合成農薬を使用しない「有機農業の取り組み」が対象となります。

環境保全型農業直接支払事業は、農業者グループ（法人等）による申請となり、川本町内では水稲、エゴマ、野菜等の品種で取組が可能です。

## 環境保全型農業直接支払交付金

### <対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を支援**します。

### <政策目標>

- 土壌炭素貯留量の増加への貢献
- 市町村における有機農業の推進体制の整備率の向上（50%〔令和元年度まで〕）

### <事業の内容>

#### 1. 環境保全型農業直接支払交付金

【対象者】 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援の対象となる農業者の要件】

- ▶ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ▶ 国際水準GAPを実施していること
  - ※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。
- ▶ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

【支援対象活動】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

#### 2. 環境保全型農業直接支払推進交付金

【対象者】 地方公共団体等

【支援内容】

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援

<事業の流れ> → 環境保全型農業直接支払交付金 → 環境保全型農業直接支払推進交付金



### <事業イメージ>

#### ▶ 全国共通取組



カバークロップ  
5割低減の取組の前後のいずれかにカバークロップの作付けや堆肥を施用する取組



堆肥の施用  
化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組



有機農業  
化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

#### ▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組

支援対象となる取組

|        | 対象取組                             | 交付単価*                      |
|--------|----------------------------------|----------------------------|
| 全国共通取組 | カバークロップ（うち、ヒエを使用する場合）            | 8,000円/10a<br>(7,000円/10a) |
|        | 堆肥の施用                            | 4,400円/10a                 |
|        | 有機農業（うち、そば雑穀、飼料作物）               | 8,000円/10a<br>(3,000円/10a) |
|        | 地域特認取組 ※ 取組内容や交付単価は、都道府県により異なります |                            |

配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。  
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】 生産局農業環境対策課（03-6744-0499）

## ■ 中山間地域等直接支払

2, 305万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

令和2年度から第5期対策（令和2～6年）として実施している中山間地域等直接支払事業は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な制度として中山間地域等の農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度です。

農業生産活動を集落ぐるみで実施を検討されている地域等がありましたら、説明会も開催しますので、産業振興課までお問い合わせください。

日本型直接支払のうち

### 中山間地域等直接支払交付金

#### <対策のポイント>

高齢化や人口減少が著しい中山間地域等において、農業生産活動が継続的に行われるよう、集落の活動体制の維持・強化を推進しつつ、引き続き第4期対策（平成27～令和元年度）を実施します。

#### <政策目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.0万haの減少を防止【平成27年度～令和元年度まで】

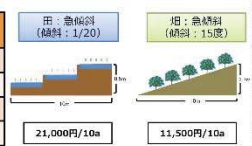
#### <事業の内容>

##### 1. 中山間地域等直接支払交付金

- 中山間地域等の農業生産活動を継続できるよう、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。
- 担い手を支える地域の体制を強化するため、**モデル地区における試行的な加算措置及び個人受給額の上限緩和（250万円→500万円）**を実施します。

【主な交付単価】

| 地目 | 区分           | 交付単価<br>(円/10a) |
|----|--------------|-----------------|
| 田  | 急傾斜 (1/20～)  | 21,000          |
|    | 緩傾斜 (1/100～) | 8,000           |
| 畑  | 急傾斜 (15度～)   | 11,500          |
|    | 緩傾斜 (8度～)    | 3,500           |



##### 2. 中山間地域等直接支払推進交付金

- 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村等の推進体制を強化します。

※ 下線部は拡充内容

#### <事業の流れ>



#### <事業イメージ>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
- ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）

【加算措置】

<集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算>

| 項目               | 10a当たり単価                                                |                                            |
|------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 集落連携<br>・機能維持加算  | ①広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援<br>②小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援 | 地目にかかわらず<br>3,000円<br>田：4,500円<br>畑：1,800円 |
| 超急傾斜農地<br>保全管理加算 | 超急傾斜農地（田：1/10～、畑：20度～）の保全や有効活用を支援                       | 田・畑：6,000円                                 |

#### <地域営農体制緊急支援試行加算>

※試行加算はモデル地区において国定額で実施

| 項目            |                                                               | 10a当たり単価           |
|---------------|---------------------------------------------------------------|--------------------|
| 人材活用<br>体制整備型 | 新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を支援         | 地目にかかわらず<br>3,000円 |
| 集落機能<br>強化型   | 主として営農を実施してきた集落が、地域の公的な役割も担う団体（地域運営組織等）を設立するなど、集落機能を強化する取組を支援 | 地目にかかわらず<br>3,000円 |
| スマート農業<br>推進型 | 省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を支援              | 地目にかかわらず<br>6,000円 |

【お問い合わせ先】 農林振興局地域振興課 (03-3501-8359)

## ■ 有害鳥獣対策

811万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

### ●被害防止柵施設設置補助 270万円

サルやイノシシなど有害鳥獣による農林作物被害を未然に防止し、生産意欲の拡大・農作物を安定に出荷できるよう電気柵や防護柵等の設置に対し、資材購入費用の一部を助成します。（補助率1/2、上限 5万円）

※法人・企業・認定農業者等については上限30万円を補助上限額とします。

※鳥獣被害対策や電気柵等設置に伴う研修会を実施しますので、ぜひご参加ください。



研修会の様子





## ●集落ぐるみで取り組む対策 30万円

有害鳥獣対策には特効薬としての対策がなく、全国的にも苦慮している状況です。有害鳥獣（特にサル）等に対して、集落ぐるみで徹底した追い払いが効果的であると報告もあります。対策としては、ロケット花火より音が大きく、追い払い効果のある「動物駆逐用煙火花火」を使って個人からでも取り組める対策が有効です。動物駆逐用煙火を使うためには、指定された講習を受ける必要があります。

### ・ 集団被害防止対策事業補助金

モデル集落を選定し、被害防止策に取り組み他の集落へ集団的に取り組む効果的な方法等を実証することを目的として、資材等の経費を補助します。（補助率2／3、上限40万円）



動物駆逐用煙火花火講習会の様子

## ●駆除の実施 319万円

有害鳥獣の被害が深刻な場合は、捕獲許可を出して有害鳥獣の駆除を行います。川本町猟友会のご協力のもと、4つの駆除班を編成し、駆除を実施しています。

### ・ 駆除班条件整備（19万円）

駆除班に加入している方を対象に、駆除に伴う事故に備えて、ハンター保険（銃の使用）及び施設賠償責任保険（わなの使用）の保険料を負担します。

### ・ 捕獲奨励金（300万円）

駆除班に対し、捕獲した鳥獣の種類に応じて奨励金を交付します。

- イノシシ 1頭につき10,000円（成獣）、5,000円（幼獣）
- サル 1頭につき20,000円（成獣）、10,000円（幼獣）
- シカ 1頭につき25,000円

### ・ 外来鳥獣対策

外来鳥獣（ヌートリア、アライグマ）については、川本町主催の講習会を受けることによって狩猟免許を持っていない方でも箱わなに限り捕獲することが出来ます。



ヌートリア



研修会の様子

## ●新規狩猟免許取得者補助金 4万円

有害鳥獣による農作物被害は増加傾向であり、狩猟者の増加を図るため、新規に狩猟免許を取得する方の試験費用を助成します。

- わな種（箱わな、くくりわな等） 3,900円
- 第1種（ライフル銃、散弾銃等） 5,200円
- 第2種（空気銃） 5,200円
- 事前講習会 6,000円



## ●ICT（情報通信技術）を活用した有害鳥獣対策可能性調査事業 188万円

ICTを活用した有害鳥獣対策（サル対策）の可能性を実証するにあたり、川本町全域の被害防止計画やサルの生息状況（ルートセンサス）について専門機関に委託をし、連携して調査をします。

## ■ 林業の振興 1, 841万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)



### ●町有林・町行分収造林等の管理 98万円

森林の多面的機能の維持と良質な木材生産を図るため、保育間伐を実施し、適正な森林管理を行います。

### ●島根県林業公社造林の管理 1, 706万円

地面を覆う植物の種類を増やすことで生態系のバランスを良くすることや、土砂災害の発生を防ぐことを目的に、適正な森林管理を行います。

### ●林業振興 22万円

林業振興に関連する各種団体に対し、会費・負担金等を支出します。



### ●林地残材搬出支援事業 15万円

町内山林を適切な間伐等で保全管理を行った場合に出る林地残材を、バイオマスエネルギーの原料とし搬出する場合に町から助成を行っています。

スギやヒノキの林地残材を搬出し、指定されたチップ工場へ搬入した場合、チップ工場での買い取り価格1t当たりの金額に上乗せして、商工会商品券3,000円分を交付しています。

※出荷者は事前に登録申請が必要です。



## ■ 森林環境整備

1, 262万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理のために、林業経営の集約や市町村自ら経営管理を円滑に行うため、森林環境譲与税を財源に新たな森林管理に取り組みます。

### ●林業担い手育成支援 41万円

林業の担い手育成のためにチェーンソーを使用した伐木や搬出等の作業を安全に行うための研修会費用 など

### ●人材育成 180万円

林業事業体が人材育成に必要な高性能林業機械等のリース費用等の助成

### ●森林整備 146万円

下刈り、除伐等の所有者負担に対する助成、林地台帳整備 など

### ●里山再生支援事業費補助金 241万円

里山林の有する水源涵養機能や生物多様性等の高度発揮に資するため、荒廃した竹林の再生等の取組を支援する など

### ●林内路網整備事業費補助金 100万円

利用期を迎えた森林の主伐に供する路網整備を促進するため、木材生産用の森林作業道開設に要する経費の一部を支援する

### ●植栽支援事業補助金 314万円

補助造林事業の植栽の対象が、一貫施業に限定されたことから、過年度伐採跡地への植栽に対する補助

### ●森林作業道修繕等支援事業費補助金 240万円

林業担い手育成研修会の様子  
(チェーンソーワーク)



## ■ 漁業の振興

70万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

### ●江川漁業振興 70万円

内水面漁業の資源確保及び漁業事業の推進、親魚の養成事業を行う江川漁業協同組合に対し、負担金を支出します。

# 商工業・サービス業の振興

## ■ 商工業の振興と中心市街地の活性化 1,420万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

＜ 地域経済を支える商工会 ＞

川本町商工会では、経営や技術の改善、金融や新分野進出、税務申告など、経営指導員を中心に相談・指導を行い、事業者の皆さんの支援に努めています。また、小規模事業者持続化補助金制度等を活用し、経営に前向きな企業支援や、商店街の活性化に向けたさまざまな地域振興事業を行っています。

本年度は、事業承継、空き店舗対策及び経営革新や新規参入企業への支援等を実施し、商工業の振興と安定を図るために取り組んでいきます。これらの事業費の一部を補助しています。

※この事業は特別交付税 56 万円を活用しています。

## ■ 商店経営改善支援 45万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

日本政策金融公庫の融資制度「小規模事業者経営改善資金貸付」又は島根県制度融資「小規模企業特別資金」の融資を受けた中小企業を対象に、実績に基づき利子補給を行い、金利負担の軽減を図ることにより経営安定化を支援します。

○利子補給補助 … 年1%の利子相当額（5万円を上限）

○利子補給期間 … 利子補給開始月から5年以内

## ■ 地域商業等支援 400万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

川本町内で空店舗等を活用した小売業・サービス業等の開店予定者に対して、開店に係る初期投資費用を支援します。また、川本町内で食料品、日用品の販売により、地域住民の買い物不便の助けとなる案件についても、改修費や備品購入費など初期投資費用の支援を行います。町内での起業を検討される場合には、産業振興課へお気軽にご相談ください。

※ 補助率 一般枠：改修費等1/2，家賃等1/2

買い物不便特別枠：改修費等1/2，家賃等 1/2

開業支援特別枠：改修費等1/2，家賃等1/2

※ 各補助には、限度額があります。

※ この事業は、県の補助（200万円）を受けて行います。

## ■ 新型コロナウイルス感染症対策

6, 236万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が落ち込む町内事業者を支援し、地域経済の活性化を図ります。

### ●経営持続化補助金

#### <要件>

- ・令和4年1月以降、連続する3か月の平均売上が、前年または前々年の同期間と比較して20%以上減少している町内事業者（農林業者を含む）

#### <補助上限額>

法人…30万円 個人事業主…15万円

### ●町内消費拡大支援事業

町民1人あたり1万円分の商品券を年2回に分けて配布し、町内消費の拡大を図ります。

#### <商品券概要>

- ・上期：3,000円（町内に主たる店舗・事業所を置く事業者のみ対象）
- ・下期：7,000円（町内すべての事業所を対象）

### ●電子決済普及事業

新たな生活様式において利用が広まる電子決済の利用推進、普及を図ります。

#### <利用促進>

電子決済アプリ「J-Coin」を活用した利用特典として1人あたり最大1万円分の特典を付与

- ・町内取扱店で利用した際に初回利用時に5,000円
- ・期間中の決済金額の25%（上限5,000円）

#### <導入補助>

電子決済を導入する事業者に対し、整備に掛かる費用を補助

- ・1事業者あたり上限10万円

補助対象経費…通信環境整備（機器購入、工事費等）、決済機器購入

## ■ 魅力ある商店街づくり支援

402万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

魅力ある商店街づくりを目指し、商工活性化支援員を配置し、商工会等関係機関連携のもと、空き店舗を活用した起業や事業承継を促進し商店街の活性化を図ります。

さらに、地域資源を活用した起業を促進するため、積極的に支援制度を活用し、商工業の担い手の育成を図ります。

\*この事業は特別交付税401万円を活用して行います。

## 起業支援・企業誘致の推進

### ■ 地方創生テレワーク推進

### 事業の進捗に応じて補正

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

県外企業の進出と空き店舗の有効活用を促進し、移住者数の増加を目的として、国や県の補助金を活用しながらテレワーク推進事業に取り組めます。

デジタル田園都市国家構想推進交付金地方創生テレワークタイプの概要は下記のとおりです。

#### ● サテライトオフィス等整備事業

サテライトオフィス等を開設、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進

#### ● サテライトオフィス等開設支援事業

サテライトオフィス等運営事業者・コンソーシアムの施設について、その解説を支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進

#### ● サテライトオフィス等活用促進事業

区域外からの進出企業・滞在者・移住者による既存のサテライトオフィス施設利用を促進するため、テレワーク関連設備等の導入支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進

#### ● 進出支援事業

上記事業の対象となるサテライトオフィス等を利用する区域外の企業進出を支援

#### ● 進出企業定着・地域活性化支援事業

サテライトオフィス等を利用する進出企業が地元企業者等と連携して行う地域活性化に資する取組を支援

# 第3章

## 子育て・教育

～子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまち～



## 結婚・子育て支援の充実

|                      |    |
|----------------------|----|
| ■ 保育所の運営             | 65 |
| ■ 保育所完全給食            | 66 |
| ■ チャイルドシート購入費助成      | 66 |
| ■ つながる絵本お届け          | 67 |
| ■ 子どもフリーパス           | 67 |
| ■ 児童手当の交付            | 67 |
| ■ 産後ケアのための助産院利用費助成   | 68 |
| ■ 子ども等医療費助成          | 68 |
| ■ 未熟児養育医療費助成         | 68 |
| ■ 結婚新生活支援            | 69 |
| ■ 婚活応援               | 69 |
| ■ お母さんとお子さんの健診       | 69 |
| ■ 不妊治療・不育症治療に係る費用の助成 | 71 |
| ■ 子育てサポートセンターの運営     | 72 |

## 川本らしい学びの環境の充実

|                   |    |
|-------------------|----|
| ■ 小・中学校の環境整備      | 73 |
| ■ 小・中学校の教育振興      | 74 |
| ■ 教育環境魅力活性化       | 76 |
| ■ 学校図書館司書の配置      | 77 |
| ■ 外国語指導助手（ALT）の招致 | 77 |
| ■ ふるさと教育の推進       | 78 |
| ■ 家庭教育支援          | 78 |
| ■ 職場体験活動          | 79 |
| ■ 学校給食            | 80 |
| ■ 島根中央高等学校の支援     | 81 |
| ■ 島根中央高等学校通学助成金   | 81 |
| ■ 島根中央高等学校の通学バス支援 | 82 |

## 学び続けられる環境の充実

|                 |    |
|-----------------|----|
| ■ ふるさと人づくり事業の推進 | 83 |
| ■ 川本町ふるさとカルタ活用  | 84 |
| ■ 公民館活動の推進      | 84 |
| ■ 文化財の保護        | 85 |
| ■ スポーツ大会、教室の開催  | 86 |
| ■ スポーツ団体への補助    | 87 |
| ■ 体育施設の管理運営     | 87 |
| ■ 生涯スポーツの普及     | 88 |
| ■ かわもと図書館の管理運営  | 89 |
| ■ 悠呂ふるさと会館の管理運営 | 91 |
| ■ 文化事業の振興       | 92 |
| ■ かわもと音戯館の管理運営  | 94 |

## 多様性のある地域社会の実現

|              |    |
|--------------|----|
| ■ 男女共同参画の推進  | 95 |
| ■ 人権・同和教育の推進 | 95 |

## 結婚・子育て支援の充実

### ■ 保育所の運営

1億5,042万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

川本町では社会福祉法人川本福祉会が3つの保育所を運営し、それぞれ特色ある保育を行っています。地域の子育て環境を充実させるため、保育所運営費を負担します。

子どもを生み育てる方の経済的負担を軽減し、安心できる子育て環境づくりを推進するため、平成31年4月から利用者全世帯の保育料を無料としています。

この他、地域に根ざした保育の推進を図ること、仕事と育児の両立を支援することを目的として、保育所の様々な事業に対して支援を行います。

※この事業は、国の負担(7,496万円)、県の負担(3,114万円)及び補助(166万円)を受けて実施します。



#### ●地域活動(全保育所で開催) 40万円

入所児童と地域の方との交流行事などを行っています。

※この事業は、県の補助(15万円)を受けて実施します。

#### ●延長保育(川本保育所・因原保育所) 12万円

共働きなどで帰宅が遅くなる方のため、保育時間を午後7時まで延長しています。1日当たり250円の負担をお願いしています。

#### ●一時保育(川本保育所) 17万円

一時的に保育が必要なとき、また、保護者の入院などにより、緊急に保育が必要となったときに受入を行っています。保育は毎週月曜日から金曜日まで(祝日を除きます)の午前8時30分から午後4時まで行います。1日当たり、2,000円の負担をお願いしています。

※この事業は、県の補助(7万円)を受けて実施します。

#### ●障がい児保育及び発達促進保育 168万円

特別な支援の必要な障がい児等の保育を推進し児童の処遇向上を図るため、障がい児等保育を行う保育士の加配を行う保育所に対し、加配保育士の人件費を補助します。

※この事業は、県の補助(59万円)を受けて実施します。



## ■ 保育所完全給食

239万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

食育の推進、子育て支援、地産地消を目的として、保育所の給食で町内産米の炊きたてご飯を提供しています。また、田植えや稲刈り体験を通じて、生産者との交流も行っています。

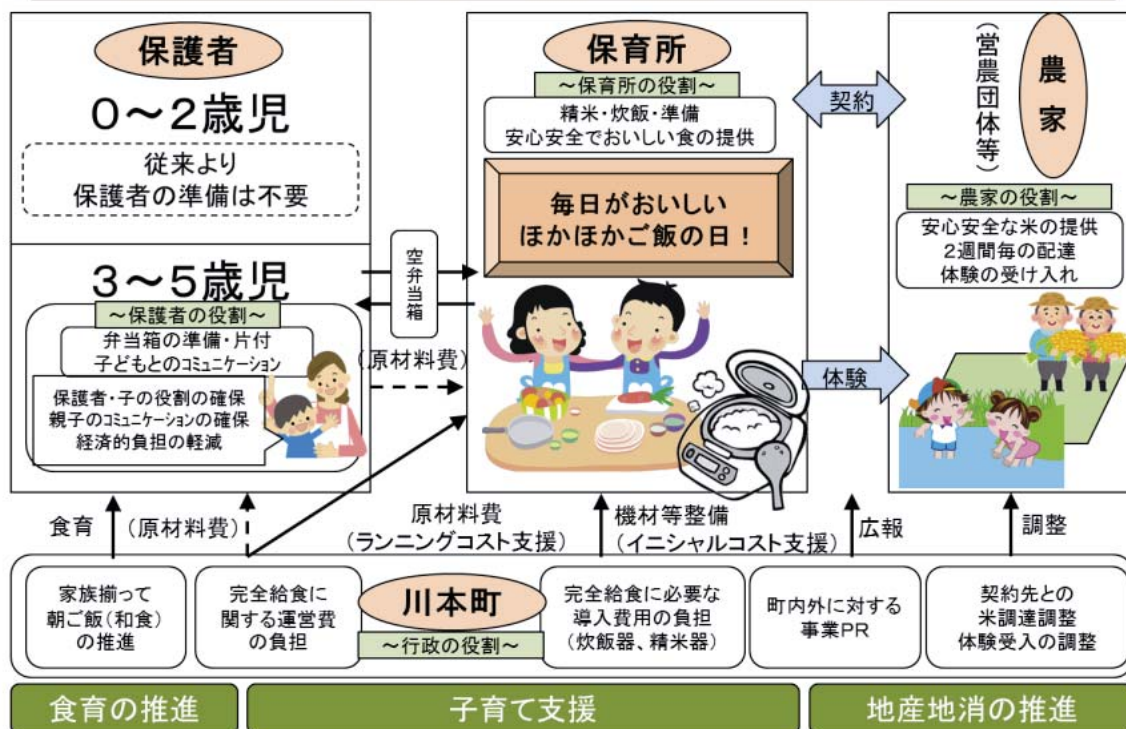
3歳以上児の主食代（お米代）を町が負担し、保護者負担の軽減を図るとともに、安心安全でおいしい食の提供を支援します。

また、保護者負担となる3歳以上児の副食費について全額助成をしています。

※この事業は、県の補助（108万円）を受けて実施します。

### 川本町保育所完全給食事業イメージ

～保護者・保育所・農家・行政の連携による川本町独自の完全給食事業の取り組み～



## ■ チャイルドシート購入費助成

15万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

子育て環境の支援と、乳幼児の交通安全の推進のため、チャイルドシート購入費の2分の1（上限15,000円）を助成します。



## ■ つながる絵本お届け

33万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

家庭での絵本の読み聞かせを通した親子のコミュニケーション機会の増加を図るため、1歳児～小学3年生までの全員へ絵本をお届けします。

※この事業は、子ども・子育て支援基金を活用して実施します。

## ■ 子どもフリーパス

44万円

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

町内の子ども達に町や町内の施設をより知ってもらい、地域への愛着心を育むことや、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、町内の子どもに「子どもフリーパスポート」(まげなフリーパス)を交付しています。まげなフリーパスを提示することで、対象となる町内の各施設や、悠邑ふるさと会館での文化公演行事、スクールバス利用等が原則無料(一部割引制度あり)となります。

### 【交付対象者】

川本町在住の保育園児、小学生、中学生、高校生

### 【対象施設等】

- ①川本町スクールバス
- ②かわもとおとぎ館トレーニングルーム
- ③笹遊里バーベキュー(1ブース)
- ④町民プール
- ⑤悠邑ふるさと会館で開催する文化公演事業 (川本町教育委員会が認める行事)
- ⑥湯谷温泉「弥山荘」



(サンプル) まげなフリーパス 2022年度版

※高校生について、川本町に住民登録がない場合には、スクールバス乗車賃のみが対象となります。

## ■ 児童手当の交付

3,402万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で応援するという趣旨のもとに親等に支給されるものです。

◇支給期間：申請の翌月から、満15歳以後の最初の3月まで

◇支給金額(月額)：3歳未満児 15,000円

3歳以上小学校修了前

・第1子・第2子 10,000円

・第3子以降 15,000円

中学校修了前 10,000円

所得制限世帯(960万円以上) 5,000円

◇支払月：6月、10月、2月で、前月分までの手当を支払います。



※この事業は、国(2,352万円)と県(525万円)の負担金を受けて実施します。



## ■ 産後ケアのための助産院利用費助成

36万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

子どもを安心して産み育てられるまちづくりを推進するため、育児支援を特に必要とする母子に対して、助産師による母体の保護や授乳指導等の産後ケア事業を行います。国と県の補助金を活用し、邑南町の助産院に委託実施します。

利用料：助産院通所利用 半日 1,000 円 1日 2,000 円

自宅訪問利用 半日 2,000 円 1日 3,000 円

## ■ 子ども等医療費助成

832万円

(健康福祉課 地域医療係 TEL 72-0633)

子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの健全育成や安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、医療費の助成（医療費負担の無償化）を行います。

対 象：川本町に住所がある子ども

・0才から小学校就学前まで（乳幼児医療）

・小学校就学後から18歳到達後最初の3月31日まで（子ども医療）

助 成 内 容：医療費本人負担額 0円

薬局負担額 0円

そ の 他：医療機関によって対応が異なる場合があります。一部負担が生じた場合は健康福祉課で償還払いの手続きをお取りください。

福祉医療証をお持ちの方は、必ず一緒にご提示ください。（福祉医療制度が優先されます）

※ご不明な点は、健康福祉課窓口にお問い合わせ下さい。

※この事業は、乳幼児対象分は、県（166万円）の補助金、子ども対象分は、県（29万円）の負担金を受けて実施します。

## ■ 未熟児養育医療費助成

30万円

(健康福祉課 地域医療係 TEL 72-0633)

身体の発育が未熟なまま生まれた未熟児に対する医療費の助成制度です。

乳児が指定養育医療機関において入院治療等を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担します。所得に応じて一部自己負担がありますが、乳幼児医療と併せて助成するため全て公費負担となります。

※この事業は、国（15万円）と県（8万円）の負担金を受けて実施します。



## ■ 結婚新生活支援

60万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新生活スタートに係る経費を支援します。

対象…夫婦ともに39歳以下で世帯所得400万円未満の新規に婚姻した世帯

※奨学金を返済している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除

内容…住宅の取得または賃貸借費用に係る支援、引っ越し費用、リフォーム費用に係る支援

1世帯 上限30万円

## ■ 婚活応援

(まちづくり推進課 定住促進係 TEL 72-0634)

少子化対策として、結婚を望む独身者への支援を充実させ、出生者数の増加を目指します。しまね縁結びサポートセンターと連携し、出会いの機会の創出を支援します。

また、同法人が展開する「はぴこ」「しまこ」の普及啓発を行います。

### ■ しまね縁結びサポートセンター

<https://www.shimane-enmusubi.com/>

### ■ 縁結びボランティア「はぴこ」

<https://www.shimane-enmusubi.com/hapiko/>

### ■ 縁結びマッチングシステム「しまこ」

<https://www.shimane-enmusubi.com/shima-co/>

## ■ お母さんとお子さんの健診

407万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

### 【妊婦健診】

妊婦さんの定期健診14回分(12週、14週、16週、20週、24週、26週、28週、30週、32週、34週、36週、37週、38週、39週)を助成します。医療機関において、尿検査、血圧測定、血液検査、梅毒血清検査、B型肝炎検査、HTLV-1抗体検査などを行います。

### 【妊婦歯科健診】

妊婦さんの歯科健診を妊娠期間中に1回助成します。母子手帳別冊に収録されている妊婦歯科健診受診票をご利用ください。

### 【新生児聴覚検査】

新生児の聴覚障がいの頻度は、1,000人に1~2人といわれています。障がいを早期に発見し早期支援することで、言語の獲得や聴覚障がい児の将来の社会参加につながります。新生児の聴覚検査費を全額助成しています。

### 【産婦健康診査】

産後約2週間と約1ヵ月に産婦の体調や授乳、育児の状況を確認するための検査を行います。1回につき上限5,000円助成します。

### 【乳児健診】

1ヵ月児健診と9～11ヵ月健診を医療機関に委託して行います。母子手帳交付の際にお渡しする受診票をご利用ください。

### 【フッ化物洗口、フッ化物塗布】

むし歯予防対策を強化していくため、フッ素洗口を実施しています。町内3保育所では4、5歳児クラスの希望園児を対象に、小・中学校では全校児童、生徒を対象に実施しています。町内の歯科医院で、3歳・4歳児、在宅の5歳児を対象に年2回フッ化物塗布を実施しています。

### 【乳幼児健診】

乳幼児健診の開催月と対象のお子さんは下記の表のとおりです。

|        | 4月  | 6月  | 8月  | 10月 | 12月 | 2月 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 4・5ヵ月児 | 14日 | 9日  | 18日 | 13日 | 8日  | 9日 |
| 1歳6ヵ月児 |     |     |     |     |     |    |
| 2歳児    |     |     |     |     |     |    |
| 3歳児    |     |     |     |     |     |    |
| 4歳児    |     | 15日 |     |     | 21日 |    |

#### ●実施場所

すこやかセンター・悠邑ふるさと会館

#### ●内 容

身体計測、内科診察、離乳食指導、尿検査、ブックスタート、ブックフォロー、歯科診察、保健・栄養指導（月齢によって内容は変更します）

#### ●お知らせ方法

対象のお子さんには事前にお知らせします（おおむね1ヶ月前）

### 【発達クリニック】

乳幼児健康診査などで、心身の発達が気になるお子さんに対して、専門医による発達相談を行います。

### 【訪問指導】

#### ◇新生児訪問

生後4ヵ月までのお子さんに対して、全戸訪問を行っています。

#### ◇未熟児訪問指導

未熟児養育医療の対象となったお子さんや医療機関から未熟児連絡票の提出のあったお子さんを対象に、保健師や助産師がご家庭を訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、不安や悩みについての相談等を行います。

## ■ 不妊治療・不育症治療に係る費用の助成

182万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

子どもを生み育てたいと願っているご夫婦に対し、不妊治療等に要する費用の助成をしています。

また、妊娠しても流産や死産を2回以上繰り返す不育症の治療について、費用の助成をします。

※この事業は、子ども・子育て支援基金を活用して実施をします。

### ●一般不妊治療費助成

|                          | 対象者               | 助成内容                           |
|--------------------------|-------------------|--------------------------------|
| 一般不妊治療<br>(不妊治療・検査、人工授精) | 夫婦が町内に住所を<br>有する方 | ・助成額：1年間につき上限30万円<br>・助成期間：3年間 |

### ●特定不妊治療費助成

対 象…夫婦が町内に住所を有する方

助成内容…令和4年度より特定不妊治療が保険適用となります。

それにより、令和4年度から島根県特定不妊治療費助成制度は廃止となります。

経過措置として、令和3年度から令和4年度をまたぐ1回の治療について、島根県特定不妊治療費助成制度の対象とし助成をうけることができます。

助成額：1回につき上限30万円 ※島根県に準じて治療内容による上限あり

川本町では県の助成制度に上乗せして治療費を助成します。

また、令和4年度以降における川本町の特定不妊治療費助成については、広報およびホームページで周知します。

### ●男性不妊検査費助成

対 象…夫婦が町内に住所を有する方で島根県の男性不妊検査費助成を受けた方

助成内容…島根県男性不妊検査費助成事業制度に上乗せして助成します。

助成額：1組の夫婦につき1回限り 検査に要した費用の3/10 上限28,000円

### ●不育症治療費助成

対 象…夫婦が町内に住所を有する方

助成内容…不育症治療を開始した日から妊娠や出産に伴い治療が終了するまで、不育症治療に係る費用(検査費・薬代等も含む)を助成します。ただし、治療に直接関係しないもの(文書料や個室料等)は対象外です。

助成額：1年間につき上限30万円

## ■ 子育てサポートセンターの運営 1, 010万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

(子育てサポートセンター TEL 72-1570)

子育てサポートセンターの事業は、令和4年7月下旬頃から、川本小学校集会室（放課後の居場所）や悠邑ふるさと会館和室（在宅児事業）に一時移転して実施することを予定しています。具体的な内容等については、詳細が決まり次第、改めてお知らせします。



### 体験活動開催

ふるさとの自然・伝承文化・スポーツ・食育・学習など・・・子ども達が楽しみながら学べる活動、地域の「ひと・もの・こと」とふれあう体験活動を実施しています。

#### ■在宅児

- ・あそびのひろば

#### ■小学生

- ・きっず・くらぶ



### オープンスペース

在宅児家庭親子の遊び場、小・中学生の居場所、地域ボランティア活動の拠点として・・・施設内のスペースを開放します。また、世代間交流の場として活用します。

#### ■在宅児家庭

- ・毎日の遊びの場 すこやかセンター  
1Fを開放

#### ■小学生

- ・放課後居場所開設  
(平日・長期休業)  
すこやかセンター2F
- ・体験活動「きっず・くらぶ」も開設

#### ■小・中・高校生

- ・学習や読書、体験活動のスペースとして

### 情報提供

子どもや子育てに関する情報を提供します。

#### ■町内外の子どもへ活動情報の提供

### 学習支援

子どもと地域・学校をつなぎ、ふるさと教育を推進します。

#### ■学習活動と地域とのコーディネート

管理運営を川本町社会福祉協議会に委託（1, 010万円）しています。

※この事業は、国と県の補助（673万円）を受けて実施します。

# 川本らしい学びの環境の充実

## ■ 小・中学校の環境整備

1億3,618万円

(教育課 学校教育係 Tel 72-0704)

川本小学校と川本中学校の管理に必要な経費として、児童・生徒が学びやすい教育環境づくりを進めています。令和4年度は、川本小学校の校庭陥没箇所復旧、川本中学校の体育館多目的トイレ設置などの整備をします。



【小学校】



【中学校】

小中学校の児童生徒がタブレット端末などのICT機器を様々な教科で活用していけるよう、情報教育の充実、教科指導におけるICT活用などを推進しています。

## 小中で一貫した学力を育むためのICT環境整備事業（813万円）

学校教育の様々な場面でICT機器を活用し、児童生徒の情報活用能力を育むために学校のICT環境を整備しています。

＜今年度の予定＞

中学校：校内LAN整備、タブレット端末等リース、電子黒板リース（継続）

小学校：校内LAN整備、パソコン教室機器リース、タブレット端末、電子黒板リース（継続）

## 【学校の主な工事・修繕予定等】

### 川本小学校

- \* 体育館多目的トイレ設置
- \* 子育てサポートセンター移転改修
- \* 校庭陥没復旧工事 など

### 川本中学校

- \* 体育館多目的トイレ設置
- \* グラウンド用具倉庫屋根塗装
- \* 浄化槽ブローワー修繕 など



## ■ 小・中学校の教育振興

3, 401万円

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

小・中学校の子どもたちの、確かな学力と豊かな心・健やかな体がバランスよく育まれるよう、教育振興に努めています。

### ●教材・教育備品などの購入 141万円

学校の教育環境を充実させるために、必要な教材・備品を購入します。

### ●部活動の振興 75万円

中学校の部活動を充実させるため、遠征費の補助などをします。なお県大会以上の大会に必要な経費は、川本町ふるさと思いやり基金を活用しています。



吹奏楽部



陸上部



バレー部



野球部

### ●生活支援員の配置

特別な支援が必要な児童・生徒に対して、個々に応じた支援を行う支援員を配置します。

小学校：2名配置

### ●学習支援員の配置

子どもたちの学力向上を図るため、きめ細かい学習指導を行う支援員を配置します。

小学校：3名配置 中学校：3名配置

### ●スクール・サポート・スタッフの配置

教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するために、教員の業務支援を行う支援員を配置します。

小学校：1名配置 中学校：1名配置

## ●就学援助費・特別支援教育就学奨励費 440万円

小学校（246万円）、中学校（194万円）

- ・就学援助費：子どもたちが家庭の経済状況によらず安心して通学できるよう、学校でかかる費用の一部を援助しています。援助の対象者は、教育委員会で審査し決定しています。
- ・特別支援教育就学奨励費：障がいのある子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、学校で必要な費用の一部を援助しています。援助の対象者は、教育委員会で審査し決定しています。

### 【就学援助費】

| 援助項目          | 年間援助額 ※金額が変わる場合があります |             |             |             |
|---------------|----------------------|-------------|-------------|-------------|
|               | 小学校                  |             | 中学校         |             |
| 学用品費          | 定額                   | 11,630 円    | 定額          | 22,730 円    |
| 新入学用品費        | 定額                   | 51,060 円    | 定額          | 60,000 円    |
| 通学用品費(新入学生除く) | 定額                   | 2,270 円     | 定額          | 2,270 円     |
| スポーツ振興センター掛金  | 実費                   | 460 円       | 実費          | 460 円       |
| 給食費           | 実費                   | 現物支給        | 実費          | 現物支給        |
| 校外活動費(宿泊なし)   | 実費                   | 上限 1,600 円  | 実費          | 上限 2,310 円  |
| 校外活動費(宿泊あり)   | 実費                   | 上限 3,690 円  | 実費          | 上限 6,210 円  |
| 修学旅行費         | 実費                   | 上限 22,690 円 | 実費          | 上限 60,910 円 |
| 卒業アルバム代       | 実費                   | 上限 11,000 円 | 実費          | 上限 8,800 円  |
| クラブ活動費        | 実費                   | 上限 2,760 円  | 実費          | 上限 30,150 円 |
| 生徒会費          | 実費                   | 上限 4,650 円  | 実費          | 上限 5,550 円  |
| PTA会費         | 実費                   | 上限 3,450 円  | 実費          | 上限 4,260 円  |
| 体育実技用具費       | 実費<br>(スキー)          | 上限 26,500 円 | 実費<br>(スキー) | 上限 38,030 円 |
|               |                      |             | 実費<br>(柔道)  | 上限 7,650 円  |
|               |                      |             | 実費<br>(剣道)  | 上限 52,900 円 |
| 医療費           | 実費                   | 上限なし        | 実費          | 上限なし        |
| オンライン学習通信費    | 実費                   | 上限 12,000 円 | 実費          | 上限 12,000 円 |
| オンライン学習環境整備費  | 実費                   | 上限なし        | 実費          | 上限なし        |

### 【特別支援教育就学奨励費】

| 援助項目          | 年間援助額 ※金額が変わる場合があります |             |             |             |
|---------------|----------------------|-------------|-------------|-------------|
|               | 小学校                  |             | 中学校         |             |
| 学用品費          | 定額                   | 5,815 円     | 定額          | 11,365 円    |
| 新入学用品費        | 定額                   | 25,530 円    | 定額          | 30,000 円    |
| 通学用品費(新入学生除く) | 定額                   | 1,135 円     | 定額          | 1,135 円     |
| 給食費           | 実費                   | 実費の1/2      | 実費          | 実費の1/2      |
| 校外活動費(宿泊なし)   | 実費                   | 上限 800 円    | 実費          | 上限 1,155 円  |
| 校外活動費(宿泊あり)   | 実費                   | 上限 1,845 円  | 実費          | 上限 3,105 円  |
| 修学旅行費         | 実費                   | 上限 11,345 円 | 実費          | 上限 30,455 円 |
| 卒業アルバム代       | 実費                   | 上限 5,500 円  | 実費          | 上限 4,400 円  |
| クラブ活動費        | 実費                   | 上限 1,380 円  | 実費          | 上限 15,075 円 |
| 生徒会費          | 実費                   | 上限 2,325 円  | 実費          | 上限 2,775 円  |
| PTA会費         | 実費                   | 上限 1,725 円  | 実費          | 上限 2,130 円  |
| 体育実技用具費       | 実費<br>(スキー)          | 上限 13,250 円 | 実費<br>(スキー) | 上限 19,015 円 |
|               |                      |             | 実費<br>(柔道)  | 上限 3,825 円  |
|               |                      |             | 実費<br>(剣道)  | 上限 26,450 円 |
| オンライン学習通信費    | 実費                   | 上限 6,000 円  | 実費          | 上限 6,000 円  |
| オンライン学習環境整備費  | 実費                   | 上限なし        | 実費          | 上限なし        |

## ●理科観察実験支援員の配置 11万円

理科教育を充実させるため、理科室の環境整備などをサポートする支援員を配置します。

授業中の観察・実験活動や、試薬等の準備や片付けをサポートします。

※この事業は、国の補助(経費の3分の1)を受けて実施します。

## ●指導主事の配置 198万円

学校教育行政の推進を図るとともに、児童生徒の学力向上に向けた教員の授業力向上、生徒指導や特別支援教育推進などの学校支援のため、島根県教育委員会より派遣を受けた指導主事を、川本町教育委員会に1名配置しています。

指導主事は、学校教育に関する専門的な事項(学校における教育課程の管理、学習指導の改善、教員の研修など)の指導を行います。

※この事業は、指導主事の派遣に要する経費の4分の1を島根県に対して支出します。

## ●川本町立学校のあり方の検討 47万円

保育所3園、小学校、中学校、高等学校それぞれ1校が設置されている本町の特色を生かした魅力ある教育環境整備に向けた方向性を検討するため、学識経験者や学校関係者で構成する川本町立学校のあり方検討委員会を設置しています。

検討委員会での審議、地域公聴会等を行い、令和5年2月を目途に基本的な考え方をまとめます。

## ■ 教育環境魅力活性化

724万円

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

小学校1校、中学校1校という本町の特徴を活かした教育を展開するため、小学校から中学校までの段階をつなぐ教育方針のもと、ICT支援員の配置、小・中合同での研修会や事業を通じて教職員や保護者が連携を深め、小中連携の強化と、魅力ある教育環境づくりを推進します。

また、地域連携コーディネーターを中心に、保育所から高校までをつなぐ「タテの連携」と、学校と地域や家庭をつなぐ「ヨコの連携」により、川本町の学びの魅力を向上します。

※これらの事業は、県の補助(71万円)とふるさと思いやり基金(1,358万円)、特別交付税(445万円)を活用して実施します。

### <令和4年度教育環境魅力活性化>

- 幼・小・中・高の英語検定、漢字検定、算数・数学検定費用助成
- 小学生向け英検ジュニアと事前学習会(チャレンジ会)開催
- サマーデイキャンプ
- 夢の教室

### 英語検定費用助成の内容を拡充します(自らの学び応援事業)

平成29年度から英語力の向上に資するため、学ぶ意欲のある小学生から高校生を対象に英語検定に伴う費用の支援を実施してきました。令和4年度からは学ぶ意欲のある子どもたちをさらに支援するために、助成内容を次のように見直します。

#### ○対象となる検定

英語検定(継続)、漢字検定(新規)、算数・数学検定(新規)

#### ○助成額

検定費用の全額を助成。

※いずれも年度内に3回まで申請可。ただし同一級の受検に対しては年度内に1回。

#### ○助成対象

川本町に住所を有する未就学児(新規)および小学校(継続)、中学校(継続)、高等学校(継続)等に在籍する児童生徒。

ただし、町立学校に在籍する児童生徒については住所不問。

### ●小中学校の教職員研修 ～学び合い聴き合う関係づくりを目指して～

小学校・中学校では、「共に学びあう授業をめざして」を研究テーマに、子ども全員が主体となって学習が進む授業をめざし、学期に1回専門の講師を招いて研修会を実施しています。わかること、わからないことを友達と話し合い、関わり合いながら、自分の考えを広げたり深めたりすることは、学習指導要領に掲げられている「主体的・対話的で深い学び」につながるものとなり、本町の教育の柱として考えているものです。



### ●夢の教室（ふるさと思いやり基金活用事業）

小学校5年生と中学校2年生を対象に、トップアスリートが「夢を持つことの素晴らしさやそれに向かって努力することの大切さ」を伝える授業を行います。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインでの開催となりました。



※この事業は（公財）日本サッカー協会に委託して実施しています。

## ■ 学校図書館司書の配置

649万円

（教育課 学校教育係 TEL 72-0704）

子どもたちの読書活動推進のため、小・中学校の図書館に司書を配置しています。（各校1名ずつ）本の貸出など基本的サービスから、個々の子どものニーズに応じた本の紹介など、多面的な活動を通して学校図書館を充実させています。 ※この事業は県の補助を受けて実施します。



読書活動だけでなく、学習や学校生活など多面的な活動を司書がサポートします。

## ■ 外国語指導助手（ALT）の招致

1,050万円

（教育課 学校教育係 TEL 72-0704）

小・中学校の外国語教育を充実させ、子どもたちの語学力向上や国際感覚・国際理解の促進を図るために、各校に専属の外国語指導助手（ALT）を招致しています。



ALT は子どもの英語力向上のためにできることを考え、授業に様々な工夫を加えています。

## ■ ふるさと教育の推進

23万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

豊かな心やふるさとへの愛着と誇りを培い、地域社会への貢献意欲を喚起し、児童・生徒の「生きる力」を育むことを目的としています。総合的な学習の時間を中心に、地域の「ひと（人材）、もの（自然・施設）、こと（行事）」を取り入れ、地域課題解決に向けた「ふるさと教育」を進めています。

今年度も、小・中学校の9年間を見通した系統的・一貫性のある指導計画を策定し、これに基づいて探究的・体験的に学習を進めるとともに、地域のみなさんとふるさとを考える機会をつくっていきます。

※この事業は、県の補助（23万円）を受けて実施します。



【川本小学校】4年生「エゴマ学習」



【川本中学校】1年生「野菜収穫」

## ■ 家庭教育支援

30万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

### ●K-POP事業（かわもとぽかぽかおやこプロジェクト）

島根県が行っている「親学プログラム」を活用し、子育て中の保護者を対象として、事業を行います。日々の子育てに関する不安や疑問などを、同じ子育てをしている保護者同士で話し合い、また、地域の方や自然とのふれあいを通して、地域で行う楽しい子育てを目指して、事業を行い、家庭教育の支援を行っていきます。令和4年度は四季を楽しめるような企画を実施します。

#### 《プログラムの内容》

- ・ 親としての心構え
- ・ 親子のコミュニケーション
- ・ 生活リズム
- ・ しつけとルール
- ・ 安全と健康
- ・ 遊びと体験
- ・ 個性と夢



『たけのこ掘り体験』



『森の楽校～下敷づくり～』



## ●大学と連携した子育て支援

島根大学・島根県立大学と連携した子育て支援を図ります。



勉強会の様子

### 夏休み、冬休み勉強会

島根大学教育学部の現役学生を講師に招き、小中高生を対象とした勉強会を行います。家庭学習の定着を図り、学力の向上を目指します。

## ■ 職場体験活動

(教育課 社会教育係 Tel 72-0594)

職場体験は、中学生が地元の商店や事業所、公的施設などの地域の職場で働くことを通じて、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成することが大きなねらいです。令和4年度も町内の事業所等と協力しながら実施します。

職場体験を行っている事業所等には緑色ののぼり旗を立てていますので、お立ち寄り際には、応援の声をかけてください。



エゴマ体験



薬局での体験



ホームセンターでの体験



スーパーでの体験

## ■ 学校給食

3, 104万円

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

平成26年8月に建設した学校給食センターでは、1日約230食の給食を提供しています。

小・中学校の児童・生徒へ安全・安心で栄養バランスのとれた美味しい給食を提供するとともに、学校給食を通して食育・地産地消を推進していきます。

川本町産の食材を積極的に使用し、また本町の特産品である「エゴマ」を使った給食を毎月提供しています。

### ～川本町産のエゴマを使った献立を提供しています～

この日のメニューは…

- \*むぎごはん
- \*エゴマたまごやき
- \*だんごじる
- \*きんぴらごぼう
- \*ゆでブロッコリー
- \*ミニトマト
- \*牛乳



### ～世界の国からこんにちは給食（インド）～



この日の給食は、インドの料理を再現し、校長先生がインド人に扮して教室を訪問。

給食を通して子どもたちがいろいろなことに興味を持って学んでくれるように、先生方も様々な工夫をしてくださっています。



## ■ 島根中央高等学校の支援 9, 508万円

(まちづくり推進課 定住促進係 Tel 72-0634)

### ●教育振興助成(島根中央高校後援会へ助成) 1, 145万円

高校における魅力的な教育の推進に向け、島根中央高校後援会とともに積極的な高校支援を実施しています。

令和3年度に創設した「教育創生コンソーシアム島根中央」を中心に、地域・学校・行政が一体となり魅力ある学校づくりを進め、第6次川本町総合計画及び第2次まちごとキャンパス構想に基づき、川本町ならではの教育環境の充実を目指した取り組みを行っています。

※国などからの交付金・助成金(305万円)を活用しています。



### ●学習交流センター運営費 3, 868万円

### ●まちごと魅力化センター運営費 4, 495万円

島根中央高等学校に町外・県外から入学した生徒は自宅を離れ、寄宿舎を生活拠点に高校生活を送ります。

本町では高校生の生活を支えるため、寄宿舎機能を備えた「学習交流センター」「シーピース」2施設の運営しています。それぞれの施設に専属のコーディネーターを配置し、施設を利用する高校生の成長のサポートや施設の魅力化に取り組んでいます。



【寮内でのイベント開催の様子(シーピース)】

※県の補助金(1, 117万円)を受けて実施します。また、施設使用料4, 523万円の収入を見込んでいます。

## ■ 島根中央高等学校通学助成金 1, 438万円

(まちづくり推進課 定住促進係 Tel 72-0634)

町外から通う島根中央高校生の通学支援と、持続可能な公共交通の構築に向けた、安定的な利用者の確保対策として、島根中央高校生の通学に係るバス定期券・回数券の全額を補助しています。

|       |       |        |       |
|-------|-------|--------|-------|
| 江津川本線 | 348万円 | 川本美郷線  | 372万円 |
| 大田川本線 | 315万円 | 邑南川本線他 | 403万円 |



## ■ 島根中央高等学校の通学バス支援

523万円

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

学習交流センターから学校までの送迎や、大田方面、温泉津方面の生徒の通学バスを運行しているほか、部活動の遠征に利用されるマイクロバス運行経費の一部を支援しています。

### 【通学バス】

(朝) 温泉津町井田方面、学習交流センター

(夕) 温泉津町井田方面、大田方面

### 【その他】

部活動遠征時の送迎

# 学び続けられる環境の充実

## ■ ふるさと人づくり事業の推進

668万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

### ●つながりづくり「ふるさと活動」実践事業

町内の小中高校生と地域の方が繋がる仕組み（ネットワーク）を構築し、高校卒業後も地域と繋がり続けることで、地域ぐるみで子ども達を支援・応援する意識付けを図ります。

また、子ども達が地域に出て活動することで、新たな地域資源を発掘し、地域の魅力（歴史や観光等）を知る機会となり、ふるさとへの誇りや愛着を育みます。

さらに、地域の方との関わりを深めながら、活躍の場を創出し、継続的な世代間交流を形成します。※この事業は、県の補助（50万円）を受けて実施します。

### ●多世代対話活動事業 かわもと版「カタリ場」 “挨拶の関係”から“相談の関係”へ

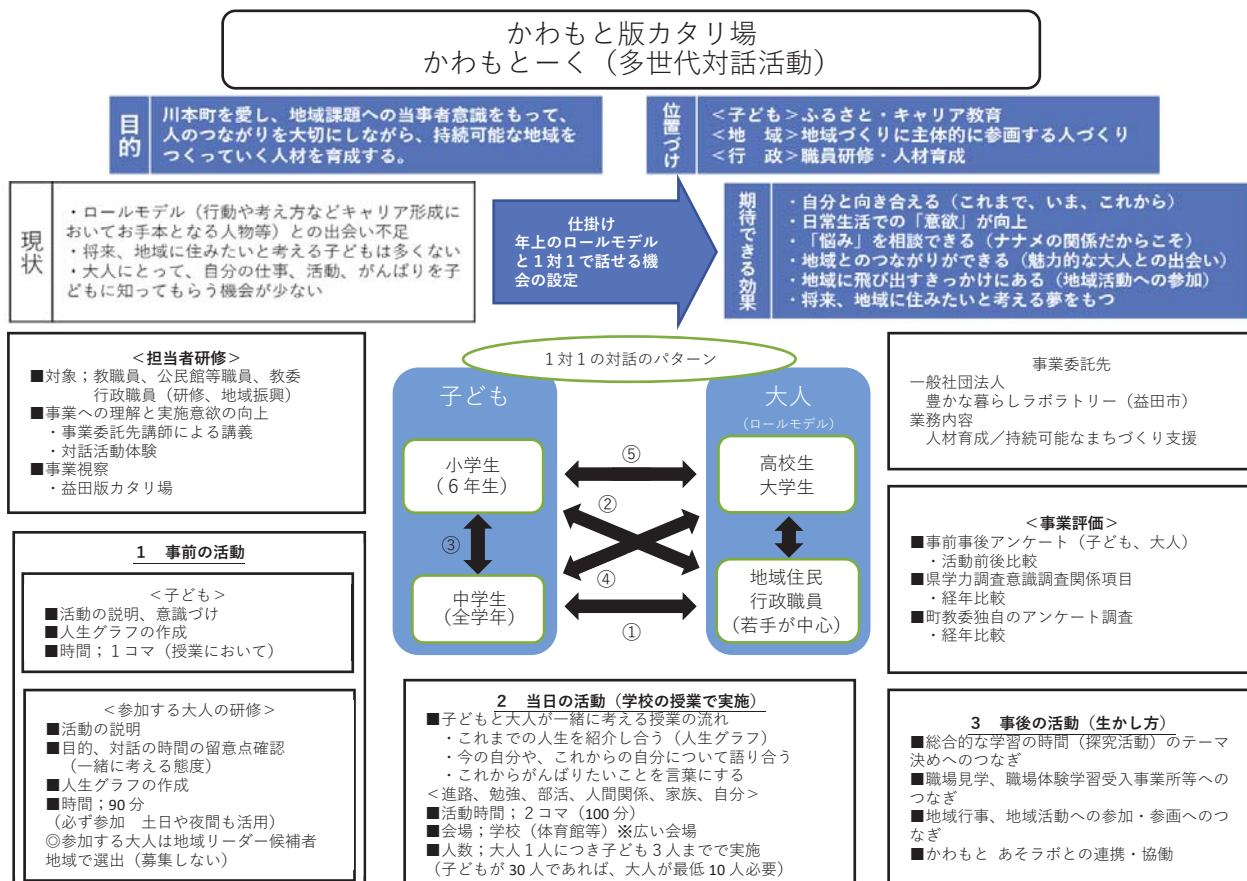
生徒と地域の大人との1対1での対話の機会を創出し、一緒にこれまでの人生を振り返り今の自分と向き合いながら、これからの目標について考える授業を行います。

令和4年度は総合的な学習の時間を活用して、中学生と大人の組み合わせで実施します。

【カタリ場とは】

学校や地域で10代に対して、大学生や社会人が対話を軸に内省とビジョン形式を支援する、キャリア学習プログラム。認定NPO法人カタリバ（東京）が2001年から実施しており、県内では益田市美郷町、津和野町などが実施しています。

※この事業は、ふるさと思いやり基金を活用して実施します。





## ■ 川本町ふるさとカルタ活用

ふるさとの魅力と文化を伝承し、地域への愛着を育むための教材として、「川本町ふるさとカルタ」を制作しました。

カルタの題材には、文化、特産、自然など、町の魅力をたくさん集めました。

今後は、公民館活動や町内の団体で活用して頂くなど、地域に根付くよう広くご紹介していきます。また、一般向けの販売も予定しています。



## ■ 公民館活動の推進 104万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

川本町では、生涯学習の拠点として2つの公民館と三原まちづくりセンターを活用しています。参加者の自主的な活動のほか、主催事業として次のような事業があります。参加申込は直接各施設までお願いします。

### ●中央公民館（悠邑ふるさと会館） TEL 72-0594

悠々大学（対象者：50歳以上の町民）

50歳以上の町民を対象に教養・趣味・健康に関する講座などを行い、生涯にわたって学習し続ける機会を提供しています。

今年度は、年間で8回講座を実施する予定です。



悠々大学（落語講演会）

### ●西公民館 TEL 72-0680

地域の特色を生かした活動を実施することで、子育て世代と地域との交流が生まれ、地域循環型の社会をつくれます。



サマーデイクャンプ

### ●三原まちづくりセンター TEL 74-8410

地域行事などに併せて、三原まちづくりセンターを会場に開催し、地域の方がそれぞれの得意なことを活かしたものを出品する「三原まちセンマルシェ」のほか、地域の方々と一緒に事業を実施しています。



三原まちセンマルシェ



## ■ 文化財の保護

175万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

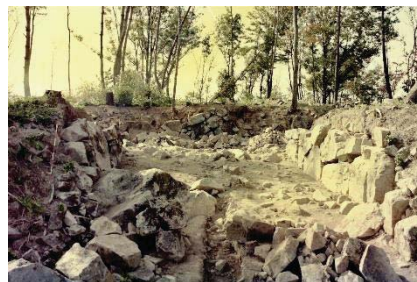
川本町指定文化財(史跡)である丸山城跡は、島根県指定文化財(史跡)に指定されています。丸山城は石見小笠原氏との関連が深く、中世の山城としてたいへん貴重な史跡です。町が誇る文化財として将来にわたって保護し、その存在を再認識してもらうために、広報等で継続的なPR活動を展開していきます。また、町内の史跡や文化財についても調査研究を進め、町の貴重な歴史的資料として整備、保護を進めます。

### 【川本町に存在する文化財】

#### 〈県指定文化財〉2件



木谷『木谷石塔』



丸山城跡 発掘調査時の東の大門

#### 〈町指定文化財〉

##### 建造物：3件



南佐木 『正蓮寺楼門と経堂』



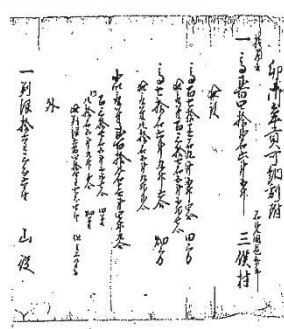
谷戸『谷戸経塚』

##### 天然記念物：1件



谷戸『イズモコバイモ』

##### 古文書：2件



三俣『坂原家文書』



市井原『全長寺文書』



## 「丸山城の評価」

丸山城跡は、その規模と総石垣造りである点から、石見地方を代表する中世山城であり、防御施設をほとんどもたない「山頂の居館」として県内のみならず全国的にも希有な遺跡です。さらに近年、特徴的な石垣が毛利氏下の吉川氏の勢力範囲である江川上流域にある館や寺院、さらには厳島神社のそれと共通することが指摘され、文献にある吉川氏との関係の深さが指摘されています。

また、小笠原氏が毛利氏との戦いに敗れ、居城である温湯城（川本町谷・市井原地区）を去った後も、この丸山城の築城と石見銀山を含む江の川以北の所有を許されていること、さらに豊臣・毛利が石見銀山を共同管理した銀山最盛期に、銀山の技術者を統括していたことなど、文献史的にも再評価されつつあり、島根県の歴史はもとより、日本の歴史にとっても重要な遺跡といえます。



## ■ スポーツ大会、教室の開催

110万円

（教育課 社会教育係 TEL 72-0594）

スポーツを通して心身ともに健康になるよう、関係団体と連携してスポーツイベントや講演等を行います。

### ●ウォーキング大会（5月～3月）

年4回、川本町の四季折々のコースをお友達や家族と一緒に歩きませんか！

### ●川本町親睦バレーボール大会（6月26日）

自治会対抗の9人制バレーボール大会です。

※この大会は町体育協会主催で行われます。

### ●川本町親睦野球大会（8～9月）

自治会対抗の野球大会です。

※この大会は町体育協会主催で行われます。

### ●川本町一周駅伝競走大会（11月12日）

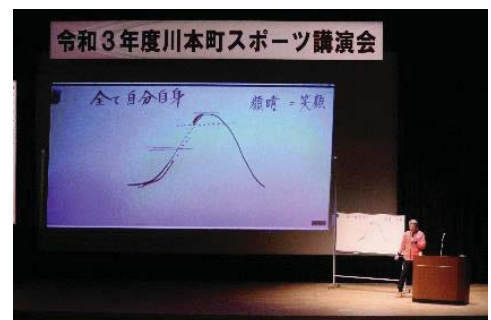
商工会館前を発着点に、8区間、25.4kmのコースで健脚を競います。

### ●スポーツ講演会（12月予定）

スポーツ選手を招き、講演会を実施します。



川本町一周駅伝競走大会



スポーツ講演会

*It's New!!*

## スポーツ体験（10月予定）

かわもとスポーツクラブを中心に、スポーツ関係団体等と連携し、いろいろな競技を体験できるスポーツ広場を開催します。親子やお友達と一緒に参加しませんか？

*Let's Sports!*

## ■ スポーツ団体への補助

48万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

川本町のスポーツ活動をより一層充実させるため、川本町民のためのスポーツ活動を実施している団体や大会参加チームなどに運営費・参加費などを補助します。

- ・ 邑智郡体育協会等補助 11万円
- ・ 川本町体育協会補助 4万円
- ・ しおかぜ駅伝参加支援 33万円



川本町チーム（しおかぜ駅伝）

## ■ 体育施設の管理運営

2,385万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

スポーツ活動及び健康づくりの拠点として、より使いやすい施設整備を目指しています。

今年度は、運動公園管理棟のトイレ洋式化、町民プールのテント改修、川本西グラウンドの防球ネットの張替工事などを予定しています。



### 《町民球場》

島根中央高校男女硬式野球部、中学校、スポーツ少年団、邑智郡野球連盟が練習や試合で主に利用しています。またナイター（7月～10月）を使って社会人野球大会や自治会親睦野球大会が開催されます。

### 《川本町民プール》

令和4年度は、7/16（土）から8/21（日）の期間に川本町民プールを一般開放します。

50mプールとすべり台付きの小プールが設置してあります。

まげなフリーパスを利用すれば無料で楽しむことができます。ぜひご利用ください。



| 区分        | 幼児  | 小学生・中学生 | 高校生・一般 |
|-----------|-----|---------|--------|
| 料金（1回あたり） | 50円 | 110円    | 220円   |

## ■ 生涯スポーツの普及

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

町民の皆さんが生涯にわたり日常的にスポーツに親しんだり、楽しんだりして健康で豊かな生活を営んでいただくために、誰でも参加できる生涯スポーツ（ニュースポーツ）の普及に取り組みます。

その一つとして、教育委員会、川本町社会福祉協議会、KSC（かわもとスポーツクラブ）で管理しているニュースポーツ用具の貸出を行っています。地域や学校等でスポーツイベントを行う際にご利用ください。貸出には、事前に申し込みが必要です。下記申込先へ問い合わせください。ルールや使い方の指導もできます。

貸出用具一覧表

| 種目        | 個数                                     | 申込先                            |
|-----------|----------------------------------------|--------------------------------|
| スナッグゴルフ   | ボール 13個 ランチャー 4本<br>ローラー 10本           | 教育委員会                          |
| グラウンドゴルフ  | 10セット                                  |                                |
| ゲートボール    | 10本                                    |                                |
| ウォーキングボール | 30セット                                  |                                |
| ドッチビー     | 6枚                                     |                                |
| フリーブロー    | 4セット                                   |                                |
| キンボール     | 1セット                                   |                                |
| ラダーゲッター   | 1セット                                   |                                |
| カローリング    | 4セット                                   |                                |
| クッブ       | 室内用 2セット 屋外用 1セット                      |                                |
| クロリティー    | 2セット                                   | 社会福祉協議会                        |
| ペタンク      | 室内用 2セット 6セット（社協）<br>屋外用 13セット         | 教育委員会<br>社会福祉協議会               |
| ボッチャ      | 3セット<br>※ボッチャは各公民館にそれぞれ1セット<br>貸出できます。 | 教育委員会<br>川本西公民館<br>三原まちづくりセンター |

申込先 川本町教育委員会 72-0594 川本町社会福祉協議会 72-0104  
川本西公民館 72-0680 三原まちづくりセンター 74-8410



ボッチャ



ラダーゲッター



スナッグゴルフ



(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

(かわもと図書館 TEL 72-0025)

生涯学習への要求に応えるため、新刊図書や郷土資料、視聴覚資料などを整備します。季節感のある展示や親しみやすい雰囲気づくりを心がけ、多くの方に本を利用していただく取り組みを進めています。

川本町では、4月23日の子ども読書の日を「川本町読書の日」、10月27日から11月9日の秋の読書週間を「川本町読書週間」と位置づけて、読書普及活動に取り組んでいます  
また、児童・生徒の学習や読書活動を支援するため、小中学校の図書館と連携しています。

### ●ブックスタート事業

赤ちゃんの「心とことば」を育むために必要な、「愛情と温もりのある語りかけの時間」を持つことを支援するため、4・5カ月児の保護者を対象に、乳児検診の際に絵本をプレゼントして読み聞かせの指導を行います。また、フォローアップとして1歳半及び3歳児健診時にも図書館司書が保護者の方へ読み聞かせについてお話しする機会を設けています。令和2年度から、妊婦の方を対象にマタニティ・ブックスタート事業を実施しています。

☆母子健康手帳交付時に引換券付リーフレット配布し、図書館にて本をプレゼントします。

### ●読み聞かせに関すること

子育てサポートセンターの事業にあわせて、在宅保育のお子さんと保護者を対象に、読み聞かせ活動「えほんのじかん」を行っています。  
他にも、小学生以下の子どもたちを対象にした「季節のおはなし会」も行っており、子どもの頃から読書の楽しさに触れる機会を提供します。



わくわくお話会の様子

### ☆かわもと図書館スマホアプリについて

図書館利用者の方向けのこのスマートフォンアプリは利用者番号を登録することで、図書館利用者カードの代わりとして使えます。

また、本の蔵書検索や本を予約することができます。

myB00KListを活用して、読みたい本や読んだ本を登録することで簡単に読書履歴を作成できるなど便利な機能がたくさんあります。ぜひお試しください。

使い方などで分からないことがあればお気軽にご相談ください。

アプリQRコード →



iOS 端末の方



Android 端末の方

## ●情報発信コーナーの紹介（一部）

かわもと図書館では、館内に様々な情報を発信するコーナーを設けています。本を借りるヒントにしてみてもいいですか。

また、様々なテーマに関する展示をしています。ぜひお手にとって読んでみてください。

### ・郷土資料コーナー

町の歴史等に関する本や資料があるコーナーです。

### ・健康医療情報コーナー

健康に過ごすための情報を発信するコーナーです。

### ・YA（ヤングアダルト）コーナー

アメリカで13歳から19歳の世代の人たちに対して使われる言葉で、「若いおとな」という意味です。心の揺れ動きが激しい時期に本選びのきっかけになってもらいたいコーナーです。

### ・新刊コーナー

新刊図書があるコーナーです。

## ●インターネット蔵書検索

パソコンやスマートフォンからご家庭で図書館の本を検索・予約依頼をすることができます。



←かわもと図書館HP  
QRコード

## かわもと図書館利用案内

（悠邑ふるさと会館地下1階にあります）

開館時間：午前9時から午後6時まで（平日）／午前9時から午後5時まで（土日）

休館日：火曜日、祝日、年末年始

毎月末日（末日が土・日曜日の時は、翌月曜日が休館。末日が火曜日の時は前日の月曜日も休館）

所蔵している資料：

一般書、児童書、絵本、紙芝居、郷土資料、新聞、雑誌、DVDなど

予約サービス：

貸出中の本に予約をかけていただくことができます。

返却され次第、お電話でのご連絡と本のお取り置きをします。

リクエストサービス：

図書館に無い本をご利用になりたい場合のサービスです。

購入または、県内外の図書館から借り受けしてご利用いただきます。

図書館ホームページ：

蔵書検索やイベントの案内を載せています。

**※現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部利用を制限しています。**

**ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。**



(教育課 文化振興係 Tel 72-0001)

悠邑ふるさと会館は、大ホール座席やエントランスソファなどの抗菌化や、楽屋等への紫外線除菌機能を有する空気清浄器を設置するなど、新型コロナウイルス感染予防対策をしています。

大ホールやマルチホールでは講演会やコンサートなどに幅広くご利用いただいています。文化行事の拠点として鑑賞や発表の場だけではなく、個々の芸術活動の練習拠点や、舞台機器を活用しての録音や収録なども可能です。

令和4年度では、大ホール・マルチホールの空調設備改修を行い、より快適にご利用いただける環境を整えます。



町の目印（ランドマーク） 悠邑ふるさと会館全景



大ホール座席の抗菌化作業



音響効果の良さは県内でもトップレベルを誇る大ホール音響反射板

悠邑ふるさと会館には、人数に応じてご利用いただける会議室の他、マルチホールや楽屋も用途に合わせてご自由にご利用頂けます。マルチホールではスタインウェイを使つての発表会や録音も可能です。ご利用目的に合わせて貸出可能な備品のご用意も可能で、機器操作も必要に応じて当館スタッフがお手伝いさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

ご予約は1年前から受け付けています。

【TEL 72-0001】

悠邑ふるさと会館の予約状況は、川本町ホームページからご確認いただけます。

また、申請書のダウンロードもできますので、ご利用下さい。

ゆうゆうふるさとかいかん

検索



(教育課 文化振興係 TEL 72-0001)

悠邑ふるさと会館では、日頃の活動の成果を披露する場として「皆さんが主役」となる催しを支援し、また、音楽の町の文化芸術拠点施設として、川本町らしさ溢れる文化芸術鑑賞の機会を創出するよう努めています。

令和4年度は、「NHKのど自慢」の開催のほか、自衛隊音楽隊によるコンサートや悠邑名画シアターの開催など予定しております。また、令和3年度に作成しました会館PR動画を活用し、県内外からの利用を増やし、様々な公演の鑑賞機会を増やすだけでなく、交流人口の増加による町の活性化にも取り組んでいきます。

※新型コロナウイルス感染症の状況によってイベントが延期または中止になる場合があります。



NHK放送局や島根県民会館など、他団体との共催による事業展開も継続して行います。

令和4年度ではNHKのど自慢をはじめ、自衛隊島根協力本部と連携した音楽隊コンサートの開催なども予定しています。

また、島根県芸術文化センターグラントワとの共催による事業実施も検討していますが、他館と連携する事で、町の負担を減らしながら、多くの皆様にも楽しんで頂ける鑑賞事業を推進します。

コロナ禍により公演の場がなくなり、団体の存続にも影響が出ていた郷土芸能を支援すると同時に、舞台鑑賞の機会が少なくなっている町民の皆様が、自宅のテレビでも楽しんで頂けるようにと、会館大ホールでの無観客公演の収録を行います。

令和3年度では、日程調整やコロナ感染拡大により実施が叶いませんでしたが、本年度ではより多くの演目をお楽しみいただける内容で実施致します。



個人や団体の活動を支援する取り組みの1つとして、悠邑ふるさと吹奏楽団や島根中央高校吹奏楽部の定期演奏会等を支援しています。

音響や照明の他に、企画段階から打ち合わせを重ねて演出や進行など、より良い公演となるよう出演者と一緒に創り上げています。

## 映 画

第31回しまね映画祭2022（9月もしくは11月下旬予定）

…テーマ映画、日本の優秀映画、特選映画（一般作品）

悠邑名画シアター（年4回）

## コンサート

自衛隊音楽隊コンサート

邑智郡吹奏楽のつどい

邑智郡小中学校音楽祭

悠邑ふるさと吹奏楽団定期演奏会（12月）

川本中学校吹奏楽部定期演奏会（未定）

かわもと春の音楽祭（未定）

川本町音楽芸能祭（未定）

ロビーコンサート（年4回程度）



自衛隊音楽隊によるコンサート

## その他

NHKのど自慢（5月29日）

川本神楽団創立70周年記念公演（9月11日）

川本町神楽共演大会（9月24日）



会館PR動画の撮影風景



いわみ芸術文化センターグラントワとの共催により実現した劇団四季公演

※新型コロナウイルス感染症の状況によってイベントが延期または中止になる場合があります。



(教育課 文化振興係 TEL 72-0001)

(かわもと音戯館 TEL 72-3080)

令和4年度はプール設備の大規模改修を行います。屋内天井や濾過器に加えて、滑りやすかったプールサイドもタイルを見直すことで、より安全にご利用いただけるようになります。改修には長期のプール閉鎖が必要となりますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※改修によるプール閉鎖期間は広報誌等でお知らせします。



【レストラン】

ランチ 11:30～

ディナー 17:00～（予約制）

定休日：日・月・火

【プール】

小中学生 330 円

大人 550 円

シニア (65 歳以上) 330 円

※利用時間はジムと同じ

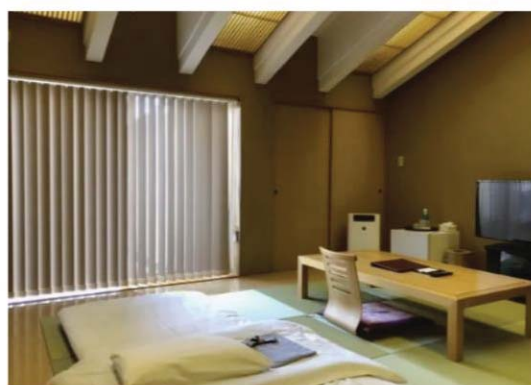


【ジム】

中学生 160 円

高校生以上 330 円

シニア (65 歳以上) 300 円



【ホテル】

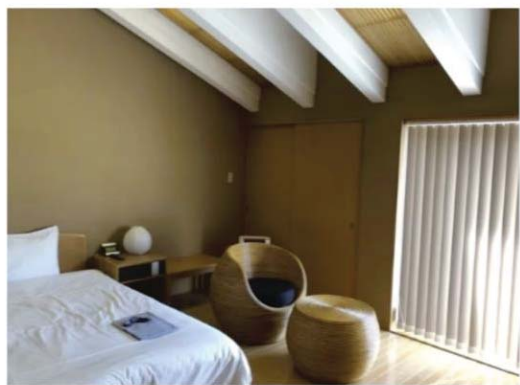
1 泊 7,500 円

(シングル利用)

チェックイン 16:00

チェックアウト 10:00

◇改修により浴室  
がリニューアル



## 多様性のある地域社会の実現

### ■ 男女共同参画の推進

(まちづくり推進課 定住促進係 Tel 72-0634)

「男女共同参画社会の実現」は、国を挙げて取り組むべき課題とされています。その目指す姿は、

①固定的性別役割分担の解消

②「男は仕事、女は家庭」から「男も女も家庭も仕事も」

です。また近年は、結婚・出産後も生涯働き続けたい女性の割合が増えており、女性が社会で活躍し続けられる社会を目指す「女性活躍の推進」が重要視されています。

このような社会実現へ向け、令和4年度から5年間を計画期間とした「第3次川本町男女共同参画推進計画」を策定しました。男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発等に取り組んでいきます。

### ■ 人権・同和教育の推進

35万円

(教育課 社会教育係 Tel 72-0594)

一人一人の人権が尊重される偏見や差別のない明るい社会の実現に向けて、様々な人権課題を解決していくことは、行政の責務であり国民的な課題です。

全戸対象の「人権に関する意識調査」の結果や、現在の社会情勢などを反映し、「川本町人権教育・啓発推進基本計画」を改定しました。この計画を基に、いじめや差別のない明るい川本町を築くため、人権・同和教育の推進を図っていきます。

・人権のつどい開催経費(21万円) ・その他人権・同和教育研修会経費等(14万円)



令和3年度川本町人権を考えるつどいの様子



# 第4章

## 安全

～すべての住民が、安心して暮らせるまち～



## 防災・減災対策の充実

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| ■ 災害への備え                | 99  |
| ■ 水防活動                  | 101 |
| ■ 堤防施設（樋門など）の操作委託       | 101 |
| ■ 治水対策                  | 102 |
| ■ 消防団の活動経費及び江津邑智消防組合の運営 | 102 |
| ■ 災害復旧                  | 103 |
| ■ 農業水路等長寿命化・防災減災（北佐木地区） | 103 |

## インフラ整備・環境対策の推進

|                   |     |
|-------------------|-----|
| ■ 町道（農林道）の維持管理    | 104 |
| ■ 町道田原絵堂線道路改良     | 105 |
| ■ 国道・県道改良工事（県営事業） | 105 |
| ■ 河川の修繕工事（因原地区）   | 105 |
| ■ 公営住宅の維持管理       | 105 |
| ■ 簡易水道（特別会計）      | 106 |
| ■ 農業集落排水処理（特別会計）  | 108 |
| ■ 飲料水供給施設整備       | 108 |
| ■ 合併処理浄化槽設置       | 109 |
| ■ 地域情報通信（F T T H） | 110 |
| ■ ごみ処理施設の運営       | 111 |
| ■ ごみの減量化対策        | 112 |
| ■ ごみ分別アプリサービス     | 112 |
| ■ 環境保全            | 112 |
| ■ 地球温暖化防止対策       | 112 |
| ■ 堤防の除草           | 112 |
| ■ 都市公園の維持管理       | 113 |

## 日常の安全対策の充実

|           |     |
|-----------|-----|
| ■ 交通安全の推進 | 114 |
| ■ 犯罪防止の推進 | 115 |

# 防災・減災対策の充実

## ■ 災害への備え

1, 238万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

### ●備蓄品の購入 250万円

災害時の対応に必要な非常用発電機等の備蓄物資などの整備を行います。

令和4年度は避難所で活用するマットを集中的に整備します。

### ●避難所のTV視聴環境整備工事 324万円

集会所等の避難所での情報提供体制が十分でないことから、避難所でのTV視聴環境を整備し、避難所での情報発信を強化いたします。

- ・整備内容 ①避難所（集会所）までの光回線の引き込み工事  
②避難所内（集会所内）の配線工事
- ・対象施設 避難所に指定されている集会所

### ●防災士育成補助金 10万円

- ・補助対象者：自主防災組織の構成員で自主防災組織から推薦された、自治体職員、消防団員、警察職経験者、消防職経験者
- ・補助対象経費：研修受講料、防災士資格取得試験受験料、防災士資格登録料、交通費
- ・補助額：補助対象経費の全額（予算の範囲内）

### ●公衆無線LAN管理費 135万円

令和元年度に整備した公衆無線LANの維持管理を行い、災害時に適切に運用できるよう管理します。

- ・整備施設（7施設）：川本町役場、悠邑ふるさと会館、川本小学校、川本中学校、西公民館、三原まちづくりセンター、学習交流センター

### ●防災行政無線の維持管理 519万円

防災行政無線では火災時の放送、災害時の避難情報、緊急地震速報や弾道ミサイル情報などの緊急放送を放送します。放送が流れたときには慌てず、安全・確実に行動してください。



【防災無線戸別受信機】

- ・防災無線戸別受信機は無料で設置できます。
- ・避難指示等の災害時に重要な情報などを防災無線から放送しますので、家庭内への設置をお願いいたします。
- ・また、既に設置している方は、昼12時と夕方5時のチャイムで受信状況の確認をお願いします。

## 災害時の避難先の確認をお願いします

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は、避難することが原則です。

災害時に迅速な行動がとれるよう、避難先を確認してください。

| 自治会名 | 江の川の洪水<br>( ) は在宅避難を優先 | 土砂災害<br>( ) は在宅避難を優先 | 地震          |
|------|------------------------|----------------------|-------------|
| 木路原  | 島根中央高校体育館等             | 木路原自治会館              | 木路原自治会館     |
| 日の出  | (悠邑ふるさと会館)             | 悠邑ふるさと会館             | 悠邑ふるさと会館    |
| 上新町  | 島根中央高校体育館等             | 島根中央高校体育館等           | 島根中央高校体育館等  |
| 中新町  | 島根中央高校体育館等             | 島根中央高校体育館等           | 島根中央高校体育館等  |
| 下新町  | 小学校体育館、集会室等            | 小学校体育館、集会室等          | 小学校体育館、集会室等 |
| 元町   | 悠邑ふるさと会館               | (悠邑ふるさと会館)           | 悠邑ふるさと会館    |
| 本町   | 悠邑ふるさと会館               | (悠邑ふるさと会館)           | 悠邑ふるさと会館    |
| 天神町  | 小学校体育館、集会室等            | 小学校体育館、集会室等          | 小学校体育館、集会室等 |
| 谷    | 小学校体育館、集会室等            | 小学校体育館、集会室等          | 小学校体育館、集会室等 |
| 市井原  |                        | 市井原集会所               | 市井原集会所      |
| 長原   |                        | 長原集会所                | 長原集会所       |
| 矢谷   |                        | 矢谷集会所                | 矢谷集会所       |
| 芋畑   |                        | 芋畑集会所                | 芋畑集会所       |
| 双葉   |                        | 畑野集会所                | 畑野集会所       |
| 中倉   |                        | 中倉集会所                | 中倉集会所       |
| 日向   | 西公民館                   | 日向集会所                | 日向集会所       |
| 因原   | 西公民館                   | 西公民館                 | 西公民館        |
| 多田   | 三大字集会所                 | 多田集会所                | 多田集会所       |
| 久座仁  | 悠邑ふるさと会館               | 久座仁福祉センター            | 久座仁福祉センター   |
| 谷戸   | 谷戸集会所                  | 谷戸集会所                | 谷戸集会所       |
| 笹畑   |                        | 笹畑集会所                | 笹畑集会所       |
| 三島   | 川本中学校体育館等              | 三島管理棟                | 三島管理棟       |
| 西    | 学習交流センター体育館            | さつき会館                | さつき会館       |
| 八幡   |                        | 八幡集会所                | 八幡集会所       |
| 三原   |                        | 三原多目的集会所             | 三原多目的集会所    |
| 田窪   |                        | 田窪自治会館               | 田窪自治会館      |
| 南佐木  |                        | 三原まちづくりセンター          | 三原まちづくりセンター |
| 親和   |                        | 親和自治会館               | 親和自治会館      |
| 三俣   |                        | みやこ会館                | みやこ会館       |
| 湯谷   |                        | 三谷改善生活センター           | 三谷生活改善センター  |
| 三大字  |                        | 三大字集会所               | 三大字集会所      |

## ■ 水防活動

1, 896万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

### ●予防対策 118万円

集中豪雨などによる自然災害から町民の皆様の生命、財産を守るため、気象情報を早期に把握して防災無線などによりお知らせします。

また、気象庁、島根県などのHPからも各種気象情報が確認できます。

○松江地方気象台 <http://www.jma-net.go.jp/matsue/>

○気象庁 <http://www.jma.go.jp/jma/>

○しまね防災情報 <http://www.bousai-shimane.jp/>

○島根県水防情報

パソコンから <https://www.suibou-shimane.jp/pc>

スマホから <https://www.suibou-shimane.jp/s/>

携帯から <https://www.suibou-shimane.jp/m/>

○川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>

○POT E K A (ポテカ) N E T <http://www.potekanet.com/>

○浜原ダム放流量等 0855-75-1901

### ●因原・尾原・久座仁・谷地区等内水排除対策 1, 648万円

江の川などが増水し、堤防施設を作動したとき、内側に溜まる水をポンプでくみ上げて住宅などの浸水を防ぐため、発電機の維持経費や増設ポンプの借上料などの経費。

- ・緊急排水エンジンポンプ導入 1, 500万円
- ・久座仁地区内水排除業務委託料・リース料 59万円
- ・谷地区内水排除業務委託料・リース料 45万円
- ・因原地区発電機修繕料・運送料 44万円



令和3年8月豪雨 因原地区内水状況

### ●因原地区内水排除調査業務 130万円

因原地区内の内水対策に必要な施設規模や概算金額の調査を行います。

調査結果は、国や県への内水対策の要望活動時に活用します。

## ■ 堤防施設（樋門など）の操作委託

201万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

町内には国、県の堤防施設として排水機場（1ヶ所）、樋門（9カ所）が設置されています。江の川などの増水時には、これらの施設を操作して本流の水が堤防内に流れ込むことを防いでいます。これらの操作を任命された操作員に委託しています。

※この経費は全額を国と県が負担します。



因原第2排水樋門  
(内水排除作業状況)

## ■ 治水対策

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

〔土地利用一体型水防災〕

瀬尻・久料谷地区及び谷地区について、昨年度からの応急対策工事を出水期までに完了し、両地区共に、詳細測量設計及び用地調査、建物等の物件調査が実施される予定です。また、「日向、谷戸、因原地区」の早期事業着手に向け、国及び県に要望を行います。



応急対策工事の様子（谷地区）

## ■ 消防団の活動経費及び江津邑智消防組合の運営 1億6,652万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

### ●消防団の活動経費

川本町消防団は、町民の皆様の生命、財産を災害から守るため、火災発生時の消火活動や災害時の避難誘導等を迅速に行うための訓練の実施や機材の点検を行い、被害を最小限にとどめる準備をしています。

また近年は、全国的な団員不足に加え、災害が多発化、激甚化する中で、団員の役割が多様化し、負担も増加していることから、処遇改善として、報酬・手当等の増額を行います。

〈主な経費〉

消防団の活動経費、出初式の経費 2,393万円

消防施設、消防車両等の維持経費 328万円



令和3年8月豪雨時の様子

### ●江津邑智消防組合の運営 1億3,931万円

江津邑智消防組合は江津市及び邑智郡3町で運営し、消防組合の運営費を負担しています。地域の火災予防体制の強化や、地域の救急体制を強化し、生命に危険が及んだときに迅速に対応できるよう日々取り組んでいます。また、防災活動・救急活動の普及啓発のため、地域での防災、救急活動の支援を行っています。詳しくは川本消防署（電話72-0119）までお問い合わせください。



## ■ 災害復旧

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

### ◎災害復旧事業採択基準

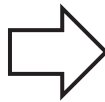
- ・ 公共災害復旧(道路・河川) 1箇所工事費60万円以上
- ・ 農地災害復旧(田・畑) 1箇所工事費40万円以上
- ・ 農業用施設災害復旧(水路・農道等) 1箇所工事費40万円以上
- ・ 林地崩壊防止(人家の裏山崩壊) 1箇所工事費300万円以上

### ◎災害復旧事業の地元負担金(個人負担金)について

- ・ 災害復旧を行うために、一部の事業について地元負担金が発生します。
- ・ 農地災害復旧(田・畑): 事業費の5%
- ・ 農業用施設災害復旧(水路・農道等): 事業費の5%
- ・ 林地崩壊防止(家屋の裏山崩壊): 事業費の15%(住民税非課税世帯の場合)



町道法面崩壊 復旧前



復旧後

※災害が発生した場合、補正予算で対応します。

## ■ 農業水路等長寿命化・防災減災(北佐木地区) 1,510万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

平成30年7月の西日本豪雨災害を受け、防災重点ため池の選定基準が改定されました。これにより、川本町では3箇所を防災重点ため池に選定しました。選定された、3箇所のため池を、豪雨に備え修繕等を実施します。今年度は、その内1箇所の修繕工事を行います。

※この事業は国・県の補助1,200万円と地元負担金・町負担310万円にて行います。



ため池

# インフラ整備・環境対策の推進

## ■ 町道（農林道）の維持管理

1 億 5,879 万円

（地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637）

### ●維持管理 1,079 万円

落石、倒木等災害時に対応するための年間を通じた維持管理業務、修繕に伴う補修材料費や機械の維持管理に必要な経費です。草刈については毎年地元自治会のご協力により行っています。



町道神田団地線 3 号

### ●維持工事 1 億 2,322 万円

- ・側溝及び舗装の修繕工事、安全施設等の工事 490 万円
  - ・除草工事〔町道・林道・農道〕 1,322 万円
  - ・防災・安全社会資本整備事業（落石対策）1 億 510 万円
- ※この落石対策事業は、国の補助 5,950 万円と町債 4,560 万円を活用して実施します。



落石対策 町道三島三谷線

### ●道路橋の修繕 1,500 万円

道路法の改定により、町道橋の定期点検が 5 年に 1 回義務化され、令和 2 年度より 2 巡目の点検を開始しています。それらの点検結果をもとに、年次修繕計画を策定し、橋の修繕工事を実施します。

- ・橋梁の定期点検 25 橋 （ 500 万円）
- ・田水橋修繕工事 1 橋 （1,000 万円）

※今年度は、国の補助 327 万円と美郷町負担金 1,000 万円を活用して実施します。



町道田水線  
田水橋（デンズイハシ）

### ●除雪作業 978 万円

道路の積雪量が 20 cm を越えたときに委託業者により除雪作業を行い、冬季の安全な道路交通網の確保に努めます。迅速な除雪作業に心がけますが、積雪量等により早い箇所、遅い箇所があります。緊急の場合には所有者に無断で倒木の伐採・撤去を行う事がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

## ■ 町道田原絵堂線道路改良

1 億 505 万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

町道田原絵堂線は、三原地区と絵堂地区を結ぶ路線であり、幅員が狭く車両同士の離合は元より緊急車両の進入も困難な状況であることから改良工事を行います。

改良延長はL=820mとしており、今年度から工事を予定しています。

※この事業は国の補助 6,545 万円と町債 3,960 万円を活用して実施します。



町道田原絵堂線

## ■ 国道・県道改良工事（県営事業）

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

### ● 県道川本波多線 川本工区（川本バイパス）

昨年、ルート決定がされた多田～谷戸間の測量調査及び道路詳細設計が行われる予定です。

### ● 県道温泉津川本線（川下工区）

田原地内の急カーブ連続箇所の線形改良を行います。今年度は用地補償及び道路工事が行われます。

### ● 国道261号線（因原工区）

豪雨時の冠水による交通障害を解消するため、道路の嵩上げ工事(盛土工)が行われる予定です。

※これらの事業は、県の交付金事業として行われ、町の負担はありません。

## ■ 河川の修繕工事（因原地区） 129万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

天王寺川（因原地区）の右岸側を地域住民の方（特に高齢者）が頻繁に利用されていますが、未舗装の為、雨天時には表面がぬかるみ危険な状態であるため、令和3年度より管理道の舗装工事を行っています。（3ヶ年計画）



## ■ 公営住宅の維持管理

8,762万円

天王寺川

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

公営住宅の修繕や維持管理に必要な経費です。現在入居している方や、新たに入居を希望される方に対し、快適な住宅を提供できるよう努めています。

また、住環境を整備するため、計画的に公営住宅の改修・解体工事をおこないます。公営住宅の維持管理は、入居者の住宅使用料を受けて行っています。

※改修・解体工事については、国の交付金（2,700万円）を活用して実施します。

## ■ 簡易水道（特別会計）

1 億 8, 9 1 2 万円

（地域整備課 上下水道係 TEL 72-0766）

町民の皆さまの健康で快適な暮らしを支えるため、安全な水道水を安定して供給するための事業を行います。

### ●水道メーターの取替 231 万円

水道使用料を適正に計算するため、8 年ごとに水道メーターを取り替えています。今年度は、平成 26 年度に購入した水道メーター（241 個）を対象に取り替えを行います。

### ●水道水の水質検査 655 万円

安全で清潔な水道水を供給するため、毎月 1 回の定期検査をはじめ、原水と浄水の 51 項目の検査を行い、水質の管理を行います。



『水道管の布設替をした配水管』

### ●水道施設の維持管理費 1, 338 万円

水道施設の維持管理費用と漏水修理などの経費

### ●地方公営企業法適用移行事務支援業務 258 万円

令和 6 年度からの公営企業会計適用に向け、公営企業としての例規の整備、関係機関への届出、会計ルール決定等を行う経費

### ●公営企業会計システム構築業務 434 万円

令和 6 年度からの公営企業会計適用に向け、会計システムを構築する経費

### ●施設改良工事 4, 294 万円

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| ・ 笹畑浄水場ろ過ポンプ配管替工事            | 241 万円    |
| ・ 田原水源地取水施設改良工事              | 334 万円    |
| ・ 小谷水源地取水施設改良工事              | 550 万円    |
| ・ 町道古布毛住宅団地 1 号線<br>水道管布設替工事 | 529 万円    |
| ・ 瀬尻久料谷地区水道管仮設工事             | 440 万円    |
| ・ 因原地区国道 261 号線<br>水道管移設工事   | 2, 200 万円 |



『笹畑浄水場』



### ●水道施設建設費などの償還 7, 996万円

水道管の敷設や水源地などの水道施設を建設するために過去に借り入れたお金の償還費

元金：7, 250万円

利子： 746万円

### ●水道基金の積立 207万円

水道施設の建設費、水道メーターの更新に備え、水道使用料などを基金（貯金）として積立を行っています。令和3年度末の基金残高（見込み）は4, 343万円です。

### ●その他運営経費 3, 499万円

水道の検針、水道使用料の管理に必要な事務費や担当職員の人件費、水道料金システムの保守料、水道検針委託費など

※簡易水道事業は、町の一般会計からの支出（5, 203万円）のほか、水道加入者の皆さんの水道使用料（7, 796万円）を受けて運営しています。

### ☆☆☆ 水道施設をご利用の皆様へお願い ☆☆☆



水道の検針は2ヶ月に1度偶数月に行っています。宅内漏水は、検針時にある程度確認できますが、次の検針時まで確認することはありません。各家庭において、家庭内の全ての蛇口等を閉められた後、量水器ボックス内の水道メーターの中にある小さな風車（パイロット）を確認し、回っている場合は宅内漏水の疑いがありますので、早急に水道工事業者（川本町指定給水装置工事事業者）へ連絡してください。

### ☆☆☆ 漏水時における水道料金の減免について ☆☆☆

宅内において漏水があった場合、要件を満たしている場合に限り水道料金の減免が受けられます。（減免申請書の提出が必要です。）



## ■ 農業集落排水処理（特別会計）

5,450万円

（地域整備課 上下水道係 TEL 72-0766）

農業集落排水処理事業は、農業振興地域において農業用用水を含めた地域の水質保全と生活環境の向上を図ることを目的とした汚水処理事業です。

### ●施設の維持管理 934万円

処理場、中継ポンプ場（30箇所）などの施設の電気料、機器の保守管理に必要な経費を計上して、施設の良い管理に努めています。

### ●地方公営企業法適用移行事務支援業務 309万円

令和6年度からの公営企業会計適用に向け、公営企業としての例規の整備、関係機関への届出、会計ルール決定等を行う経費

### ●施設建設費の償還 4,092万円

施設を建設するために過去に借入れたお金の償還費

### ●集落排水基金の積立 2万円

集落排水処理施設における大型処理機器の更新に備え、加入分担金と基金積立による利息分を毎年積立しています。令和2年度末の基金残高（見込み）は5,353万円です。

### ●その他事務費 113万円

汚泥の引き抜き手数料や集落排水使用料の納付手数料などの事務費を計上しています。

※農業集落排水処理事業は、町の一般会計からの支出（4,289万円）のほか、加入者の皆さんの使用料（858万円）を受けて運営しています。

### ☆☆☆ 農業集落排水処理施設をご利用の皆様へお願い ☆☆☆

下水道には、紙オムツやウェットティッシュ、生ゴミ、たばこ、油など流さないでください。下水管の詰まり、中継ポンプの故障や清掃回数の増加などで維持管理費が増加します。利用者皆様の施設です。大切に使用しましょう。

## ■ 飲料水供給施設整備

200万円

（地域整備課 上下水道係 TEL 72-0766）

水道未給水地域の格差を無くすため、水道の未給水世帯を対象に、井戸などの設置費用の一部を補助します。令和4年度より、2戸以上で設置する場合の補助を拡充しました。

1戸の場合・・・設置費用の3分の2（上限100万円）

2戸以上（共同）の場合・・・設置費用の3分の2（上限200万円）

## ■ 合併処理浄化槽設置

647万円

(地域整備課 上下水道係 TEL 72-0766)

生活排水による水質汚濁を防止し、生活環境を保全すること、また、公衆衛生の向上を図ることを目的として、合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助します。合併浄化槽の普及を図るため、町独自に補助金の上乗せを実施しています。

※この事業は、国の補助3分の1(119万円)と過疎対策事業債(280万円)にて実施します。

### 設置費補助額は次のとおりです。

|      |       |            |
|------|-------|------------|
| 5人槽  | 1基当たり | 580,000円   |
| 7人槽  | 1基当たり | 785,000円   |
| 10人槽 | 1基当たり | 1,120,000円 |

※ 住居で使用される浄化槽が補助の対象です。

店舗等と共用して使用される場合は住居部分が対象となります。

10人槽は2世帯住宅が対象です。

※ 町内業者が施工した工事が対象です。

ひかり電話

インターネット

告知放送

有線テレビ



## ■ 地域情報通信（F T T H）事業

7, 1 8 2万円

（まちづくり推進課 地域情報係 TEL 7 2 - 0 6 3 4）

町内全域に整備された光ファイバー網を活用し、「まげなねっとかわもと」から光通信サービスと有線テレビサービスを提供しています。川本町の「安心」「魅力」「活力」に繋がるよう、サービスの充実と利用者の拡大を目指しています。

- ・ F T T H施設等保守管理委託料 1, 7 1 9万円
- ・ 新規加入工事費 3 0 0万円
- ・ 告知放送システム 1, 1 7 3万円
- ・ まげなねっとテレビ機器更新 8 0 3万円 など

地域情報通信事業は、加入者の皆さんからの使用料・負担金（1, 2 5 8万円）やN T Tとの契約による伝送路使用料等（1, 6 1 3万円）などを受けて運営しています。

### 【 有線テレビ放送 まげなねっとの番組について 】

まげなねっとでは、町内のイベントや町議会を放送しています。  
毎月 20 日の自治会配付文書で、番組表を配付しています。

#### ◆まげなねっと 111 c h

まちの話題やお知らせ、また、県内ケーブルテレビ局が作成されている番組などを中心に放送しています。

#### ◆まげなねっと 112 c h

災害情報を優先的に放送します。  
また、県議会や町議会、町内でのイベントなどを放送しています。

### 【 有線テレビ放送 まげなねっと 1 1 チャンネルから お知らせ 】

#### ■番組素材を募集しています

自治会や地域、各団体による活動を「まげなねっと」で放送しませんか。撮影・取材にも伺いますのでご連絡ください。

#### ■テレビCMを募集しています

1 本 1 5 秒以内 1 日 5 回放送  
放送料：町内 4, 4 0 0 0円  
（町外 8, 8 0 0 0円）

故障かな？と思ったら（インターネット・ひかり電話）

N T T 西日本 I P サポート フリーダイヤル 0120-248-995

（平日 9:00～17:00 以外は録音受付対応）

## ■ ごみ処理施設の運営

1億1,354万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

ごみ処理、し尿処理、資源リサイクルを、邑智郡総合事務組合で共同処理しています。

ごみの焼却、埋立処分のほか、容器包装の紙・プラスチック・ペットボトル等は、資源としての再利用を推進しています。ごみを減らし、資源として再利用するため、分別収集などご協力をお願いします。

また、新可燃ごみ共同処理施設が令和4年度から供用開始しました。

燃えるごみと燃えないごみはそれぞれ別での受付・精算になりますので、ご注意ください。

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| ◇ ごみ焼却施設運営費（燃えるごみの焼却） | 6,468万円 |
| ◇ し尿処理施設（し尿の処分）       | 3,664万円 |
| ◇ 新可燃ごみ処理施設運営費        | 1,223万円 |

ごみ収集などの日程は、各戸配付している  
「令和4年度ごみ収集日程表」をご確認ください

### ごみ収集におけるお願い

- ・ ゴミ袋には、必ず『地区名』『氏名』を記入してください
- ・ 指定のゴミ袋を使用してください
- ・ 指定日以外には、ゴミを出さないでください
- ・ ゴミは、収集日の午前8時までに出してください



## ■ ごみの減量化対策

7万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機の購入に対して補助を行います。

ご検討される方は、事前に役場までご相談ください。

【生ごみ処理機】の補助額

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 電源が必要なもの | 本体購入費の1/3（上限20,000円） |
| 電源が不要なもの | 本体購入費の1/2（上限3,000円）  |

## ■ ごみ分別アプリサービス

26万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

ごみの収集日程や分別方法をお知らせするスマホアプリ『川本ごみ分別アプリ』サービスを配信しています。



『はちぶん』

『川本ごみ分別アプリ』は、下記のQRコードからダウンロードまたは、「App Store」、「Google play」で「川本ごみ分別アプリ」で検索をお願いします



左のアイコン『はちぶん』が目印です。

iOS 端末をお使いの方はこちら

Android 端末をお使いの方はこちら



## ■ 環境保全

10万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

河川環境保護のため、町内の主要河川で水質検査を行い、環境保全を図っています。

また、油の流出など緊急時の対応を、国、県と連携して行います。

不法投棄ごみについては、関係機関と連携し、監視等に努めます

不法投棄の現場を目撃したときは、警察署または町民生活課まで連絡をお願いします。

## ■ 地球温暖化防止対策

84万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

一般住宅に設置する太陽光発電パネルの費用の一部を補助し、温室効果ガスの削減や地球温暖化の防止を図ります。ご検討される方は、事前に役場までご相談ください。

### 太陽光発電等導入促進補助金

1戸につき1kwあたり7万円(補助上限は4kw、28万円まで)

※設置工事を予定される際は、必ず事前にご相談ください。



## ■ 堤防の除草

265万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

堤防の危険箇所の点検、また美しい景観づくりを目的として、川本、三島地区の江の川堤防並びに因原地区の濁川堤防と河川敷の除草を行います。江の川堤防の除草については、住民グループなどのご協力により行います。

※この事業は、江の川堤防については全額(15万円)を国が、濁川堤防については県の補助(125万円)を受けて実施します。



(地域整備課 管理整備係 Tel 72-0637)

金比羅山児童公園、因原児童公園、三島ふれあい公園の電気、水道料や除草等の維持管理にかかる経費です。公園の清掃などは地元自治会のご協力により行っています。



清掃後の金比羅公園

## 日常の安全対策の充実

### ■ 交通安全の推進

34万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

地域から交通事故を無くすためには、一人ひとりが交通社会の主役であることを自覚し、交通ルールの遵守と交通マナーを守る必要があります。こうした社会を実現するため、交通安全対策協議会関係機関や団体と連携し、交通安全運動に取り組んでいます。

島根県内では、高齢者による交通事故が多発しています。高齢化率の高い川本町でも、高齢者が交通事故の当事者にならないよう努めていく必要があります。



街頭指導（出陣式-令和3年春-）

## 高齢者ドライバー 運転免許証の自主返納者に対する助成制度のお知らせ

＜詳しくは、下記の事業をご確認ください。＞

- 石見交通「バスカード」購入費助成 【第1章 暮らし 35ページ】
- 高齢者等フリーパス 【第1章 暮らし 36ページ】

### ◆◇◆ 邑智郡交通安全協会川本支部について ◆◇◆

邑智郡交通安全協会川本支部は、交通道德の向上を図り、交通安全防止に努めるため、普及活動などに力を注いでいます。

#### ◇ 高齢者運転マークの無料配布

70歳以上の方は、運転するときは車に高齢者マークを積極的に付けましょう。＜会員の方が対象です。各分会で配布しています。＞



#### ◇ 自転車用ヘルメット購入費助成

児童・生徒の交通安全を推進するため、邑智郡交通安全協会川本支部が、自転車用ヘルメットの購入費を助成します。

助成対象：川本町に住所を有する満18歳に満たない児童・生徒の保護者

助成金額：ヘルメット1個の購入額×1/2（100円未満の端数切捨）※上限2,000円

＜例＞保護者が児童・生徒1人に対し1個のヘルメットを購入した場合

ヘルメット1個3,675円 → 助成額1,800円

【お問い合わせ】 邑智郡交通安全協会川本支部

事務局 川本町総務財政課（電話）72-0631

●防犯対策 41万円

現在通学路に防犯カメラを18基設置しています。カメラは島根県防犯連合会からの無償貸与や自治会からの寄贈等をいただいております。カメラの設置には、皆様の寄附により積み立てられた「ふるさと思いやり基金」を活用させていただいております。

町民一人ひとりの安心安全な暮らしを守るため、防犯連合会や地域安全推進員等のボランティア組織と連携し、各種防犯活動を行います。

●自治会への防犯灯LED化のための助成 45万円

現在自治会が管理している防犯灯をLEDへ更新及び新設のための経費を自治会に対して助成します。

多くの自治会で防犯灯のLED化を実施し、まち全体の安全性向上を目指します。(助成金については「ふるさと思いやり基金」を活用させていただいております。)

補助率：1／2 限度額 防犯灯を交換する場合：1基につき35,000円

専用柱を設置する場合：1基につき50,000円





## 第5章

# 効率的な行財政運営の推進



## 効率的な行財政運営の推進

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| ■ 監査活動                  | 119 |
| ■ 議会運営                  | 119 |
| ■ 町例規集の維持管理             | 119 |
| ■ 職員研修                  | 119 |
| ■ 税金の課税・徴収に関する経費        | 120 |
| ■ ふるさと納税                | 121 |
| ■ 情報発信の充実               | 122 |
| ■ 会計事務に関する経費            | 123 |
| ■ 情報システムの運用             | 123 |
| ■ 国民年金の事務               | 124 |
| ■ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金事務    | 124 |
| ■ 火葬場の運営                | 124 |
| ■ 戸籍・住民票の交付などに関する経費     | 125 |
| ■ 一般旅券（パスポート）発給業務に関する経費 | 125 |
| ■ 選挙事務                  | 125 |
| ■ 町有財産の維持管理             | 126 |
| ■ 法律相談センターの運営           | 126 |

## 効率的な行財政運営の推進

### ■ 監査活動

89万円

(監査委員事務局 TEL 72-0068)

町では、2名の監査委員を任命して行政運営及び財産管理が適正になされているかを検査し、その内容を公表しています。監査は毎月1回行う例月出納検査、年1回行う定期監査、決算審査のほか、事務監査請求、住民監査請求による監査などもあり、それぞれの監査によって透明性の高い行政運営が確保されています。

### ■ 議会運営

5,751万円

(議会事務局 TEL 72-0068)

町民の代表者として選ばれた議員が、町民の福祉向上と地域社会の発展を図るために、町政の方針や予算などを審議し、議会の重要な役割である「具体的な政策の最終決定」と「行財政運営の監視」の機能を発揮しながら、住みよいまちづくりの実現に積極的に取り組んでいます。

定例会は年4回(3、6、9、12月)、必要に応じて臨時会を開催します。定例会と臨時会は傍聴ができますので、ぜひご来場ください。なお、会議録は町のホームページでも公開しています。また、本会議で決めなければならない議案などを、常任委員会(総務教民、産建町民)及び特別委員会で専門的に調査、審査します。議会議員研修にも参加し、町政発展に尽力いたします。

### ■ 町例規集の維持管理

183万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

役場で行っている業務のすべては、法律はもとより、条例や規則などで定めた内容に基づいて実施しており、その条例などを川本町ホームページで公開しています。条例などの作成から公開に至るまでをシステムにより管理しており、その業務を委託しています。ホームページは随時更新し、常に最新の町の例規を公開します。なお、申請書なども入手できますので、是非ご覧いただきご利用ください。

### ■ 職員研修

216万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

行政課題や住民ニーズが多様化、複雑化し、より高度な政策判断と知識が求められる中、これまでに以上に職員の高い行政能力が問われています。職員の資質と能力を向上させるため、職員研修に力を注いでいます。

研修は、町が独自に行うものや、島根県自治研修所、中央研修所に委託して行うもの、また総務省自治大学校等の他研修機関が開催する研修などがあり、積極的な参加を促しています。

※島根県市町村振興協会研修委託費補助、研修受講補助を受けて実施します。

町税（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など）を適正に計算・処理し、徴収業務を行うための経費です。

税金は納期内の納付をお願いします

～町税はみんなの暮らしを支える大切な財源です～

町では、町民の皆さんが豊かで安定した暮らしができるように、社会福祉の充実、住宅や道路の整備、教育の振興、消防など様々な事業を行っています。町民の皆さんが納める税金は、皆さんが安心して生活するために重要な役割を果たして、暮らしを支える町の大切な財源です。税金は納期内の納付をよろしくお願いします。

令和3年4月から、コンビニ納付でも納付が可能になりました。

○納期は次のとおりです。 納期内に金融機関で納付をお願いします。

|             |       | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  |
|-------------|-------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 軽自動車税       | 【種別割】 |    | 全期 |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |
| 固定資産税       |       | 1期 |    |    | 2期 |    |    |     |     | 3期  |     | 4期  |     |
| 町県民税        | (※注)  |    |    | 1期 |    | 2期 |    | 3期  |     |     | 4期  |     |     |
| 国民健康<br>保険税 | 普通徴収  | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期  | 8期  | 9期  | 10期 | 11期 | 12期 |
|             | 特別徴収  | 1期 |    | 2期 |    | 3期 |    | 4期  |     | 5期  |     | 6期  |     |
| 後期高齢者       | 普通徴収  | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期  | 8期  | 9期  | 10期 | 11期 | 12期 |
| 医療保険料       | 特別徴収  | 1期 |    | 2期 |    | 3期 |    | 4期  |     | 5期  |     | 6期  |     |

- ・普通徴収 とは、納付書や口座振替による納付方法のことです。
- ・特別徴収 とは、公的年金からの引き落としによる納付方法のことです。

(※注) 町県民税について

- ・給与所得者の方は、年税額を6月から翌5月までの12回にわけて、毎月支払われる給与から引き落とされます。〔給与特別徴収〕
- ・公的年金の支払を受けている65歳以上の方で、公的年金所得にかかる税額がある場合は、公的年金から引き落とされます。〔年金特別徴収〕
- ・それ以外の方については、役場からお送りする納付書、あるいは口座振替により、年4回に分けて納めていただくことになります。〔普通徴収〕

## ～川本町への寄附金（ふるさと納税）～

皆さんのふるさとへの思いやりを「寄附金」という形でいただき、まちづくりに役立てます。また、この寄附は「ふるさと納税」制度にあたるもので、寄附額に応じ住民税と所得税から一定の控除が受けられます。

### ●川本町ふるさと納税の使い道

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| ①新型コロナウイルス感染症対策のために | ②ひとり親世帯の支援のために   |
| ③がんばる集落や人を応援するために   | ④元気な子どもが育つ環境のために |
| ⑤健康で安心して暮らせる環境のために  | ⑥島根中央高校を応援するために  |
| ⑦地域医療の充実のために        | ⑧特に指定しない         |

### ●ふるさと納税返礼品

寄附していただいた方に感謝の気持ちを込めて、ふるさとの特産品などをお送りします。  
※ふるさと納税制度の定めにより、返礼品の送付は川本町外にお住まいの方のみが対象です。

### ●川本町への寄附方法

時 期：寄附金は随時受け付けています。

※起業家支援寄附等、一部受付時期を限定した寄附を募る場合があります。

形 式：寄附金は1口千円からで、千円単位で受け付けています。

なお、返礼品は町外寄附者のうち5千円以上寄附していただいた方に送付しています。

方 法：下記2つの方法を選択いただけます。

①寄附申請書（川本町ホームページからダウンロード可）をご提出いただき、会計室または金融機関窓口等で納付

②インターネット専用サイト（ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税）からお申し込みいただき、クレジット決済、電子マネー、郵便振込等から支払方法を選択し納付

使 途：町は、寄附金を上記「川本町ふるさと納税使い道」の中の事業に活用します。

★24時間・365日インターネットからふるさと納税が可能です。

【アドレス】 <http://www.furusato-tax.jp/>

### 令和3年度も多くの方々から貴重なご寄附をいただきました。（寄附実績）

寄附件数 1,101件（県内86件、県外1,015件）

寄附金額 30,628,000円（県内4,610,000円、県外26,018,000円）

（希望使途別内訳）

|                   |            |
|-------------------|------------|
| ① 新型コロナウイルス感染症対策  | 2,246,000円 |
| ② ひとり親世帯の支援       | 4,289,000円 |
| ③ がんばる集落や人を応援     | 3,583,000円 |
| ④ 元気な子どもが育つ環境整備   | 5,311,000円 |
| ⑤ 健康で安心して暮らせる環境整備 | 1,371,000円 |
| ⑥ 島根中央高校支援        | 1,836,000円 |
| ⑦ 地域医療の充実         | 2,211,000円 |
| ⑧ 特に指定しない         | 8,201,000円 |

※令和3年度は以下の寄附を受け付けました

災害支援：503,000円、ガバメントクラウドファンディング：1,077,000円

令和3年度 実施事業

オリ・パラ関連事業、ご当地カルタ作成事業、保育所完全給食事業 など

● 広報かわもと（毎月20日発行） 311万円

町民の皆さんが活躍されている様子や、行政からのお知らせなどを月1回お届けしています。

「広報かわもと」は、町のホームページでもご覧いただけます。町外にお住まいの方には、送料をご負担いただければお送りすることもできますので、お問い合わせください。

【広報紙への掲載広告を募集しています】

- ・ 広告1（1段サイズ）：縦55mm×横170mm 5,230円（町外10,470円）
- ・ 広告2（半サイズ）：縦55mm×横85mm 2,610円（町外5,230円）
- ・ 広告3（3分の1サイズ）：縦55mm×横55mm 1,570円（町外3,140円）

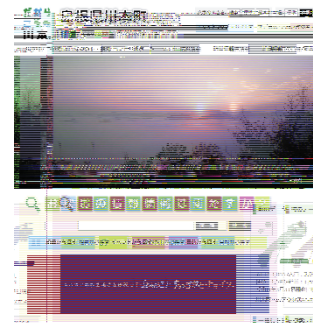


広報かわもと

● 川本町公式ホームページ 58万円

高齢の方や障がいをお持ちの方など誰にでも情報を探しやすく、見やすく、使いやすく、安全に利用できるホームページ作りを目指しています。また、川本町公式ホームページは、スマートフォンやタブレット端末にも対応していますので、いつでもどこでもアクセスできます。

<https://www.town.shimane-kawamoto.lg.jp/>



川本町公式ホームページ

【ホームページへのバナー広告を募集しています】

川本町公式ホームページのトップページにバナー広告を掲載します。自社サイトのPR・アクセス向上にご活用ください。

- ・ バナーの大きさ（縦60ピクセル×横150ピクセル） 1枠：3,140円/月

● 川本町公式 Facebook（フェイスブック）

Facebookでは、旬な町の情報を発信しています。

<https://www.facebook.com/town.kawamoto>



島根県川本町公式FB





## ■ 会計事務に関する経費

267万円

(会計室 出納係 TEL 72-2330)

会計室では、町の会計機関として、現金の出納及び保管、現金の記録管理、証券や基金の出納及び保管、歳入歳出決算の調製、資金の運用、財産の記録管理を行っています。

また公金の収入及び支出に関しては、その契約方法や内容について法律や規則に違反していないか、予算の内容と異なっていないか等十分に書類を審査し、誤りがないことを確認し執行しています。その他にも指定金融機関等に関すること（調整や検査等）も行っています。

### ※公金の運用状況

町では、「歳計現金等」並びに「基金」等の運用について川本町資金運用方針に基づき、資金の安全性及び流動性を確保した上で、資金の確実かつ効率的な運用によって、収益性を図る事にしています。

## ■ 情報システムの運用

5,747万円

(まちづくり推進課 地域情報係 TEL 72-0634)

### ●電算機器・システムの運用、維持管理 1,939万円

川本町では行政事務の効率化を図るため、業務の多くをコンピューターで処理しています。また、インターネット上で行政手続きを行うこともできます。町民の皆さんの大切な個人情報に漏洩しないよう、万全の対策を施します。

### ●住民基本台帳ネットワークシステム等の管理運営等 3,808万円

邑智郡3町では、住民基本台帳ネットワークシステムや住民税システムなどの運営を邑智郡総合事務組合で共同処理しています。邑智郡総合事務組合では、業務を円滑に進め、個人情報が外部に漏れることがないように適正な運用を図っています。



#### しまね電子申請サービス

[https://s-kantan.com/town-kawamoto-shimane-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.com/town-kawamoto-shimane-u/offer/offerList_initDisplay.action)

しまね電子申請サービス（上記サイト）は、自宅など身近な場所からインターネットを通じて行政手続きを行えるサービスです。現在利用できる主な手続きは次の通りです。

- ・住民票の写しの交付申請
- ・課税証明書、納税証明書の交付申請
- ・児童手当額改定請求 など

## ■ 国民年金の事務

14万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までの全ての方に加入が義務づけられており、誰もが安定した生活を送ることができるよう社会全体で支え合う制度です。

国民年金の第1号被保険者加入や異動届などの事務を、役場が窓口となり行っています。

※この事務を行う費用として、国から委託金を受けています。

## ■ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金事務

11万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給に関する事務費です。

令和2年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の1～4の順番による優先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、  
順番が入れ替わります。
4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

対象者等詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。役場までお問い合わせください。

請求期間は、令和5年3月31日までです。請求期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。

〈主な経費〉 弔慰金国債請求に係る郵送代 7万円、その他事務費 4万円

## ■ 火葬場の運営

892万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

美郷町と共同運営している火葬場「眺江苑(ちょうこうえん)」の運営費と棺車の維持管理経費です。

## ■ 戸籍・住民票の交付などに関する経費

288万円

(町民生活課 環境生活係 Tel 72-0632)

戸籍、住民票、印鑑証明、外国人の方に対する事務や個人番号カード（マイナンバーカード）発行申請・交付などの窓口業務を行うための経費です。

これらの電算処理は、邑智郡総合事務組合において、美郷町、邑南町と共同処理しています。

また、戸籍の届出に基づいて人口の動向を調査する、人口動態調査なども行っています。

### ●個人番号カード（マイナンバーカード）発行事務費として、交付委託費を支出しています。

14万円

※申請手続きは、役場町民生活課窓口へお越しください。

### ●窓口おもてなし事業として、出生、婚姻、転入など、人生の節目の大切な届出書を川本町へ提出された方に、お祝いの品をお渡ししています。

（記念品などの費用）22万円

## ■ 一般旅券（パスポート）発給業務に関する経費

8万円

(町民生活課 環境生活係 Tel 72-0632)

パスポートの発行・更新等申請業務を、町民生活課の窓口で行っています。

今年の4月1日から成年年齢の引き下げにより、18歳以上の方も有効期間10年のパスポートを申請することができるようになりました。

パスポートは、海外で通用する国際的な身分証明書です。なりすまし等による不正取得が、後を絶ちません。紛失や盗難には十分注意してください。

※窓口申請から交付まで、7日間（土日・祝日・年末年始を除く）かかりますので、期間に余裕をもって申請手続きを行って下さい。

## ■ 選挙事務

725万円

(町民生活課 環境生活係 Tel 72-0632)

選挙管理委員会では、年4回、選挙人名簿の調製を行っています。この選挙管理委員会の運営に必要な経費を計上しています。また、今後予定されている選挙の経費を計上しています。

### ●参議院議員総選挙費 670万円

(主な任期満了日)

令和4年 7月25日 … 参議院議員（半数改選）

令和5年 4月29日 … 島根県知事、島根県議会議員

令和6年 2月21日 … 川本町長

令和6年 4月24日 … 川本町議会議員

令和7年 7月28日 … 参議院議員（半数改選）

令和7年10月30日 … 衆議院議員

## ■ 町有財産の維持管理 5, 184万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

町が所有している自動車、土地、建物、役場庁舎などの財産の管理に必要な費用を計上しています。

〈主な経費〉

○集会所の改修、町有財産の維持管理費経費 2, 784万円

○役場庁舎の維持管理費経費 1, 922万円

○公用車の維持管理費経費 478万円

町有地を購入される方を随時募集しています。

申し込みは随時受け付けていますので、購入を希望される方はお問い合わせください。

## ■ 法律相談センターの運営 4万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

島根県弁護士会が、弁護士の少ない石見部においても法律相談サービスが受けられるよう、「石見法律相談センター」を運営されています。この運営費について町も負担をしています。

身の回りの紛争などでお困りのときは、まずは石見法律相談センターへ電話で相談・予約をしてください。

相談は無料です。(ただし、3回目以降の相談は有料となります。直接、石見法律相談センターへご確認ください)

石見法律相談センター TEL 0855-22-4514

〒697-0027 浜田市殿町22番地 浜田市役所北分庁舎1階

相談受付は、土、日、祝祭日を除く、毎日午前9時から午後5時までです。

浜田市の事務所のほか、川本町でも年3回(3月、6月、9月)の出張相談があります。

### 佐和法律事務所の無料法律相談

川本町出身の佐和弁護士による、無料の法律相談を毎月第4金曜日 午後2時から(変更あり)開催します。予約が必要です。

開催月：4月、5月、7月、8月、10月、11月、12月、1月、2月

会場：すこやかセンター、(7月から)悠邑ふるさと会館

予約：佐和法律事務所(浜田市) TEL 0855-24-1366

～ さ く い ん ～

|                  |   |       |              |   |     |
|------------------|---|-------|--------------|---|-----|
| ー あ ー            |   |       | 教育環境魅力活性化    | … | 76  |
| 空き店舗             | … | 61    | 狂犬病予防注射      | … | 29  |
| 空き家改修助成          | … | 38    | 禁煙治療費の助成     | … | 24  |
| ー い ー            |   |       | 緊急地震速報       | … | 99  |
| イズモコバイモ          | … | 45,85 | ー く ー        |   |     |
| 一時保育             | … | 65    | 暮らしの保健室      | … | 13  |
| 医療費等助成           | … | 30    | ー け ー        |   |     |
| 石見小笠原氏           | … | 85    | 経営所得安定対策     | … | 49  |
| 石見高原ハーブ米きぬむすめ    | … | 49    | 軽自動車税        | … | 120 |
| 飲料水供給施設整備        | … | 108   | K-POP事業      | … | 78  |
| ー う ー            |   |       | 敬老           | … | 17  |
| ウォーキング大会         | … | 86    | 結婚新生活支援      | … | 69  |
| ー え ー            |   |       | 健康教育         | … | 26  |
| 英検ジュニア           | … | 76    | 健康教室         | … | 25  |
| ええなあまつりかわもと      | … | 45    | 健康相談         | … | 26  |
| 駅伝競走大会           | … | 86    | 県道改良工事       | … | 105 |
| エゴマ              | … | 49    | ー こ ー        |   |     |
| NHKのど自慢          | … | 93    | 公営住宅         | … | 105 |
| 延長保育             | … | 65    | 後期高齢者医療      | … | 34  |
| ー お ー            |   |       | 後期高齢者医療保険料   | … | 120 |
| 邑智郡吹奏楽のつどい       | … | 93    | 公衆無線LAN      | … | 99  |
| おもてなし事業          | … | 125   | 交通安全         | … | 114 |
| ー か ー            |   |       | 江津邑智消防組合     | … | 102 |
| 会計事務             | … | 123   | 広報かわもと       | … | 122 |
| 外国語指導助手（ALT）     | … | 77    | 公民館          | … | 84  |
| 介護保険事業           | … | 17    | 公立邑智病院       | … | 30  |
| 介護予防事業           | … | 17    | 高齢者緊急通報装置    | … | 19  |
| 輝け11しまね町村フェスティバル | … | 45    | 高齢者等フリーパス    | … | 36  |
| 学習交流センター         | … | 81    | 告知放送         | … | 110 |
| 神楽共演大会           | … | 93    | 国民健康保険       | … | 32  |
| 河川の修繕            | … | 105   | 国民健康保険税      | … | 120 |
| 火葬場              | … | 124   | 国民年金         | … | 124 |
| 家族介護の支援          | … | 20    | 戸籍           | … | 125 |
| 学校給食             | … | 80    | 子育てサポートセンター  | … | 72  |
| 学校図書館司書          | … | 77    | 固定資産税        | … | 120 |
| 合併処理浄化槽設置        | … | 109   | 子ども等医療費助成    | … | 68  |
| かわもと移住体験プログラム    | … | 41    | 子どもフリーパス     | … | 67  |
| かわもと音戯館          | … | 94    | ごみ処理施設の運営    | … | 111 |
| かわもと暮らし          | … | 41    | ごみ分別アプリサービス  | … | 112 |
| 川本町音楽芸能祭         | … | 93    | コミュニティ助成     | … | 14  |
| 川本町産業祭           | … | 45    | 婚活応援         | … | 69  |
| 川本町地域農業再生協議会     | … | 51    | ー さ ー        |   |     |
| 川本町民プール          | … | 87    | 災害復旧         | … | 103 |
| かわもと図書館          | … | 90    | 災害への備え       | … | 99  |
| 簡易水道             | … | 106   | 在宅当番医制運営     | … | 30  |
| 環境保全             | … | 112   | 坂町           | … | 43  |
| 環境保全型農業直接支払      | … | 55    | 坂原家文書        | … | 85  |
| 環境を守る農業宣言        | … | 50    | 笹遊里公園        | … | 44  |
| 関係人口の創出・拡大       | … | 41    | 里山再生支援事業費補助金 | … | 9   |
| がん検診             | … | 23    | サポートセンターおおち  | … | 21  |
| 観光               | … | 45    | サロン          | … | 18  |
| 監査               | … | 119   | 産後ケア         | … | 68  |
| 感染症予防            | … | 27    | 産婦健康診査       | … | 70  |
| ー き ー            |   |       | ー し ー        |   |     |
| 議会運営             | … | 119   | 自衛隊音楽隊コンサート  | … | 93  |
| 木谷石塔             | … | 85    | しおかぜ駅伝       | … | 87  |



|                   |   |       |                |   |       |
|-------------------|---|-------|----------------|---|-------|
| 事業承継              | … | 60    | 多世代対話活動        | … | 83    |
| 自死対策              | … | 24    | たすけあい川本        | … | 13    |
| 自転車用ヘルメット購入費助成    | … | 114   | 多面的機能支払        | … | 54    |
| 児童手当              | … | 67    | 男女共同参画         | … | 95    |
| 姉妹都市              | … | 43    | 谷戸経塚           | … | 85    |
| しまね映画祭            | … | 93    | － ち －          |   |       |
| 島根中央高等学校          | … | 81    | 地域おこし協力隊       | … | 41    |
| しまね電子申請サービス       | … | 123   | 地域活動支援センターひまわり | … | 21    |
| 島根ふるさとフェア         | … | 45    | 地域公共交通計画       | … | 37    |
| 社会医療法人仁寿会加藤病院     | … | 30    | 地域包括支援センター     | … | 19    |
| 社会福祉活動            | … | 15    | 小さな拠点づくり       | … | 12,13 |
| 住生活基本計画           | … | 40    | 地球温暖化防止対策      | … | 112   |
| 住宅購入助成            | … | 38    | 畜産             | … | 53    |
| 住民票               | … | 125   | 治水対策           | … | 102   |
| 障がい児保育            | … | 65    | チャイルドシート購入費助成  | … | 66    |
| 障がい者就労促進          | … | 22    | 中央公民館          | … | 84    |
| 障がい福祉サービス         | … | 20    | 中学校            | … | 73    |
| 小学校               | … | 73    | 中山間地域等直接支払     | … | 56    |
| 商工業               | … | 60    | 中心市街地の活性化      | … | 60    |
| 商店経営改善支援          | … | 60    | 町県民税           | … | 120   |
| 情報システムの運用         | … | 123   | 町道田原絵堂線道路改良    | … | 105   |
| 消防団               | … | 102   | 町道の維持          | … | 104   |
| 奨励作物拡大支援事業費補助金    | … | 9     | 町民球場           | … | 87    |
| 正蓮寺楼門と経堂          | … | 85    | 町有財産           | … | 126   |
| 職員研修              | … | 119   | 町例規集           | … | 119   |
| 植栽支援事業補助金         | … | 59    | － つ －          |   |       |
| 食生活改善             | … | 18,26 | 土づくり育成         | … | 50    |
| 職場体験活動            | … | 79    | つながる絵本お届け      | … | 67    |
| 新型コロナウイルス感染症事業者支援 | … | 61    | － て －          |   |       |
| 新型コロナウイルスワクチン接種   | … | 28    | 定住促進住宅         | … | 39    |
| 人権・同和教育           | … | 95    | 定住の取り組みの成果     | … | 42    |
| 新生児聴覚検査           | … | 69    | テレワーク推進        | … | 62    |
| 親睦バレーボール大会        | … | 86    | 転倒骨折予防教室       | … | 18    |
| 親睦野球大会            | … | 86    | － と －          |   |       |
| 森林環境整備            | … | 59    | 特別栽培米生産拡大      | … | 49    |
| － す －             |   |       | 特別障害者手当等の支給    | … | 22    |
| 水防活動              | … | 101   | 特別弔慰金          | … | 124   |
| スクールバス            | … | 37    | 都市公園の維持管理      | … | 113   |
| 住まいづくり応援事業        | … | 38    | － な －          |   |       |
| － せ －             |   |       | 内水排除対策         | … | 101   |
| 生活困窮者自立支援         | … | 15    | 生ごみ処理機の購入費助成   | … | 111   |
| 生活支援コーディネーター      | … | 19    | － に －          |   |       |
| 生活支援ボランティア        | … | 18    | 西公民館           | … | 84    |
| 生活バス路線            | … | 35    | 日常生活用具の給付      | … | 20    |
| 生活保護              | … | 15    | 乳児健診           | … | 70    |
| 生産基盤強化支援          | … | 51    | 乳幼児健診          | … | 70    |
| 成年後見制度            | … | 19    | 認知症総合支援        | … | 19    |
| 選挙                | … | 125   | 妊婦健診・妊婦歯科健診    | … | 69    |
| 全長寺文書             | … | 85    | － の －          |   |       |
| － そ －             |   |       | 農業経営安定支援事業補助金  | … | 51    |
| 造林事業              | … | 59    | 農業集落排水         | … | 108   |
| － た －             |   |       | 農業水路等長寿命化・防災減災 | … | 103   |
| 体育協会              | … | 87    | 農業の担い手支援       | … | 51    |
| 大学と連携した子育て支援      | … | 79    | 農地耕作条件改善       | … | 52    |
| 大豆                | … | 49    | 農地流動化助成        | … | 51    |
| 太陽光発電パネル          | … | 112   |                |   |       |
| 体力作り              | … | 18    |                |   |       |
| タクシー利用助成          | … | 36    |                |   |       |

| － は －      |       |
|------------|-------|
| 配食サービス     | … 20  |
| 排水機場       | … 101 |
| バスカード購入費助成 | … 35  |
| パスポート      | … 125 |
| 発達クリニック    | … 70  |
| 発達促進保育     | … 65  |

| － ひ －         |       |
|---------------|-------|
| PCR検査         | … 49  |
| ピーマン          | … 49  |
| 光ファイバー        | … 110 |
| 人・農地問題解決加速化支援 | … 50  |
| ひとり親家庭への支援    | … 16  |
| 樋門の操作         | … 101 |
| 避難先           | … 100 |

| － ふ －         |       |
|---------------|-------|
| Facebook      | … 122 |
| フッ化物洗口、フッ化物塗布 | … 70  |
| 不妊治療・不育症治療    | … 71  |
| ふるさとカルタ制作     | … 84  |
| ふるさと教育        | … 78  |
| ふるさと納税        | … 121 |
| 文化財の保護        | … 85  |
| 文化事業の振興       | … 92  |

| － ほ －         |       |
|---------------|-------|
| 保育所完全給食       | … 66  |
| 保育所の運営        | … 65  |
| 包括的介護支援       | … 19  |
| 防災行政無線        | … 99  |
| 防災土育成補助       | … 99  |
| 防犯対策（防犯カメラ）   | … 115 |
| 防犯灯LED化のための助成 | … 115 |
| 訪問指導          | … 70  |
| 法律相談センター      | … 126 |
| ホームページ        | … 122 |
| ポテカ           | … 101 |

| － ま －       |       |
|-------------|-------|
| マイナンバーカード   | … 125 |
| まげなタクシー     | … 36  |
| まげなねっとかわもと  | … 110 |
| まちごと魅力化センター | … 81  |
| 丸山城跡        | … 85  |

| － み －                |      |
|----------------------|------|
| 未熟児養育医療費助成           | … 68 |
| 道の駅インフォメーションセンターかわもと | … 44 |
| ミニデイサービス             | … 17 |
| 三原まちづくりセンター          | … 84 |
| 魅力ある商店街づくり           | … 61 |
| 民間住宅整備助成             | … 39 |
| 民生児童委員               | … 15 |

| － む －             |      |
|-------------------|------|
| 有害鳥獣対策            | … 56 |
| Uターン住宅改修助成        | … 39 |
| 悠岳ふるさと会館          | … 91 |
| 悠湯プラザ             | … 17 |
| 湯谷温泉弥山荘           | … 44 |
| 夢と可能性に挑戦する人財定住助成金 | … 40 |
| 夢の教室              | … 77 |

| － よ －   |      |
|---------|------|
| 養護老人ホーム | … 16 |
| 予防接種    | … 27 |

| － り －        |      |
|--------------|------|
| リフォーム助成      | … 38 |
| 林業           | … 58 |
| 林業担い手育成支援    | … 59 |
| 林内路網整備事業費補助金 | … 59 |
| 林地残材搬出支援事業   | … 58 |

| － ろ －      |      |
|------------|------|
| 老人クラブ      | … 16 |
| 6次産業化推進補助金 | … 50 |
| ロビーコンサート   | … 93 |